
令和元年 第2回 定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和元年6月19日

閉会 令和元年6月20日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（6月19日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	9
○日程第 8 報告第 4 号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	9
○日程第 9 報告第 5 号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告について	10
○日程第10 報告第 6 号 法人の経営状況の報告について	10
○日程第11 平成31年第1回定例会付託 議案第19号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例 ...	12
○日程第12 町の一般行政について質問	13
13番 村 上 和 子 君	13
1 上富良野町での中高年のひきこもり実態調査と支援策は必要ではないか	
2 自治体業務改善を	
6番 金 子 益 三 君	17
1 院内保育の受け入れ拡充について	
2 危険空き家の改修に補助を出しては	
5番 今 村 辰 義 君	23
1 海外資本によるまちの水資源買いあさり状況とその保全について	
3番 佐 川 典 子 君	25
1 受動喫煙防止について	
2 食品ロスの取り組みについて	
3 いじめ防止について	
○散 会 宣 告	32

目次

第 2 号 (6 月 20 日)

○議 事 日 程	3 5
○出 席 議 員	3 5
○遅 参 議 員	3 5
○欠 席 議 員	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
○議会事務局出席職員	3 5
○開 議 宣 告	3 6
○諸 般 の 報 告	3 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 6
○日程第 2 町の一般行政について質問	3 6
1 1 番 米 沢 義 英 君	3 6
1 泥流地帯の映画化について	
2 富良野線の維持存続について	
3 まごころサービスについて	
4 補聴器の購入補助について	
5 奨学金制度について	
9 番 荒 生 博 一 君	4 5
1 観光振興策について	
2 キャッシュレス化と地域カード導入について	
8 番 竹 山 正 一 君	5 0
1 J R 富良野線の利用促進について	
2 第2次上富良野町商工業振興計画の事業の取り組みについて（地域振興について）	
○日程第 3 議案第 1 号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	5 5
○日程第 4 議案第 2 号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6 1
○日程第 5 議案第 3 号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6 1
○日程第 6 議案第 4 号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	6 2
○日程第 7 議案第 5 号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6 3
○日程第 8 議案第 6 号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6 4
○日程第 9 議案第 7 号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6 4
○日程第10 議案第 8 号 平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6 5
○日程第11 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6 6
○日程第12 議案第10号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	6 6
○日程第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	6 7
○日程第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	6 7

○日程第 15	議案第 13 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	67
○日程第 16	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	68
○日程第 17	発議案第 1 号	議員派遣について	68
○日程第 18	閉会中の継続調査申し出について	69	
○閉 会 宣 告			70

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	6月20日	原 案 可 決
2	平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
3	平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
4	平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	6月20日	原 案 可 決
5	平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
6	平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
7	平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
8	平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
9	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
10	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
11	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	6月20日	原 案 可 決
12	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	6月20日	原 案 可 決
13	北海道市町村総合事務組合格約の変更について	6月20日	原 案 可 決
	平成31年第1回定例会付託 議案第19号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する	6月19日	原 案 可 決
	行政報告	6月19日	
	町の一般行政について質問	6月19日 ・20日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月19日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	6月19日	報 告
3	平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
4	平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
5	平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
6	法人の経営状況の報告について	6月19日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月20日	適 任
	発 議		
1	議員派遣について	6月20日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月20日	原 案 可 決

令和元年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和元年 6 月 1 9 日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 6月19日～20日 2日間
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
監査委員 今村 辰義 君
第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について
第 7 報告第 3号 平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 8 報告第 4号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 9 報告第 5号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第10 報告第 6号 法人の経営状況の報告について
第11 平成31年第1回定例会付託
議案第19号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例
第12 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長谷川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	農業委員会会長	青 地 修 君
会 計 管 理 者	林 敬 永 君	総 務 課 長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	辻 剛 君	町 民 生 活 課 長	北 越 克 彦 君
保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君	農 業 振 興 課 長	狩 野 寿 志 君
建設水道課長	佐 藤 清 君	農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
教育振興課長	及 川 光 一 君	ラベンダーハイツ所長	北 川 和 宏 君
町立病院事務長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和元年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月14日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましてはお手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から法人の経営状況報告書の提出がありました。

また、議会運営委員長から所管事務調査報告書の提出、総務産建常任委員長から所管事務調査報告書及び平成31年第1回定例会で付託されました「議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例」の審査報告書の提出がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに令和元年度建設工事発注状況を配付しましたので御参考に願います。

また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、あす、20日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

欠席説明員の報告をいたします。米田代表監査委員から、一身上の都合によりまして本定例会に欠席する旨報告されておりますので、御報告いたします。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1 番 中 澤 良 隆 君

2 番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（西村昭教君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 令和元年第2回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る5月24日及び6月13日に、議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました7件の陳情、要望の取り扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案13件、報告案件3件、諮問1件、議長からの報告案件3件であります。

また、町の一般行政については、村上和子議員外6名の議員から一般質問の通告があり、質問の順序は先例により通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月20日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（西村昭教君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

会期は本日から6月20日までの2日間と決しま

した。

◎日程第4 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、3月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、上富良野町・ふらの農業協同組合による合同葬についてであります。名誉町民元上富良野町長故菅野學様が5月14日に御逝去されましたことから、5月18日に通夜を、19日に合同葬並びに告別式を社会教育総合センターにおいて執り行い、故人にゆかりのある600名を超える皆様の御参列をいただき、菅野元町長の人柄と御遺族をしのび、故人の御冥福を祈ったところであります。

次に、本年度4月からの執行体制についてであります。職員数につきましては、昨年度中の定年退職者など8名の欠員に対しまして、看護師2名、臨床検査技師1名、臨床心理士1名、保健師1名、栄養士1名、介護士5名、一般事務職員3名の採用を行い、昨年度当初から6名増の193名による執行体制としたところであります。

今後とも、町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを行いながら、業務の円滑な推進と体制の強化に取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。5月21日付の発令による危険業務従事者叙勲において、防衛功労者2名、消防功労者1名の方が瑞宝双光章、また、防衛功労者3名の方が瑞宝単光章を受賞されたところであり、受賞者のこれまでの御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、自衛隊関係についてであります。3月26日北部方面後方支援隊に第102弾薬大隊が新編され、その隷下部隊として第1弾薬中隊が上富良野駐屯地に新編され、4月1日に新編部隊紹介行事が上富良野駐屯地で行われ、今後の活動を祈念し、富良野地方自衛隊協力会から応援旗を贈呈したところであります。

基地対策関係については、6月10日に北海道基地協議会によります「防衛施設周辺整備対策に関す

る要望」及び「基地交付金等に関する要望」を道内関係機関に対し行ってまいりました。

記念行事関係では、5月25日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月2日の上富良野駐屯地創立記念行事、6月16日の第2師団及び旭川駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。

次に、防災関係についてであります。北海道と共同開催している「親と子の火山砂防見学会」が、十勝岳大正泥流についての学びを通じた火山災害に対する地域の防災意識の向上を図る取り組みとして評価され、6月6日神奈川県横須賀市で開催された「土砂災害防止全国の集い」において、土砂災害防止功労者として表彰を受けてきたところであります。

次に、平成30年度におけるふるさと応援モニター事業の実績についてであります。件数で8,461件、金額にして約1億196万円の御寄附があったところであります。モニター商品代金や配送料、取扱委託料など、必要経費の約5,045万円を差し引いた金額は約5,151万円となり、今後の事業に備えた基金への積み立てを行うとともに、事務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。

掲載するサイトにつきましては、従来の「さとふる」「ふるさとチョイス」「ふるまる」の三つに加え、本年度から「楽天」での取り扱いも開始したところであり、本事業を通じまして、本町の産業振興はもとより、「かみふらのブランド」の知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の一助となるよう努めてまいります。

次に、十勝岳ジオパーク推進協議会運営体制の整備についてであります。本年度より当協議会の体制強化を図るため、美瑛町内に事務所を新たに設置し、本町の職員1名を常駐させ、より一層、一体的な活動が推進されるよう、運営体制の強化、整備を図ったところであります。また、専門員の募集につきましても、人員確保に向け、引き続き努めてまいります。

次に、町税等の徴収状況についてであります。例年どおり、納税相談や滞納者に対する督促、差し押さえ等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、平成30年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で前年度比0.1%増の99.7%、国保税で0.2%増の99.0%と高い水準を確保できたところであり、滞納繰越金は、前年対比で、町税39万3,000円、国保税45万1,000円減少し、町税で360万5,000円、国保税で319万3,000円となっております。

今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めて

まいります。

次に、上富良野町高齢者事業団創立30周年記念式典・祝賀会についてであります。4月23日、プラザトミヤマにおきまして、多くの会員と来賓が出席し、盛会に開催されました。これまで長きにわたり会員及び役員を務めてこられた方々への表彰とあわせて、30年の活動の歴史を振り返り、高齢者事業団のさらなる発展を誓ったところであります。

次に、農作物の生育状況についてであります。今春は、例年より雪解けがやや早く進んだことから、耕起作業を初め、播種・移植作業などが順調に進み、作物の育成についても平年並みに推移しているところであります。

引き続き、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連絡をより密にし、作業の安全と豊作を願い、事業の推進に努めてまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月25日に、建設業協会と商工会工業部会の共催により、保健福祉総合センター「かみん」を会場に、建設事業従事者約150名が集い、開催されました。

大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、治水砂防関係についてであります。5月21日に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会に、また5月30日に、全国治水砂防協会の通常総会に出席し、砂防事業の拡充及び促進に向けた活動の推進を確認したところであります。

次に、上富良野高校への入学状況についてであります。今春の新入学者数は、地元の中学卒業者13名を含む17名となり、全校生徒数は73名となったところであります。

次年度に向けては、入学者の確保に向け、振興策のさらなる拡充とあわせ、地域の皆さんの御理解と御協力をいただき、魅力ある学校づくりへの支援を図り、地元高校の存続に引き続き努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度入札執行した建設工事は、6月12日現在、件数で15件、事業費総額で1億2,492万8,000円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は42件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に令和元年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

監査委員、今村辰義君。

○監査委員（今村辰義君） 米田代表監査委員が本日欠席されているため、議選監査委員である私から報告させていただきますので、御了承願います。

監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成31年4月26日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成30年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、令和元年6月4日及び6日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両78台の車両の実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告申し上げます。

平成30年度2月分から4月分及び平成31年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきまして、平成30年度分を16ページに、平成31年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第2号委員会所管事務調査結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 報告第2号委員会所管事務調査報告につきまして。

議会運営委員会所管事務調査報告書の内容報告とともに、また別紙として、議会懇談会についての審議経過表、議会懇談会アンケート集計比較表、第9回議会懇談会に伴う改善フロー図を添付させていただきました。

以下、報告文を一部朗読させていただきます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査として申し出た次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月19日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

調査事件名。

1、議会懇談会について。

調査の経過。

本委員会は、町民に身近で開かれた議会を目指すため、閉会中の継続調査に「議会懇談会について」を決定し、別紙「議会懇談会の審議の経過」のとおり、平成30年7回、平成31年1回、令和元年2回の計10回にわたり委員会で審議するとともに、平成30年11月15日開催の第9回議会懇談会では、検討した実施要領（案）の試行や団体への案内通知などの新しい取り組みを行いながら調査を行った。その結果を次のとおり報告する。

調査内容。

（1）参加者数・懇談会テーマ、町民への周知方法の推移。

これにつきましては、御高覧いただいているものとさせていただきます、報告文を割愛させていただきます。

また、議会懇談会（議会報告会）の開催経過を表

にまとめさせていただきました。また、ポスター掲示箇所につきましても表にまとめております。

2ページをお開きください。

議会懇談会の開催経過表、議会懇談会のポスター掲示箇所の表がございます。

（2）実施要領（案）の作成。

過去の開催に当たり、一定の手法はあったが、要領などとして整備されていなかったため、これまでの議会運営委員会会議録や開催実績を調査して、実施要領（案）を作成し、全員協議会に提出した。

実施要領（案）につきましては、御高覧いただいたものと思われますが、1から13項目のうち、特に10番目の項目を設けたことにより、町民の皆様からいただいた御意見をフル活用するための一助となることを期待するものであります。

以下、項目のみ朗読させていただきます。

実施要領（案）。

上富良野町議会「議会懇談会」実施要領。

上富良野町議会が主催する議会懇談会の実地要領を次のとおり定める。

- 1、目的。
 - 2、対象者。
 - 3、実施時期。
 - 4、実施会場及び開催日。
 - 5、班編成。
 - 6、担当会場。
 - 7、主な懇談内容。
 - 8、会場での配布資料。
 - 9、議会懇談会の役割分担と次第。
 - 10、報告書の作成及び処置。
- 次のページをごらんください。
- 11、留意事項。
 - 12、議会懇談会の周知方法。
 - 13、その他。

（3）開催会場の調査。

これまで、各住民会最寄りの公共施設を会場に、市街地区と郡部地区でそれぞれ2カ所から3カ所の会場で開催してきた経過にあるが、今後の開催に当たり、住民会ごとで開催要望もあることから、町内で開催が可能な会場について調査を行った。

下の図が会場候補であります。

（4）開催案内を通知する団体調査。

5ページにある表が、その団体の一覧を表にまとめたものでございます。

（5）アンケート集計の比較調査。

これにつきましては、御高覧いただいたものとして朗読を割愛させていただきます。

※懇談会の運営についてでございます。

懇談会の進行は、最初に議会広報等を活用した議

会の定例会報告、常任委員会の活動報告を行い、次に設定テーマの懇談、最後に町政課題やまちづくりなどの意見交換を行う次第を基本的に継続している。

懇談会最後の町民からの自由意見の場において、行政課題は議会に執行権がないため、町民が望む回答をできないことが課題である。ただし、議員個々の見解については回答できる。

(6) 改善フロー図の作成。

(1) から (5) までの調査と議会懇談会で住民からの意見などを総合的に判断・分析し、現状課題を認識するとともに、今後の開催に向けた改善などについて、意見のキーワードごとに対象者、テーマ、回数、開催場所、懇談会の拡大等、意見の取り扱い、形式・進め方に大分類して整理し、そのキーワードごとに今後改善しなければならない事項をまとめ、さらにその具体的な取り組み（案）を整理し、別添のとおりフロー図（案）として作成した。

2、総論（まとめ）。

議会懇談会（議会報告会）の開催は、平成21年4月から施行された上富良野町自治基本条例第4章「議会の役割と責務」を審議する際に、栗山町議会で開催された議会報告会を本町議会としても取り入れて、議会の活動を町民にしっかりと報告し、町民との情報共有に努め、まちづくりへの町民の意思の反映を実行する手法として取り組んできている。

平成22年度の初回から平成30年度の第9回まで、その都度改善して開催してきたが、町民からの御意見を真摯に受けとめて、継続する部分と改善しなければならない部分をしっかりと認識して分析し、議会にとっても、また町民にとっても有意義な懇談会として発展しながら継続していかなければならない。

今後、よりよい議会懇談会として継続するための具体的な取り組みとしては、対象者を全町民のほか、テーマによっては、各団体や分野ごとに細分化した開催やテーマについても町民が発言しやすいまちづくりに関連するものを十分に議会で審議して選択すること、また、町民からいただいた貴重な御意見の取り扱いのルール化など、課題は山積である。運営方法についても、これまでは対面方式で開催してきたが、それ自体が懇談会形式ではないとの御意見も多数あり、円卓座談会やワークショップ方式、さらには茶菓子を交えた茶話会、託児対応など、参加者がもっと気軽に参加して発言できる環境整備も必要である。回数についても、年1回の開催を継続してきたが、前述の手法や対応する議員を全議員から常任委員会や班体制などの少人数で実施することにより、きめ細かい対応が可能と思われる。

上富良野町議会が議会懇談会の開催を通じ、町民の信頼、期待に応えることで、将来における議員のなり手不足、議員定数、議員報酬などにおける町民の理解が深まることにつながり、地域の現状を踏まえた議会活動、議会判断ができていくものと考える。

個々の議会議員活動の活性化と議会運営そのものの活性化には少なからず町民目線での停滞という印象にならないことが望まれ、日々前進を目標とすることが議会運営と議会活性化の精神につながるものと判断する。

議会懇談会などでの広聴の重要性は多くの町民に理解されていることであり、その声をまちづくりに生かすことがともに歩む議会となることを確信する。

平成22年度から9回継続し、新しい元号令和元年で記念すべき10回目を数える議会懇談会開催に向け、十分に審議され、町民としっかりと対話する議会懇談会の発展的改善を期待して、改善フロー図（案）を提案し報告するので、十分生かされることを望むものである。

以上、議会運営委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） 続きまして、総務産建常任委員会所管事務調査報告書を朗読をもって報告とさせていただきます。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年6月19日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

記。

調査事件名。

1、定住・移住について。

2、観光振興について。

調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「定住・移住について」と「観光振興について」に決定し、平成29年3回、平成30年3回、平成31年3回、令和元年2回の計11回にわたり委員会を開催し、調査を行った。また、平成30年1月29日から31日の3日間、定住・移住の調査事件の先進地調査として島根県邑南町、島根県飯南町で行政調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1、定住・移住について。

（１）上富良野町の定住移住の現状と課題。

本町の定住移住対策は、平成１８年度までは移住相談窓口の設置や移住体験記を行政ホームページに掲載する程度であったが、平成１９年度の「頑張る地方応援プログラム」応募により、同年度、庁内プロジェクト「上富良野町移住・定住プロジェクト」を発足し、具体的な対策について取り組みを始め、平成２２年度には「移住定住プロジェクトチーム」を設置して「上富良野町定住移住促進計画（平成２３年３月）を策定している。

また、平成２０年度からは旧職員住宅を有効活用し「移住準備住宅」、「地域コミュニティ住宅」として移住者の体験移住などに取り組み、さらに平成２６年度からは、移住を検討している方を対象とした「お試し暮らし住宅」の運用を開始している。

さらに、平成２３年度は、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、上富良野の定住移住促進事業に組み、移住者実態調査、モニターツアー、移住案内用パンフレット作成、移住用ホームページのリニューアルを実施するとともに、町内の関係機関を構成メンバーとした「定住移住促進連絡協議会」を設置し、情報共有と連携を図っている。

続きまして、資料につきましては御高覧いただいたものとして省略をさせていただきます。

１７ページをごらんください。

総論（まとめ）。

平成３１年３月策定の第６次上富良野町総合計画の最重要課題として「町一体となった人口減少の対策」を掲げており、１０年後の令和１０（２０２８）年の人口目標値を１万６６０人としているが、国立社会保障・人口問題研究所では９,５４０人の推計値となっている。本町の人口は、平成３１年４月末で１万６５４人であり、その人口を維持して目標値を達成するためには、第２次上富良野町定住移住促進計画に掲げる４本の主要施策や重点的に取り組む２本の施策、さらには令和５年度まで計画している具体的な各施策の着実な実行とその効果を期待する。

また、定住の促進、移住の増加、人口減少対策のためにも、まちづくりの最上位計画である第６次総合計画の六つの分野目標達成のため、３０項目の施策を確実に実行することで、住んでよし、移住してよしの上富良野町を築き上げていただきたい。

なお、本委員会の調査でも明らかになっているが、移住対策をさらに促進するためには、移住者ターゲットの明確な設定、定住移住促進計画に掲げている各施策を移住者に対してもっと具体的に事業の内容がわかりやすい、見やすいパンフレット等の作成などにより、他市町村に引けを取らない本町の定

住移住の支援策を全国へ発信するなど、より具体的な戦略を持った取り組みにより、人口減少対策を図られたい。

さらには、本町への移住希望者の対応として、移住専属担当者を配置して、よりきめ細かい移住者へのフォローアップなど、人と人とのつながりを重要視した移住の取り組みを検討されたい。

１８ページにつきまして、次は、観光振興についてでございます。

（１）本町の観光の現状と課題。

本町の観光は、昭和５０年代後半の国鉄キャンペーンにより、町花ラベンダーが使用されたこと、また、北海道観光で富良野・美瑛エリアが注目を浴びたことにより、観光入り込み客数が増加し、平成１３年度には年間１００万人を超える観光客が本町を訪れ、ラベンダーの最盛期には国道２３７号線の渋滞など、道内はもとより国内有数の観光地として広く認識されていた。

しかし、バブル崩壊などの経済情勢の悪化や旅行需要自体の停滞、観光地間の競争化、団体から個人旅行へのシフトなどの要因により、平成２１年度までは観光入り込み客数は年間８０万人台を維持してきたが、東日本大震災の影響などで平成２３年度には６５万人台まで落ち込んでいる。

このような状況の中、観光産業の活性化や観光を中心とする地域の経済波及効果のため、行政、民間、観光団体が一体となって、観光振興に取り組んで観光入り込み客数の増加を目指すため、平成２４年１２月に本町で初めて観光振興計画（計画期間：平成２５年度から平成３０年度）を策定し、その計画を着実に実行することにより、平成３０年度までの観光入り込み客数の目標を９０万人に設定し、さまざまな取り組みを進めてきた

しかし、最新で公表されている本町の観光入り込み客数（平成２９年度）は６３万１,４００人であり、計画策定時の平成２４年度７４万１,３００人と比較して１０万９,９００人が減少しており、本委員会として、次のとおりさまざまな角度から調査・分析を行うため、本委員会の調査項目を「体験型観光」「特産品（地元食材の活用）」「インバウンド対策」に絞り込んだ。

以下、御高覧いただいたものとして省略をさせていただきます。

２４ページをごらんください。

（２）の総論（まとめ）。

１１行目まで下がります。

まず、「体験観光」について、本町は１日の最大宿泊数のキャパシティが８００人弱と少なく、観光入り込み客数の増加を宿泊数の増加で伸ばすことよ

りも、日帰り観光客の増加で全体数の増加を図ること、さらには、体験メニューの充実により、日帰りから宿泊へのシフトを期待し、今後の展開の可能性を調査した。

秀峰十勝岳エリアは夏山登山に加え、閑散期の冬季にバックカントリースキーはもとより、平地に雪が少ない時期にほかの地域よりも積雪が多いため、クロスカントリーの合宿誘致や春山の一番遅いスキー大会の可能性を秘めている。国立公園であり規制もあるが、関係機関や十勝岳温泉郷の各温泉施設と十分に調整することにより、冬季閉鎖の道道十勝岳温泉美瑛線をクロスカントリーコースに有効活用することや三段山スキースロープの再評価を行うことで、スポーツ観光の推進が図られることを期待する。

また、日帰り観光客に対して、短期間で本町の観光ポイントを有機的にめぐるモデルコースの設定とその魅力を十分に伝える有料ガイドの育成、観光客だけでめぐるより地域の人がガイドとして同行し、触れ合うことにより、本町の魅力を十分に楽しんでもいただけることや、その申し込み受付窓口を設けることにより、さらなる観光客の増加が期待できる。

なお、このモデルコースめぐりの商品化の受付窓口は、事業として軌道に乗るまでは、民間や個人ではなく、観光協会が主体的に取り組むことを期待する。

地域の体験型観光として、雪はね体験や農業収穫体験、公園清掃・ペンキ塗り体験、清掃登山体験など、この地域の日常生活を観光資源として認識することにより、観光ツアーの創出が図れる可能性もある。

本町は、十勝岳ジオパークの認定を目指し、これまでもジオガイド育成やジオ体験ツアーを実施しており、これの認定により、体験型観光のメニュー化がさらに期待できる。

さらに、上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略で「交流人口の拡大」を掲げており、移住希望者の居住体験や観光目的のシーズンステイなどによる短期滞在も観光入り込み客数の増加につながるものと思われる。

いずれにしても、こういった取り組みを先導、コーディネートする組織が必要であり、本町であれば観光協会がその業務を担うことが適当であり、町は必要な支援をするなど、町、観光協会、観光事業者がそれぞれの役割を明確にして分担し、戦略を持った観光振興に取り組まれない。

次に、特産品について、地元農畜産物の加工品及び農業者の6次産業化の製品などを調査したが、他市町村と比較して品目が少なく、本町を訪れる観光

客や来町されるさまざまなお客様へのお土産として、選択の幅が少ない実態であった。

本町には、かみふらのボークやホップ、雄大な十勝岳山麓の恵まれた気候風土の農畜産物など特産品の素材は多々あるが、それを加工する事業者や一括して販売する場所がないことも要因と考えられる。町として支援する制度「上富良野町新規開業・特産品開発支援事業補助」があるので、今後の事業者の展開に期待するものである。

地元産原材料使用の特産品とふるさと応援寄附モニター商品を調査したが、かみふらのボーク、まるごとかみふらのプレミアムビールなど、長年の努力でブランド化している特産品もあるが、イベント出展や観光施設、一般小売店での販売、さらにはふるさと応援モニター商品など、さまざまな手法を駆使して、上富良野町の知名度アップや特産品のブランド化を図られたい。

また、地元食材を活用したメニューを提供する飲食店も多数あるが、観光パンフレットには番号表記でわかりづらい点や日中と夜間の営業店舗が混在していることが課題と伺える。本町の現状を踏まえたとき、簡易的な地図でもよいので、通過型の観光客などが昼食に利用できる、日中に開店している店舗名が入った昼間の飲食店マップや、宿泊や夕食を目的として観光客に対する夜間の飲食店マップなど、ターゲットを明確にした地図やパンフレットの作成など、ここに行けば「かみふらの」の特産品を購入できる、「かみふらの」ならではのものが食べられる場の創出が課題であり、これらの取り組みを検討されたい。

次に、インバウンド対策について、本町を含め近隣市町村でも大きな課題となっている農地立ち入りやレンタカー、歩行などの交通ルールの違いなどの外国人マナー問題については、一自治体で取り組めるものではないため、北海道や富良野広域観光推進協議会など、上部団体や広域観光関連組織と十分に連携して、啓蒙や改善に取り組まれない。

また、来客対応等については、観光協会を主として外国語のパンフレットや飲食メニューなどが作成されているが、さらに観光看板の外国語表記や外国語対応の人材育成、公共交通の接続などのほか、観光事業者や観光協会と十分に協議して、入り込みの増加を図られたい。

いずれにしても、観光入り込み客数を増加させるためには、観光客が訪れる場所、観光地、観光施設の創出や知名度アップ、ブランド化が重要であり、十勝岳温泉郷のさらなる観光面での有効的な活用や日の出公園ラベンダー園・オートキャンプ場のブラッシュアップはもちろんのこと、既存の観光施設

と連携した誘客プロモーションの実施、さらには上富良野町企業振興措置条例第2条に基づく観光事業施設のトップセールスなど、さまざまな手法を駆使して、本町の観光を図られたい。

以下、資料は御高覧いただいたものとして説明を省略させていただきます。

以上、報告といたします。長くなりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、報告第2号委員会所管事務調査結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第3号平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第3号平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

まず、1行目の十勝岳線バス更新事業については、既に走行距離が51万キロを超え、各部の摩耗損傷が激しく、昨年の駆動系損傷を契機に、早急に新たな車両に更新するとともに、納車時期が年度を超えることとなることから、平成30年12月定例会において追加の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成30年度の決算期を迎え、限度額を設定した1,082万8,000円を平成31年度会計へ繰り越したものであります。

なお、当該車両につきましては、5月27日に納車されております。

次に、2行目の携帯電話伝送路支障移転事業については、昨年11月に本年2月20日を工期としていた支障移転工事に関し、NTT側より当該契約分の支障移転工事時期について延期する旨の通知があり、その末日が年度を超えることとなることから、本年1月第1回臨時会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成30年度の決算期を迎え、限度額を設定した62万7,000円を平成31年度会計へ繰り越したものであります。

次に、3行目の介護福祉施設整備事業について

は、国の補正予算による地域介護・福祉空間整備事業により、町内民間福祉施設2施設及びラベンダーハイツにおいて、当該補助事業を利用した発電機等の整備を行うため、3月定例会において追加の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成30年度の決算期を迎え、限度額を設定した860万8,000円を平成31年度会計へ繰り越したものであります。

次に、4行目の予防接種事業については、国の緊急風疹抗体検査事業として風疹の追加対策が実施されることになり、町においては、新年度の早い時期から事業所健診での機会に抗体検査を受診できるように準備を進めるため、3月定例会において追加の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成30年度の決算期を迎え、限度額を設定した462万6,000円を平成31年度会計へ繰り越したものであります。

次に、5行目の島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、6行目の経営体育成基盤整備事業、7行目の上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び8行目の北17号道路道営農地整備事業については、国の補正予算に伴い3月定例会において所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成30年度の決算期を迎え、限度額を設定した当該4事業の総額2億8,466万3,000円を平成31年度会計へ繰り越したものであります。

以上で、8事業の合計で3億935万2,000円を地方自治法第213条第1項の規定により平成31年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で国庫支出金など未収入特定財源については、事業完了時等に応じまして受け入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第3号平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、報告第3号平成30年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第8 報告第4号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） ただいま上程いただきました報告第4号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので御了承願います。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

自家用発電機整備事業について、本年3月の第1回上富良野町議会定例会において、事業実施に当たり一定の期間を要することの理由により、事業完了が平成31年度に入ることから、繰越明許費の議決をいただいたところです。

平成30年度会計の決算期を迎え、事業費の10万8,000円契を平成31年度会計へ繰り越したものです。

ついては、地方自治法第213条第1項の規定により、平成31年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものです。

以上で、報告第4号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、報告第4号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第9 報告第5号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました報告第5号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本年3月の第1回定例議会におきまして、繰越明許費1,641万円の補正を行い、御承認いただいたもので、今回、地方自治法の規定により報告を行うものであります。

本事業は、現在第2期長寿命化計画において管理

棟及び最終沈殿地等の建築電気及び建築機械更新工事を平成29年度及び平成30年度の2カ年で施工するもので、日本下水道事業団に設計積算及び施工管理業務を委託し、技術的援助をいただき、一昨年5月23日に協定の締結を結び、同年6月21日の議会において議決をいただき、本年3月に日本下水道事業団より平成30年度予算において設計内容の見直し及び工法検討に時間を要したとの報告をいただき、北海道と調整を行い、繰越手続の承認をいただいたことから、本年3月の定例議会において繰越明許費1,641万円の補正を行い、今回報告を行うものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第5号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

裏面をごらんください。

平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款下水道事業費、2項事業費、事業名、根幹的施設建設工事委託、金額1,641万円、繰越金1,641万円、国庫支出金823万5,000円、地方債810万円、一般財源7万5,000円。

以上、報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、報告第5号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（西村昭教君） 日程第10 報告第6号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（辻剛君） 報告第6号法人の経営状況の報告について。

ただいま上程いただきました報告第6号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類をごらんください。

1 ページをお開きください。

まず初めに、平成30年度の事業報告書ですが、ここには、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2 ページをお開きください。

2 ページから3 ページにかけましては、平成30年度における部門別報告書として、振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営しております4施設について、それぞれの実績概要を記載しております。

最初に、2 ページの吹上温泉保養センター白銀荘についてであります。入館者数は7万3,889人で前年度対比96.9%、利用収益は6,405万3,000円で前年対比98.8%の実績となりました。春から夏にかけ繁忙期の天候不順の影響により、上半期中はかなりの落ち込みとなりましたが、冬期間においてバックカントリースキー目的の利用者が従来よりも増加したことから、小幅な落ち込みにとどまったところであります。

また、施設管理の関係では、雪庇落下によりまして、平成30年4月に発生いたしました屋外灯油タンク破損による油漏事故、また、本年2月には雪庇除去作業中に人身事故が発生するなど重大な事故が重なったことから、施設の安全維持及び作業の安全確保の徹底につきまして強く指導を行った経緯にあります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万8,215人で前年対比90.8%、有料入場者数では1万4,117人で前年対比91.5%、利用収益では1,860万5,000円で前年対比94.9%の実績となりました。

利用者数及び利用収益に減少につきましては、白銀荘と同様の要因が考えられますが、外国人利用者につきましては依然として伸びている状況にあります。また、車中泊専用ゾーンの整備によりまして、特にフリーサイトが混雑する7月、8月においては、場内の混雑解消に有効に機能したところであります。

3 ページをごらんください。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は3,446枚で前年対比157%となり、利用収益では144万9,000円で前年対比122.7%の実績となりました。

順調に降雪が進み、営業期間が確保できたことにあわせ、今シーズンにつきましては、自衛隊の訓練利用がふえたことも売り上げが伸びた要因となった

ところであります。また、大きな転倒、衝突事故等もなく、無事、シーズンを終えているところでございます。

最後に、日の出公園についてですが、公園の使用料収入による利用収益は14万4,000円で前年対比58.2%減の実績となりましたが、これは夏期シーズンを中心に展望台営業を行っている出店事業者がかわり、新たな出店事業者による営業開始やシーズン途中となったことから減少したものであります。

次に、4 ページをお開きください。

平成30年度の決算報告書であります。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産合計は2,146万8,009円で、現金・預金の2,000万9,108円、商品の143万4,501円が主なものとなっております。

固定資産合計は90万4,701円で、有形固定資産87万4,701円と出資金3万円であり、資産の部の合計は2,237万2,710円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債合計は470万6,060円で、その内訳は、未払い金、預かり金等であります。

一部6ページにまがりますが、資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部ですが、株主資本1,766万6,650円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金合計の766万6,650円となっております。

次に、7 ページをごらんください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益となります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は8,425万1,103円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高を合わせた1,115万4,393円から期末商品棚卸高143万4,501円を差し引いた971万9,892円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高から売上原価を差し引いた7,453万1,211円となっており、さらに販売費及び一般管理費合計1億476万1,840円を差し引いた営業損失額は3,023万629円となっております。

営業外収益といたしましては、町からの管理委託料に当たります受託収入の3,138万4,378円

を初め、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ
3,160万1,982円となっております。

営業外費用といたしましては、雑損失の426万
円であり、これは油漏出事故にかかわる復旧工事費
用であります。

特別利益といたしましては、別途積立金取崩益の
340万円であり、これは油漏出事故の復旧費用の
財源に充当されたものであります。

以上のことから、営業損失金額3,023万62
9円に営業外収益3,160万1,982円を加え、
営業外費用426万円を差し引いた経常損失金額は
288万8,647円であります。さらに、特別利
益の340万円を加え、法人税等の7万円を差し引
きまして、当期純利益金額は44万1,353円と
なったところであります。

8ページから20ページには、ただいま説明いた
しました参考資料として、販売費及び一般管理費の
内訳書及び各施設の損益計算書、販売費及び一般管
理費の内訳書、株主資本等変動計算書のほか、各施
設の月別利用集計表を掲載してございます。

次に、21ページをお開きください。

令和元年度の事業計画及び予算についてでありま
すが、北海道の観光情勢等踏まえつつ、白銀荘につ
きましては、近年の動向から冬期間における集客に
力を入れるとともに、10月に予定をしております
料金の改定に伴いまして、脱衣場内のアメニティ用
品の充実など、サービスの向上を図ることとしてい
ます。

日の出公園オートキャンプ場につきましては、7
月にバンガロー5棟の供用開始を予定しており、売
上増につなげていきたい考えであります。

各施設とも、従業員一同、利用者に満足いただ
けるよう努めていくことで、適正な売り上げを見込む
とともに、費用の支出は必要最小限にとどめ、安定
した経営に努めていくことを基本方針として取り組
んでいくこととしております。

22ページから23ページにかけましては、施設
ごとの利用者見込み数並びに収入見込みを示したも
のであります。

最初に、22ページの白銀荘についてであります
が、計画入館者数を宿泊客で8,670人、回数券
利用者を含めた日帰り客で6万5,740人の計7
万4,410人として、売上高は6,708万円を見
込んでおります。

23ページをごらんください。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、計画
有料入場者数を1万3,960人として、売上高は
1,810万2,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売り上げ総枚

数を2,850枚として、売上高は119万3,00
0円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料と
して13万円の売り上げを見込んだところでありま
す。

なお、各施設とも、売上総利益から販売費及び一
般管理費の合計を差し引いた営業損失につきまして
は、町からの管理委託料等において賄う予定として
いるところでございます。

ページをお開きいただきます。

24ページから33ページには、参考資料として
予定損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書につ
きまして、公社全体と施設ごとに掲載しておりま
す。

最後に、34ページには、振興公社の株主名簿、
役員名簿を掲載しておりますので、参考にござん
いただきたいと存じます。

以上、報告第6号法人の経営状況報告につきま
して、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告
といたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質
疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これ
をもって、報告第6号法人の経営状況の報告につ
いてを終わります。

◎日程第11 平成31年第1回定例会付託 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第11 平成31年第
1回定例会で総務産建常任委員会に付託しました議
案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の
整備に関する条例についてを議題といたします。

本件に関し、総務産建常任委員長の報告を求めま
す。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） 平成31年
第1回定例会において、総務産建常任委員会に付託
された議案第19号使用料等の額を見直すための関
係条例の整備に関する条例に関し、朗読をもって報
告といたします。

1ページをお開きください。

総務産建常任委員会審査報告書。

議案第19号使用料等の額を見直すための関係条
例の整備に関する条例。

本委員会は、平成31年3月20日付付託された
上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと
決定したので、上富良野町議会会議規則第77条の

規定により報告します。

なお、本委員会は議案第19号に対し、次のとおり附帯意見を付することに決した。

令和元年6月19日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

記。

1、審査の経過。

平成31年3月5日開会の平成31年第1回上富良野町議会定例会に提案された「議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例」は、3月20日付で本委員会に付託された。

その後、本委員会の所管外の課に属する条例改正もあることから、上富良野町議会会議規則第71条に基づき、厚生文教常任委員会と協議して、平成31年3月20日、4月16日の2日間にわたり連合審査会を開催し、関係職員から詳細な説明を求め、慎重に審議を進めた。

審議に当たっては、今回の条例改正の趣旨である平成31年10月1日からの消費税率10%引き上げに伴う改正の内容、本年度に新たに整備する日の出公園オートキャンプ場のバンガロー使用の料金設定の内容、各公共施設の算定方法の検証、算定基準にばらつきがあった料金を当該施設の維持管理経費を考慮した料金に改正する内容などに関して質疑や意見交換を行った。

また、審議資料として、平成29年度の施設ごとの年間維持管理、利用件数、利用人数（団体数）、使用料のデータの提供を受けた。

改正趣旨1点目の日の出公園オートキャンプ場バンガローの使用料については、近隣市町村や類似施設などを参考に積算されており、妥当である。

2点目の消費税率引き上げに伴う使用料、手数料の改正については、消費税8%引き上げ時に据え置きしており、施設維持管理経費の高騰も考慮し、妥当である。

3点目の算定方法見直しによる改正については、これまでの公共施設の使用料が設置年度ごとで建設費や類似施設などを参考にして設定されていたものを各公共施設の部屋ごとに維持管理経費を算出し、共通する会議室、調理室、ホール、屋内運動場、運動場の平準化と指定管理施設に分類して検討されていた。性質別負担割合は、施設の性質や目的によって民間施設と比較し、利用者負担が100%と住民にとっての利用の必要性を考慮した50%としていたこと、政策調整率は、町の政策に基づく施設の利用については50%としていたこと。さらに、試算した使用料を現行使用料と比較し、一定の改定率を乗じて激変緩和措置を行い、住民負担の軽減に努め

ていたため、妥当である。

なお、条例の施行に当たっては、理事者において「2、附帯意見」を尊重されたい。

2、附帯意見。

使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例の施行に当たっては、町民に使用料、手数料の改正内容を丁寧に説明して理解を深める努力をされたい。

なお、パークゴルフ場やスキー場などの改正対象外の施設については、町民に誤解のないように周知されたい。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより、平成31年第1回定例会で、総務産建常任委員会に付託審査しました、議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第19号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

暫時休憩といたします。再開を10時35分とします。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 次に、日程第12 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります2項目について町長に質問いたします。

1項目めは、上富良野町での中高年のひきこもり

実態調査と支援策は必要ではないか。

ひきこもりは若い人だけの問題ではなく、40歳から64歳のひきこもりの状態の人が全国で推計61万3,000人であり、15歳から39歳の推計54万1,000人を上回っていることが内閣府の調査でわかった。

ひきこもり期間は3年から5年が21%、7年以上は46.7%、30年以上が6%、半数が7年以上で、20年以上の人も2割弱いる。

長期化、高齢化が進むと親の負担も重くなる。80代の親と50代の子どもが社会的に孤立し、困窮すると言われている。上富良野町にもこういった人がおられるのではないか。退職後、ひきこもりがちの方が孤独死された。

こういった現実を直視し、実態調査と気軽に相談できる相談窓口等の設置をするなど対策が必要と考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

2項目めは、自治体業務改善を。

多くの現業を持つ地方公務員、役場の職員の行政の働き方として行政サービスを維持しつつ業務をこなしているが、業務プロセスの改革としてICTの活用や業務のあり方の改善が必要ではないか。

事例1として、役場正面窓口の前には印鑑証明ほか各証明書の申請書等を備えつけているが、新しい時代となり、町民の用務の需要も多岐にわたるため、それらに対応できるよう見直しが必要ではないか。

事例2として、地域包括センターの介護認定については、介護保険導入以来18年がたっても従前と全く変わらず、認定されるまでに1カ月ほどかかる。介護認定を受ける家族等からも、もう少し早く認定を受けることができないのかとの声もある。主治医の意見書は医師が多忙につき日数も要するので、それらの専門の医師を配置するなど、富良野地区介護認定審査会運営会議等で議論するなど、業務のあり方の見直しなど、今回の一般質問では二つの事例を示したが、役場庁舎内でも今までの当たり前と考えている業務等改革の余地はないのか。

点検、見直しなどや民間委託なども必要と考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の上富良野町での中高年のひきこもり実態調査と支援策についての御質問にお答えいたします。

中高年のひきこもりにつきましては、内閣府が昨年10月に生活状況に関する調査として40歳から

64歳を対象とし、全国で5,000人を抽出し3,248人から回答を得ました調査結果につきまして、ことし3月に公表されたところであります。

調査では、性別、年齢別、就労状況、ひきこもり期間ときっかけ等について分析されておりますが、厚生労働省が示しておりますひきこもりの定義につきましては「さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態であり、疾病等のために自宅にいる場合は対象としない」との見解が示されており、これに基づきますと、現在、町としてひきこもりの実態について調査を必要とする状況との判断には至っておりません。

しかし、毎年実施しております民生児童委員による高齢者実態調査等におきまして、各種相談を受ける中には「50代の子が退職し戻ってきたが仕事が長続きしなくて困っている。親が元気なうちは年金で生活していけるが、自分たちが死んだ後どうなるのか」などの心配を話される高齢者もおられ、特に相談内容も高齢に伴う介護等に関するものと違った心配をお持ちの方も見受けられるところであります。

このため、町といたしましては、高齢者に限らず多様化する生活変化に対応し、いつでも心を開いて相談できる体制整備が重要と捉え、関係機関と連携し相談窓口のワンストップ化など体制を整備するとともに、情報収集や情報共有ができる仕組みづくりを行い、誰もが安心・安全で暮らせるまちづくりを目指してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の自治体業務改善に関する御質問にお答えいたします。

町が行っております業務につきましては、住民福祉の増進を基本に業務を遂行しており、日々住民サービスの向上を目指しているところであります。新たに時代が進むにつれ、住民ニーズも多様化しており、一方、効率的な行政運営も求められており、行政システムの簡素化のため、これまで主に手作業により行っていました業務を中心に、情報処理技術を活用したシステムの導入を図ってきたところであります。

主なものとしましては、平成7年12月に、道内自治体で初めて導入した戸籍情報システムを初め、内部業務では財務会計システムや例規システムの導入、各業務部署間での情報共有を図るための公共イントラネットの構築など、業務の迅速化、省力化に取り組んできたところであります。

議員御質問の事例にあります、役場1階窓口におきましては、入り口正面に総合案内機能を持たせる

ための総合窓口班を配置するとともに、来庁者の多くの方が利用される戸籍証明、印鑑証明のほか各証明書など、主要5種類の申請書について、お客様にわかりやすいように色分けした申請書とするなどの対応をさせていただいているところであります。

さらに、当町ではマイナンバーカードの取得率が他より高く、比較的移動人口も多いことから、役場窓口に出向かなくても全国のコンビニにおいて証明書を取得できるよう、証明書コンビニサービスを早期に導入し、住民サービスの向上に努めているところであります。

また、事例2の質問にあります、介護認定の事務手続につきましては、介護認定の申請から認定結果が出るまでの日数は、平成30年度上富良野町の審査件数379件の平均日数は28日間となっており、議員の御質問にありますおおむね1カ月程度を要する状況となっているところであります。

認定手続には、申請手続や訪問調査、また主治医の意見書等が必要であり、対象者の心身機能の把握や家族からの聞き取り、情報の整理、また主治医には申請者にかかわる疾病に対しての療養状況など詳細な意見を付していただくよう依頼しており、これらを整理した後、富良野圏域で設置しております介護認定審査会に諮るため、事前に書類を審査委員へ送付し、審査会を経て翌日に通知するためには、おおむね1カ月を要し、申請手続をされる場合には、申請者に対し、これらの必要日数につきましても事前に説明させていただいているところであります。

また、所要日数につきましては、申請者個々の状況によっても違いがあり、一律に1カ月程度を要する状況ではありませんが、平均日数で申し上げますと、他の管内や北海道、全国平均と比較しても、速やかな結果判定通知となっているものと理解をしているところであります。

なお、議員御質問にあります主治医の意見書作成につきましては、専門の医師の配置をとの御意見がありますが、医師確保が大変困難な状況において、専門医の配置は極めて難しいものと思われ、今後とも介護認定の事務手続につきましては、富良野地区介護認定審査会と連携し、極力速やかな処理が図られるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、近年さまざまな分野において人材確保に苦慮している状況にあり、一方では、働き方改革など、働く方々に対する新たな環境整備も求められている中において、町の行政サービスの維持向上を進めるためには、時代に対応した業務プロセスの見直しや、新たな情報処理技術の活用による業務改善を図るとともに、民間の力を活用することも大変有効であると思われ、今後とも研究、

検討を行い、不断の見直しに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目めのひきこもりのところでございますが、誰でもが相談できないと。家族、家庭内の問題をちょっと外に出すのめとかという、特に御高齢の親御さんになりますと、そういった心情もございまして、なかなか外部に助けを求めにくい。また、こういった人はなりたくなつたわけではございませんし、誰もがひきこもり未満といひましようか、予備群にもなり得るということでありまして、やっぱり家族の悩み、困っていることに重点を向け、今回相談できる体制を整えてあげることが大切だということで質問させていただいておりますが、町長は重要と考え、関係機関とも連携し、相談窓口のワンストップ化体制を整備するというお答えをいただきましたので、この点大変ありがとうございます。

相談行政についてはそういうことでございますが、あと、1点目の実態調査、これにつきましては、まだ実態調査を必要とする判断に至っていないという御回答をいただいたのですが、何かあってからではちょっと困りますし、国も初めてひきこもりの実態調査に乗り出しまして、公表したことで中高年のひきこもりの人が若い人を上回って大変な状況が起きているということで、やっぱり課題もいろいろと見えてきております。

上富良野町でも何人かおられる。私は、家族の方から、高齢化され苦勞されている話をお聞きしたものですから、今回提案型の質問をさせていただいたわけでございます。

町長は常々、町民の隅々まで照らす行政をしたいと申されておまして、ひきこもりの子どもさんを抱えて苦勞されているその親の気持ちを考えますと、孤立させてはならない。上富良野町は、ほかのどの町村よりも住みやすい、温かい町ということを示すためにも、高齢化になり、親御さんが死亡したり介護を必要とした状態になって初めてその実態がわかるということでは、私は遅いと考えております。

道も実態調査をするということですので、自治体でもということになると思いますけれども、町長、どうでしょうか。名前とか公表するということではなくて、町側、行政がわかって、理解を示して、そつと手を差し伸べてあげることが、そういう私は実態調査というものが必要でないかということで今回質問させていただいているわけでございます。

何人かおられて、いろいろなことを私も聞かされ

ているものですから、そういった人にどのような支援をしたらいいのか、またできるのか。何らかの支援の手を差し伸べる必要があり、状況はやっぱり把握するためにも、実態調査は必要だと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、御質問の中高齢者のひきこもり等については、大きな社会問題になっているということは、認識を共有するところでございます。

一方、御質問にあります当町においての実態調査等必要性等につきましては、先ほどの答弁でもお答えさせていただいておりますが、現在、高齢者の実態調査等を児童民生委員の皆さん方に御苦労いただいて行っている過程の中で、それぞれ各高齢者の皆さん方の生活実態というものをかなりの程度で把握できております。

そういう中、そういうものを通じて、大都会と私どもの町とのコミュニティはおのずと違いがありまして、あるいはふだんの隣近所の生活の変化だとか、そういったものもある程度把握できる状況にあるかと思えます。むしろ、そういう調査を急ぐより、やはりお困りの方が仮におられるとしたら、そういう方が心を開いて相談していただけるような、しかも方々めぐって相談するのではなくて、ワンストップ化を図って、そこで本当に親身になって相談をお受けするような体制整備をやはり急ぐべきではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、調査をするにしても何にしても、そういった方が本当に解決に向けて一歩足を踏み出そうという環境をつくらなければなりませんので、むしろそういったことに町としては取り組むことが優先されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） ありがとうございます。そういった相談体制を、ワンストップ化して下さるということで、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2項目めの1点目の窓口業務のところですが、窓口業務の戸籍情報システムは道内でいち早く取り入れたとおっしゃっておりますけれども、24年前のことでございまして、手続事務等の時間等、相変わらず時間もちょっとかかっておりますし、依然として役場の窓口の町民のイメージはちょっとわかりにくい。それから、面倒だ。それから手間がかかる。こういった、場合によっては何回

も行ったり来たりした経験があると、こういうようなイメージがありまして、やっぱり複雑多様化する文書の作成業務なんか、もう少しデジタル化を進めれば、私は効率が図られると思いますし、それからコンビニで証明書もとれるようになりましたけれども、さらに郵便局で拡大する業務もあるのではないかと。それから、道内でも千歳市では民間委託を導入いたしました。窓口業務にですね。

そういったことで、手続をもっとわかりやすく、ICTを活用すれば町民の負担も減りますし、それから職員の負担も軽減されると思いますし、要は、職員の対応向上力、対応力というのをもうちょっと磨いていただいて、やっぱり町民が快く利用できる窓口の環境づくり、それから町民の目線の窓口業務の向上が、これは私、職員の創意工夫で改善されるものと考えておりますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員のさまざまな窓口業務にかかわる御質問についてお答えさせていただきますが、現在、町で対応が可能な電子化等については、他の自治体に引けをとらない先進的な取り組みを私はしているというふうに思っているところでございます。

他方、そういった電子化等を進めることのスピード感と、一方、窓口を利用される町民の皆様方が、高齢化が進んでいる中でそういった電子化されることについて、住民の皆さん方がともすればついていけないというような逆に側面もありまして、やはり従来型の向き合っているいろいろ申請行為だとか、そういった手続をされるということのほうがむしろなじみがいいという方々も一定程度おられることから、その両方をやっぱり両立させていかなければなりません。

ですから、冒頭お答えさせていただきましたように、申請書類につきましては色分けをするとか、そういった工夫もしているところでございまして、とりわけ窓口業務につきましては、どの課も住民の皆さん方が第一印象を持たれる場所でございますので、丁寧に優しく対応するということは常に心がけるように指示もしておりますので、利便性を向上させていくということは永遠に追求めていくことでございますが、全ての世代の皆さん方に御不便を感じさせないような工夫はこれからもずっと続けてまいりますので、これからさらに、そういう電子化は進むと思いますので、そういったことに対するPRも積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の介護認定に要する1カ月程度の期間の短縮については、主治医の意見書作成に日程を要しておりまして、医師の配置ができないということであれば、ちょっと短縮は難しいのかなと思うのですけれども、まず、保健福祉課に申請いたしまして、それから訪問調査、二、三日でこれは終わるとしても、1次判定、それから主治医の意見書、ここら辺が2週間かかります。

医師の配置はどうにもならんとおっしゃっているわけですが、やはり保健福祉課の業務が多種多様でして、特に介護認定をやっている地域包括につきましても、7名で対応されておりますけれども、介護の認定調査員というのは嘱託職員で2名しかおりません。それで本人確認というのは足りないのですね、2名では。もう1名ぐらい配置しませんと。こういったところがやっぱり、お金もかかりますけれども、人を配置するべきではないかなと、このように考えておりますし、今、相談件数もすごいのですね。3年前から地域包括の相談件数は267件から675件。3年前と比べて2倍ぐらいの量になっているのですね。

これだけ求められている業務でございまして、私はやっぱり早急にICTを活用して、住所を入力すると担当の人がぱっと出てきて対応できるとか、役場職員の方が保健福祉課の業務の多種多様さ、また子ども包括も今度地域包括に移しておりますし、そういったところをやっぱりもう1名配置するなどしませんが、この業務改善につながらないと思うのですけれども、予算もかかりますけれども、私はこういったところにはお金をかけていいのではないかと、こんなように思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の介護認定に関します御質問にお答えさせていただきますが、介護認定につきましては、対象者が年々増加している実態というのは私も認識をしておりますことですが、介護認定につきましては、もう御案内のように、認定に当たっての申請書の作成といったものについては、それは一定程度マニュアル化されておりますので、それについて多くの時間を要するものではございませんが、やはり1次判定、2次判定と本当に実態を反映したような審査をするための前提条件を整備しなければ適正な判定につながりませんので、それにはやはり御家族に対します日常生活の様子だとか、あるいは専門医による疾病等療養等の経過等、そういった専門的なものは一定程度経

過を見ないと判定の基礎資料になり得ませんので、ですから最小限度の日数が必要だと。必要だということよりもむしろそれだけかけなければ適正な審査ができないという状況もございますので、それらを考えますと1カ月程度要するという、平均値でいたします。

しかし現場においては、本当に急を要するような事態の中にはございますので、10日もかけないで認定に至っているケースもありますし、1カ月を超える方もおります。なるべく申請者に対して最大限の審査結果が得られるような配慮を日ごろからしておりますので、一律に1カ月程度かかるというような状況でございせんので、御理解賜りたいと存じます。（「答弁漏れあります」と発言する者あり）

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 調査委員の増員等についての御質問がございましたが、認定申請数はふえておりますが、その対応が滞るようなことは現在生じておりませんので、極力現在のスタッフの中で遅滞なく申請業務が進むように、さらに頑張ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番金子益三君の発言を許します。

○6番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長に所信をお伺いさせていただきます。

まず初めに、1点目でございます。院内保育の受け入れの拡充についてお伺いをさせていただきます。

現在、医療スタッフの確保ということにおいては、全国的はもとより、地方においても特に人手不足から人材確保というのは大きな課題の一つとなっております。

このような状況の中、我が町の上富良野町の町立病院におきましては、この間におきまして看護師等医療スタッフの確保のためにさまざま取り組みをしてこられておりました。医師確保のために、職員間によるきめの細かな対応、そして意思疎通を図るためのミーティングを数多く持ち、現場の問題を浮き彫りにして、その対応を迅速に行ってきたことは本当にすばらしい努力のたまものであり、高く評価をするところでございます。

看護師の確保においては、未使用であった当時の病院の施設を改修することにより、院内保育所を開設し、看護師の子育てと仕事の両立を図り、慢性的な看護師不足に歯どめをかける一助となりました。

このことにより、10対1の質の高い看護と同時に病院会計においてもより有利な診療報酬確保にも貢献をしており、何よりも、このことにより住民の健康と生命を守るといふ、最も大切な病院の存続に大きな役割を果たしてきたことにつながっていると感じております。

一方で、近年の高齢社会におきましては、医療、介護のあり方につきましても、さまざまな多様化をしております。介護はもとより医療行為におきましても、慢性期において病院のような施設医療のみならず、自宅においても在宅医療を望み、訪問看護のケアを受けながら住みなれた我が家で病院と同様の適切な処置を受けて家族と一緒に暮らしたいと望む方も多くいらっしゃる現状にあります。

近年はその在宅医療もニーズが高まり、その需要が高まっている傾向にあるが、やはりここでも最も大切なのは在宅医療にかかわる訪問看護ステーションの看護師確保であると考えます。訪問看護においても、子育て中の看護師も多く在籍しており、やはり慢性的に看護師不足が起こっている現状にあります。訪問看護の状況を聞きますと、町立病院内の院内保育所の施設を利用させていただくと看護師確保にもつながるという声が多くありました。

町立病院と訪問看護とは、官民の違いがあることは私も十分理解するところではございますが、やはり同じ上富良野町の医療を担い、立場は官と民では違うということではありますが、上富良野町民の生命を守り、安心してこの町で住み続けることに貢献している、いわゆる医療資源と捉えますと、現在の町立病院の院内保育所を拡充し、これら訪問看護で働く看護師の子育てを受け入れることが可能とすることが望ましいと考えますが、町長の考えはいかがなのか伺いをいたします。

続きまして、2点目でございます。

通称ですが、危険空き家の改修に補助を出してはいかがでしょうか。

こちら、近年の高齢化に伴いまして、地方においては、都会でもそうですが、空き家が非常に増加してきている傾向にあります。

我が町におきましても、住民会を通じて空き家の状況を調査いたしておりました。持ち主が町内に在住して空き家になっている物件、持ち主は町内に在住していないが所在がわかり管理などはっきりとわかっている物件、そして建物の持ち主と連絡がとれない物件などに区分されて、行政として把握をしている状況にあるとお伺いしております。

住宅などの建物は言うまでもなく、人が住まなくなり管理がされなくなると躯体そのものが傷み、やがて倒壊などのおそれもある危険空き家になるば

りではなく、周辺に住む住民にとっても雑草やごみの飛散に加えて、不審者等の心配や治安の悪化、さらには不審火、火災等のさまざまな悪影響を及ぼすというふうに向っております。

そのような危険空き家になる前に、持ち主がわかっているならば、さまざまな対応を促すこともできます。実際のところは、取り壊しには多額の費用がかかるなどの理由で放置されている現状にあることもあります。

そこで、比較的新しい空き家で売買がなされないような物件に対して、民泊業者に対しリフォーム助成を設けることなどはいかがでしょうか。町に訪れるインバウンドのバックパッカーのような観光客は比較的安価な民泊の宿の提供を求めているので、これらに役立てることができるのではないのでしょうか。実際に、危険空き家をリノベーションを行うことによって活用し、それらの補助金を設けている自治体もあります。また、取り壊しに際して一部の補助金を出していた自治体もありました。

いずれにいたしましても、居住者が不在となり、相続等で放置されている空き家が危険空き家になる前に有効活用されたり、既に危険空き家となって周辺に迷惑となっているようなものの物件の解決にも行政が手助けすることが望ましいと考えますが、この点、町長はどのようなお考えをお持ちなのか伺うところでございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの院内保育の受け入れ拡充についての御質問にお答えいたします。

町立病院の院内保育所につきましては、当初、看護職員、看護補助員の離職防止及び潜在看護職員の現場復帰を促進するために、旧医師住宅を活用し、認可外保育施設として平成20年10月に開設したところであります。

その後、病院医療職の全体にわたる人材不足に鑑み、これらの人材確保のため、受け入れ対象幼児を町立病院に勤務する全医療職まで拡充し、また平成30年度からは、同様に人材確保に苦慮しておりますラベンダーハイツに勤務する介護士のお子様も対象とし、現在に至っているところであります。

御質問の訪問看護ステーションに勤務する看護師のお子様の受け入れにつきましては、議員御発言の地方における慢性的な看護師不足につきましては十分理解をしているところでありますが、町立病院の院内保育所は、あくまでも町が事業主として運営しております事業所に対する医療職の人材確保を目的として設置しているところでありまして、他の法人

が経営する訪問看護ステーション等に勤務する看護師のお子様、あるいは介護施設等に勤務する方のお子様の受け入れにつきましては、事業主体の違いから困難なものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの危険空き家の改修についての御質問にお答えいたします。

まず、危険空き家状況についてであります。現在、町内での空き家として確認しております物件は１００件であります。その中で、周辺に対する影響が大きいと分類される空き家は９件であり、その他に分類されている空き家は９１件であります。これらのうち、所有者が町内に在住されている物件は５８件、町外の方が４２件となっております。また、周辺への影響が懸念される空き家９件のうち、現在、所有者と連絡がとれない物件は１件となっております。

また、住宅リフォーム等の助成事業につきましては、平成２３年度から実施しておりますが、平成２９年度からは空き家の利活用を促進するため、助成の対象に空き家を加え、リフォームを行った後、対象空き家に所有者みずからが居住、あるいは借家として活用することを条件としております。

これらを通じ、定住促進につながることを目的としているものであり、民泊事業に供することを目的としたリフォーム事業は対象としていないところであります。これらを対象とするかについては、さらに研究、検討が必要と思われる、今後の課題と捉えさせていただきますと思います。

また、特に危険な空き家で、放置しておくことで倒壊や風雪によるトタンや外壁の剥がれ、落雪、火災等により住民の安全を脅かすことが危惧されるような事案に対しましては、住宅リフォーム等の助成事業の要綱が本年度末までとなっており、次年度以降へ向けた要綱見直しに当たり、国の空き家対策等も参考とさせていただき、安全確保につながるよう検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

６番金子益三君。

○６番（金子益三君） 再質問させていただきます。

まず、１項目めの院内保育についてでございます。御答弁にもありますし、私の質問でもあって、最初に申しておきますと、町立病院は公の立場で、これは行政のものである。いわゆる訪問看護ステーションについては民間の法人であるということは、まず承知をしているということで質問させていただくのですけれども、御答弁の中にもありましたよう

に、この春、ラベンダーハイツにおいても看護師が離職されるに伴って、いわゆる病院事業会計と、それからラベンダーハイツ特別会計の、この事業会計、特別会計をまたいでこれら院内保育を受け入れるということにおいて、実際、数カ月間中途でお子様を預かるということが可能になり、そのことでハイツの運営にも寄与できたということでございます。これは非常に評価の高いところでございます。

私が言いたいのは、いわゆる病院と企業という、そういう四角四面で考えるのではなく、もっと大きな枠として、これは同じ医療資源であると。これは、ちょっと話がそれるのですけれども、広域の医療で、例えば上富良野町立病院がなくなると、富良野協会病院も困る。これと同じように、訪問看護がなくなると、やはり施設介護だけで上富良野町の医療というものを賄うというのはドクターやスタッフに対しても非常に負担の大きいことでございます。やはりこれらをしっかりと守り抜いていくということが、この町で安心・安全で暮らしていけることにつながるというふうに考えております。

現状、訪問看護におきましても、この間、約２年ほどでございますが、看護師不足ということで旭川や近隣の町から看護師の派遣を受けて町の訪問看護を支えてきたという現状にあります。現場の声を聞くと、ずっとそこに入れていく必要はないけれども、一定程度の期間、募集が始まるまでの間、同じ医療行為の皆さんと同じところで預かっていただくことの受け皿ができるということが非常にスタッフ募集につながるということで伺っておりますので、改めてこの辺のやりくりというものを町長として、町の、いわゆる医療の受け皿として、攻めのスタンスとして、こういったことを捉えることができないかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ６番金子議員の医療職に係ります人材確保に伴う院内保育の利活用についての拡充についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただいておりますが、現在行っております町立病院における院内保育所の事業につきましては、繰り返しになりますけれども、町が経営者として事業を行っております病院運営、あるいはラベンダーハイツ特別養護老人ホーム等の運営上、人材確保ということは大変重要な観点でございます。それらに伴います人材確保を企業努力としての院内保育事業を取り入れているところでございまして、広い意味で、そういった医療職のみならず、例えば町内においては保育士だとか、採用困難職種は今多数ございますが、民間の介護施設等もございまして、それぞれ事業を経営されておられま

す事業主の皆さん方が企業戦略として人材確保をどのようにするかということで非常に皆さん頑張っておられるわけでございまして、そういった視点から捉えていただくと御理解いただけるのかなというふうに思いまして、そこはやはりお互いすみ分けをしなければならないという、特に院内保育につきましては公金を用いて運営しているわけでございますので、御理解をいただけるものかなというふうに思います。

院内保育は、例えば金子議員からお話がありましたような、短期の一時的な受け入れとか、そういうものについての利便性というような部分につきましては、民間のこども園等につきましても、そういうニーズがあるということであれば、私どもも協議をしてみますが、例えば保育料の負担感とかそういったものに関しては院内保育だから特に負担感がないと、そういうようなことも配慮されておりますので、また延長保育もございませんので、必ずしも使い勝手がいいわけでもございませんので、基本的な部分のところでぜひ御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） まずまず私も経営者として、町長から答弁いただきました企業としてのそれぞれの戦略でいかにパイを自分の企業のほうに向いてもらうかというのは、これは間違いなく企業努力が必要だということを重々理解します。

それをわかった上で言うのですけれども、私は、上富良野町は医療については非常に先進的な自治体だというふうに捉えておりますし、またこの間、町立病院を支えていただいております行政、それから医療スタッフの皆さんの非常な働きによって他をぬきんじるところにも来ていると思います。

そこで、もう一步踏み出して、今、町長がおっしゃっていただいた、他の民間の認定こども園等もいろいろ努力をされて子どもの受け入れをして、現在、上富良野町において待機児童がいるということはございませんので、そういった部分には安心をしているのですけれども、いわゆる看護師、子育て中の小さいお子さんをお持ちの不安を持った、例えば途中から上富良野町に居住をされる方にとって、そういった受け入れがどういうふうになっているのだろうという、その不安を解除できるというだけでも、これは非常に大きな前進につながるというふうに考えているのです。

保育料に関しましては、この秋から国の施策によりまして無償化になりますので、でこぼこというのは、これはなくなることは私も重々承知しているのですが、やはり町に入ってくるときの受け皿の、い

わゆるゲートウェイというか、門戸を開くところにおいて、こういうところうちの町はあるのですよというのは非常に武器になると思うのです。ですから、官民の違いというか、例えばこれはあくまでも上富良野町の職員のための施設ですよということも私も理解はしているのですが、そこをもう少し、限りなく際限なく誰でも来いということではなく、あくまでも今回は医療従事者に関した者についてこういったこともうちの町は可能ですよというものがあると、より定住・移住にもつながることにもなると思いますし、そういった、ひいてはさまざまな看護師の確保の一助になるのではないかなというふうに考えますので、この辺いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6 番金子議員の院内保育についての御質問にお答えさせていただきます。

今後、やはりそういった医療職のみならず、保育士等の確保も全町的に見ますと非常に困難でございますので、そういった少し広い広角の視点で捉えますと、既に介護職等の人材確保について官民の垣根を払ってネットワーク化をしようと。そして、そういうような動きのある地域もあるようでございますので、私どもの町の将来を考えて、そういった部分の人材確保について大きな課題であるという、民間の皆さん方と認識が共有ができていくということになりますと、少し視点を変えて全体で人材確保を支え合えるような仕組みづくりというものができるかどうか、そういったところからまずお互いに悩みを出し合って、うちはどうしている、うちはこうしているというようなことから、そういう共通点が見出せれば、これは院内保育というような、言葉は適切ではないかもしれませんが、小さな括りを外して少し町トータルとしてお互いにそういう機能を持ったところ同士がネットワーク化をして、全体でそういうニーズに応えていけるような仕組みづくりが可能かどうか、それは今後大いに検討してみる価値があるのではないかなというふうに考えているとことでございます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） ぜひ、医療、介護、福祉といった大きな括り、この2025年から2032年にかけて、我が町についても高齢者がどんどんふえていき、さらにその後も比率というものがふえていきます。これは、医療、介護を受ける被保険者だけではなく、そこで働く人たちというのは町の活力にもつながっていきます。本当に、言葉はちょっと適切ではございませんが、そういった小さな一歩から大きな問題の解決につながることにぜひ御尽力を賜りたいと思います。

続きまして、２点目の危険空き家の改修についてお伺いをさせていただきます。

私もちょっと調べたところによりますと、道内何らかの、いわゆる空き家の改修、また空き家に限らずリフォームという名前のついた改修を行っている自治体が約７０自治体ほどあるように聞いております。その中で、例えば介護のために手すりをつけるとか、そういったものに限定しないで、その他の部分で比較的自由度の高い補助なり助成を出しているというのが１６市２５町村あるというふうに聞いております。７０市町村の中に上富良野町も入っていました。ただ、残念ながら自由度の高い助成金に対するものについては、ネット上ではまだ公表されておりましたが、町長の答弁の中に平成２９年度から貸家にも使えますよということでしたので、恐らく他の自治体よりは若干この部分は進んでいるというふうに私も理解しているところでございます。

それで、先ほど言った私の質問でございますが、総務産建の報告にもありましたとおり、我が町マックス８００室という、８００人の１日当たりの受け入れということになっています。まだまだ観光においても余力もありますし、魅力のある町だというふうに考えております。

近年、テレビなどでも報道されておりますが、いわゆる空き家を民泊業者、いろいろな業者があるのですけれども、エアビーですとか、大手のアメリカのものもありますし、小さな国内のものから家族でやっているようなものもあるのですが、そういったところに対して、我が町は、ホテルまではいかないのですけれども、今あるものをリノベーションすることによって違う活用方法にするものに対しての助成を出しますよということで一躍伸びたということの報道のあった自治体もあります。また、ちょっと大きな町になりますけれども、海老名市ですとか前橋市なども、このような条例をつくっております。行っております。

うちの町は観光の面からもそうですし、また危険空き家になる前に、先ほど町長の答弁の中では行政として非常に空き家の状況を把握されているということでございますので、そういった持ち主の方に、そのようなことも可能ですよということができかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ６番金子議員の空き家の活用に対します御質問にお答えさせていただきます。

空き家の利活用というのは、町の空き家の発生状況、出現状況を見ると、非常に深刻な状況だというのは、これは私も常々認識をしております。

そういった中で、平成２９年から空き家をリフォームしてみずから、例えば所有者の御家族の方が住むとか、あるいは借家にするとかと、そういうところまで拡大をさせていただいたところでございます。

一方、民泊のなりわいとしてやっておられる方についての対応は想定はしていませんが、町の現在手持ちしている事業の中で、御案内のように新規開業事業を活用しますと、今議員がお話しされておりました町内の方でございまして、新規開業事業が活用できますので、リフォーム事業とはちょっと言葉は違いますけれども、同じような取り組みに活用は可能でございますので、そういう切り口で考えていただけることについては、町といたしましては応援できるものではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） ６番金子益三君。

○６番（金子益三君） 産業振興課のほうで持っている新規開業の１５０万円、これも非常に活用がしやすく、また、ニーズが高いのは存じ上げております。

例えば、まだまだビジネスチャンスがあつて商売をやる気力がある方がその持ち主であつたり、またそれを相続できる人であつて、かつ民泊のようなものに手を出して事業をやりたいと、こういった方がマッチングすれば、非常にこれはもう本当に喜んでその事業を使っていると思うのですけれども、私が言うのは、そうばかりでなく、交流人口をふやすための民泊でございますけれども、例えばそういった町外の民泊を専門にしているような人たちがこの事業補助、全額では当然ございませんけれども、一部でも使うことによって新たな起業ができて関係人口などがふえていって、町の活性につながればというふうに考えておりますので、当然、町長おっしゃるように、町内の方が違った補助金を使って新たな事業展開をしていくということは最も望ましいことではございますが、一方で、他の自治体から町外の事業者の人が入ってきてでもそういった活用ができるような、そういったシステムというのができないかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ６番金子議員の空き家対策についての御質問にお答えさせていただきますが、町外まで対象者を拡大するということに対しましては、やはりなりわいとして取り組むわけですから、他の業種とまた同列視をしていかなければならないハードルもございます。

そういったことを考えますと、やはり今そこまで拡大する、そういった事業の後に交流人口がふえた

り、そういったことの期待度は私も想像できますけれども、対象としての拡充・拡大につきましては、やはり

町民の皆さん方の合意形成につながるかどうかというようなところを考えますと、さらに研究、検討を深めなければ、なかなか越えれないハードルかなというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） 話がそれてしまって、産業のために補助金を出せということではなく、あくまでも空き家が危険空き家になる前に、少しでも何か利活用できるための補助の町の姿勢でございまして、産業をどんどんどんどん発達させるためにというのは、またそっちは違う分野になると思いますので、私は空き家を何とか利活用できればというふうに思っておりますし、また一方で、完全にこれはどうしようもないなというものに関しては、これはもう既に助成対象の期間は終わってはおりますけれども、近隣でいいますと旭川市あたりが30万円を上限として平米当たり8,400円の補助で取り壊しの助成を持ち主に対して出すといったような事業を行っていたということの事例もございます。

やはり放置しておく一つの原因には、やはり相続でもめて、遠く離れた親族の方についても、私はもうどちらかという関係ないよと。そこに多額の費用を投じてやる意思はないというのが非常に全国的にもふえている事例というふうに弁護士等々から聞いているのですけれども、そういったものに少しでも行政として補助があるよと。だからもっともと、例えば裁判沙汰になる前にやったほうがいいですよということの予防としてできますので、こういったものの助成を出すような考えはないか、あわせてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の危険空き家に対します御質問かと思いますが、危険な空き家に対しましては、特に大都会においては防災上、あるいはそういったところに救急車が入れなくなったとかということで、支障を来している事例もお聞きしているところでございますが、当町においては、ごく限られた状況ではございますが、いずれにいたしましても、今後、議員がお話しされておりましたような、相続に伴って長く放置されるような可能性もないわけでもございませんので、今年度いっぱいをもって今のリフォーム事業の要綱を見直すこととしておりまして、気持ち的には、それぞれ所有者の責任において、あるいは被相続人において、そういったものの管理をしていくというのは、これはもう第

一義でございますし、民法上もそういうふうに定義されております。

かといって、現実はどうではなくなってしまいますと、住民の日常の生活に危険を及ぼしますので、ここは、極論を申し上げますと、代執行まで踏み切るかどうかというところまでいきますけれども、それは別といたしまして、そういった解体に対するきっかけづくりの一助になるような仕組みが有効であるというような総合的な判断ができるような、当初こういったことが課題になったときから見たら、相当深刻度がふえてきているというような私は認識を持っていますので、今度の要綱改定の中で、そういったところまで踏み出せるかどうか。さらに詰めて結論を出していきたいというふうに思いますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6 番金子益三君。

○6 番（金子益三君） 町長も非常にそういった部分に危機感を感じていらっしゃるということを私も同じ考えだなというふうに思っています。

ぜひ、町内においてもありますね。私も、危険空き家に近くなっているところの近隣の住民として、やっぱり気持ちが悪くて何とかならないのとか、実際にそこに置いてあった横の車庫が雪でもう潰れてしまったりとかという現状もありますので、言葉遊びではないですけれども、リフォームばかりではなくて、そうなる前のリノベーションの新しいものにつくり直して中身をぐるっと変えられるようなものになるものとあわせて、危険空き家になってしまったものを取り壊すためのきっかけづくりとなるものというものをぜひ早急にしていただくことが望ましいと考えますので、最後に御答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6 番金子議員の空き家対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町の力強さを感じる、まずバロメーターにやはり通りを歩いて人が住んでおられない家が連なっている姿というのは、非常に好ましくございません。そういうことから考えますと、やはり活用できるものについては極力活用ができるような方向づけにつながる施策というものは行政として持つべきだというふうに考えております。

一方、危険と思われるような状況のものにつきましては、本来でありますと、それぞれ所有者の責任において危険を除去していただくことが望ましいわけでございますが、先ほどの繰り返しになりますが、資力がありながらなかなかそこへ踏み切っていないということに安易に公金を投じてという

こと、これは慎重にならざるを得ません。しかし、そうでないものについては、やはり一定程度私どもは割り切って、施策としてつくり上げていく必要は今後出てくるというような認識を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、5番今村辰義君の発言を許します。

○5番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります1項目5点について町長にお伺いいたします。

項目ですが、海外資本による町の水資源買いあさり状況とその保全についてであります。

北海道は、平成24年4月1日、北海道水資源の保全に関する条例を制定しました。しかし、中国を初めとする海外資本が水源となる湧き水や河川の源流などを買いあさっているのではないかとの疑念が問題視されております。多くの人々がこうした水資源の状況に危機感を持っていると思われます。

上富良野町においても、町の清らかで豊かな水資源は、先人から受け継いだ町民のかけがえのない財産であります。この水資源を次の世代に引き継いでいくため、私たちはみずからの役割を認識して、みんなで町の水資源の保全に取り組んでいく必要があります。

北海道は、平成26年4月1日から事前届け出制の事務を上富良野町に移譲いたしました。また、過去（平成24年6月）に、我が町における海外資本等による水資源保全地域の取得状況について伺ったときの答弁ですが「現在のところ、そのような取引は発生していないと認識している。今後も注意深く見守っていかなければならないと考えている」との答弁でありました。そういったことを踏まえて、次の事項について町長にお伺いいたします。

1、町の水資源保全地域は3カ所であると思いますが、現在においてもそれだけであるのか、よいのか、お伺いいたします。

2、水資源保全地域に指定された区域内で、土地取引行為を行う場合は、3カ月前までに届け出が必要ですが、現時点における町の水資源保全地域に指定された区域のうち、海外資本の土地取引行為の状況についてお伺いします。

3、海外資本による取引行為と思われた場合の対応は、助言内容を伝達とあります。その助言についての効力についてお伺いしたいと思います。

4、水資源保全地域に指定された区域以外における林地や水資源地域と思われる地域への海外資本による取得状況についてもお伺いいたします。

5、町の水資源保全地域保護の実効性について、どのような課題をお持ちなのかお伺いいたします。

以上について、町長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の水資源の保全に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

北海道水資源の保全に関する条例につきましては、過去に北海道内で水源周辺の民有地において利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景に、水源の周辺における適正な土地利用の確保を目的に平成24年4月に施行されたところであります。現在までに5市町村、176の地域が指定されている状況にあります。

まず、1点目の本町の水資源保全地域の箇所数が現行のままでよいのかとの御質問であります。現在は平成25年4月に指定した3カ所に加え、平成30年4月に中富良野町が指定した地域の一部に本町の区域も含まれたことから、現在、本町の水資源保全地域は、従来の清富地区、旭野地区、東中倍本地区に中富良野第5区・東中東部地域が加わり、4カ所となっております。これらにより、本条例に基づく指定が必要と思われる地域はカバーされており、水資源保全地域として必要な地域はほぼ確保されており、現在新たな地域指定について、道に提案する予定はないところであります。

次に、2点目の海外資本等の土地取引行為の状況についてであります。届け出書の記載内容からは登記名義人がどの国の資本により設立された法人であるかについて把握できるものではありませんが、届け出者及び買い主等の名義について確認したところでは、国外の法人等が関係していると思われる実態は認められないと認識しているところであります。

次に、3点目の海外資本による取得行為と思われた場合の対応と助言内容の伝達と効力についてであります。本条例は、海外資本による土地所有取得を制限するものではなく、あくまでも適正な土地利用を促すという趣旨であることから、水資源保全地域の適正な土地利用の確保に関する基本指針をもとに、土地利用について資本の所在を問わず規定に沿って適切に対応してまいります。

また、助言内容の伝達につきましては、適正な土地利用はなされていない、あるいはなされないおそれがあると認められた場合には、関係法令等に照らし、知事が助言を行うこととなっており、助言を受けた届け出者は権利取得者に対し、その旨伝達することを規定したものであります。

なお、本条例におきまして、助言の効力については規定されていないところであります。

次に、4点目の水資源保全地域外の外国資本によ

る林地等の取得状況についてであります、ここ5年間の国土法による届け出状況を確認したところでは、外国人が土地等の売買にかかわった件数は、平成29年に届け出のあった1件であり、水資源の確保に影響を及ぼすような案件ではありませんでした。

最後に、5点目の実効性の課題についてであります、本条例により土地に関する権利の移動がある場合には、届け出をいただくことで所有実態の把握が明確となり、土地利用に関しては関係法令等による制約、許認可等の助言、指導を行えることから、適正な土地利用に向けての実効性は担保されているものと考えております。

また本条例の第9条に、国との連携等が掲げられており、平成23年度において、道では本条例の制定を見据え、外国資本等による安全保障上重要な施設周辺等の土地取引規制に係る関係法令の整備を国に要請しているところであります。これらを受け、本年6月、政府の関係閣僚会議におきまして、今後、土地所有者の所在地を的確に把握できる仕組みづくりを検討するとされました。

いずれにいたしましても、私たちの生活に欠くことのできない水資源が将来にわたって守られていくよう、適切な対応を図ってまいります。

○議長（西村昭教君） まだ時間がちょっとありますが、区切りのいいところで暫時休憩といたしたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、今村辰義君の質問がありますので、再質問から始めます。

再質問ございますか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 午前中に町長の本当に誠意ある答弁を伺いまして、現時点において本当に安心・安全だなということを確認させていただきました。

例えば、3項目めの海外資本による不徳行為と思われる場合があるのかないのかは、しっかりと確認したところで、そういう実態はないと言われていますし、水資源保全地域以外のところでも1件あった。ということは、調べたからこそ1件あったとわかったというふうに理解していますので、ここもしっかりと町は調べられているのだなというふうにおいて、安心しました。

それで、まず1点目の質問でございますけれども、三つの地域を町は保全地域に指定しました。当初指定したところは大丈夫なのかと。もっと再度点検をして、ほかに漏れはないのかと、そういう行為は平成25年以降あったのかなかったのかという話です。というのは、中富良野町が東中東部地区のほうを指定されたおかげで、上富もちょっと入ったからあったということを伺いましたので。ということは、そこは漏れていたのかという話もあると思うのですね。あれはたまたまちょっと引っかかったのだよという話だろうと思うのですけれども、そこも含めて再調査等やられたのかどうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の水資源確保のエリアについての御質問にお答えさせていただきますが、東中東部の指定につきましては、私どもが水源地として押さえている箇所ではなくて、中富良野町が必要な水源、要するに、十勝岳の伏流水が東の山一帯にありますので、中富良野町において水源地と指定しているところでございまして、そういった関係から、上富良野町にまたがっているということで中富良野町のほうから上富良野町の一部を取り込んだ地域指定をしたいということで申し入れがあったことから、4カ所になったということでございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 先ほど、再調査等やられたのかということ。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 再調査については、平成25年に1件目の3カ所の指定以降、新たな箇所が必要かというような調査は行っておりません。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） わかりました。調査されて自信があれば、そうなることもあるだろうというふうに思います。

2点目でございますけれども、2点目のところの、問題は登記名義人がどの国の資本により設置された法人であるかについては把握できるところではないというところを押さえておきたいと思います。これは5点目の課題のところでもた質問しなければいけないのかなというふうに思っております。ただし、先ほども言いましたように、届け出者及び買い主等の名義について確認したところでは国外の法人等が関係していると思われる実態はなかったと。ここが一番町民にとっては関心の深い、大事なところであると思いますので、明確な答弁をいただいたので、私としても安心していいところでございます。

あと、3点目ですけれども、これもわかっていた話ですけれども、助言の効力がない。要するに、禁止条項がないわけですね。そういったところにも問題点があるのかなというところで、これもあわせて、後で質問したいと思います。

それで、4項目めは飛ばしまして、5点目で、現時点で私は非常に町長の答弁を聞いて安心したというお話をしたのですけれども、たまたま現時点までよかったのかもしれないということですね。禁止条項とかありませんから、海外資本に土地所有、取得を制限するものではないということでもありますので、所有者がそのまま売ってしまえば、海外資本に行ってしまうわけですね。要するに、外国人が土地を所有すると。日本の土地でありながら、外国人が使用するという実態があちこちで生まれていますけれども、そうになってしまうわけです。土地の所有者の権限というのは、地上ではなくて、地下の鉱脈だとか、地下水も全て含まれるわけですね。手放さない限りは、半永久的に。そこに非常に怖いところがあると思うのですね。

それで、あわせた最後の質問になると思うのですけれども、北海道の条例にはそういう禁止事項がない。たまたま今まではなかったかもしれないのですし、これからもしっかり目を光らせていかれると思うのですけれども、町長としては、これからも、今の北海道の条例、あるいは町が条例を制定しなくても安全であると思われているのか。今後は本当はこういう課題を持って、こういうものを道はつくってほしい、国は法律を定めてほしい、そういう考え方が何かあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の今後におきます水資源の確保の安全上の見通し等についての御質問にお答えさせていただきますが、道で定めております条例に基づく助言の効力というのは、規制できる効力というのは持ち合わせていないのが実態でございますが、しかし現在、国土法の中で該当いたします土地をどういう形で利用するか、活用するかについては、事前に届け出制になっておりまして、まずどういう目的で使われるかということは、そういった国土法上、そういうようなところで縛りがかかりますので、まずそこは担保できるのではないかなというふうに思っております。

それと、御心配いただいております所有実態、届け出者の名義だけではなかなか本当の実態の所有者がどこに所在するのかというのはなかなかつかみづらいということで、冒頭の御質問でもお答えさせていただいておりますけれども、道の条例が定められ

たときに、さらにしっかりとした仕組みに、それは国としてほしいということで、要望を国に上げておりました。

本当に、今村議員の質問のタイミングに合わせたかのように、私の手元に資料がございすけれども、6月14日に、実は政府で持ち回り閣議において、この件についてこのように文書では書かれておりますけれども、「国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず、土地所有者の所在地を的確に把握できるような仕組みのあり方について検討する」というふうに閣議で決定されましたので、さらに厳格に所有者の所在を確認できるような仕組みを国として設けていただけるということの方向づけができましたので、さらに安心できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 本当に老婆心ながらの質問だったかもしれません。本当に一生懸命調べたりしてやっていただいております。また今後も、定期的に当然やられると思いますけれども、そういったことを調べて、貴重な資源がよそに行かないようにしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、3番佐川典子君の発言を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告させていただきました3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、受動喫煙防止についてです。これは、町長に答弁を願います。

2010年9月定例会において、病気を治すための病院はもちろん、公衆衛生活動や予防医学の普及に寄与する自治体病院としての観点から、町立病院において禁煙希望者に対し、禁煙外来の受け入れ体制を考えてはとの質問をさせていただいた。

北海道は、がんの原因とされるたばこの喫煙率が特に高く、受動喫煙が大きく影響しているということは、今では誰もが知り得る事実になっている。国立がん研究センターによると、喫煙、受動喫煙により因果関係が確実とされる肺がん、咽頭がんの発症率は、吸わない人に対して約5倍とされている。

2019年7月から改正される健康増進法があり、本町のがん対策における受動喫煙防止の施策をどのように行ってきたのか、肺がん発症率はどうか変化してきたのか、その取り組みなどや7月改正後の町民周知を初め、さまざまな改善を図っていく予定について伺いたいと思います。

社会認識も向上しており「健康づくり推進のま

ち」として、町立病院に禁煙外来を設置する考えについても再度伺いたいと思います。また、受動喫煙防止の施設改修に対する補助金の充実についても伺いたいと思います。

2項目めは、食品ロスの取り組みについてです。町長に答弁をお願いいたします。

飽食が当たり前になりつつある日本において、まだ食べることのできた食べ物の廃棄量が年約643万トンに及ぶとされ、コンビニ、家庭、事業者などにおいて、この状態が継続し、ふえている。一方では、国内で7人に1人の割合で貧困家庭が存在する矛盾がある。

その観点から、2019年5月24日、食べられる食品の廃棄の抑制に国民運動で取り組むための食品ロス削減推進法が成立した。都道府県や市町村に食品ロス削減推進計画を策定することが義務づけられ、自治体による備蓄食糧の有効活用などの推進が今後求められると思われる。

東日本大震災後、各自治体の備蓄食がふえているが、災害備蓄食には期限があり、現在の町の備蓄についての状態と、その有効活用について、例えば福祉団体などや必要とされる方々に寄贈可能なシステムになっているのかどうかについて伺いたいと思います。

3項目めは、いじめ防止についてです。教育長に答弁を求めます。

本年第1回定例会において、ハラスメントについて質問させていただきました。ハラスメントは、さまざまな嫌がらせやいじめを指し、社会問題になっています。具体的には、言動により相手を不快にさせる、不利益を与える、不安や脅威に陥れるなどの行為で、被害者、加害者にならないための学ぶ機会が必要です。人権を守り、尊厳を傷つけられないような民主的行政のについての質問でありました。

教育に関しては、いじめ防止基本方針の策定についてなど、過去において2度質問させていただいておりますが、聞くに堪えがたい事件が起きない町にしたいという思いがあります。

2019年度から学校でのいじめ防止に向け、小中学校の道徳の授業において法務省の人権啓発活動「人権教室」を積極的に活用することが決まりましたが、法務省、文科省の連携の強化であり、各教育委員会に対する呼びかけもあると思われます。町の取り組みについて、教育の場でどのように計画されているのか教育長に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の3項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの受動喫煙防止についての御質問

にお答えします。

町のがん対策における受動喫煙防止対策につきましては、町広報紙や特定健診及びがん検診の機会等において情報提供を行うとともに、禁煙希望者につきましては、禁煙外来等の紹介をさせていただいております。

また、特定健診におきまして、喫煙者に対し、呼吸機能検査「スパイロメトリー」を平成26年度から導入し、平成29年度までの4年間で602人が受検され、これらを通じ、喫煙者491人から75人の方が禁煙に移行されたところであります。

また、町の肺がんの発生率につきましては、健康かみふらの21計画中間評価におきまして、平成13年度から平成28年度までの16年間で39名の方が発見されており、うち喫煙歴を有する方は26人、比率にいたしますと66.7%となっており、禁煙指導や受動喫煙に対する理解が着実に住民の皆様へ浸透しており、今後においても禁煙指導を含め保健指導を継続してまいります。

さらに、本年7月から施行されます健康増進法への対応に関しましては「健康づくり推進のまち」にふさわしく、公共施設は7月1日から敷地内禁煙とし、周知してまいります。

平成22年9月定例会におきまして、町立病院での禁煙外来についての対応に関し御質問をいただいたところでありますが、病院現場とは必要に応じ診療体制について協議を行ってきておりますが、禁煙外来につきましては、現在は健康保険適用の対象となったところでありますが、禁煙外来の設置には禁煙治療の経験を有する医師や専任の看護師等を1名以上配置すること、また禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていることなどの施設基準を満たす必要と、現在の町立病院における常勤医の業務量、医療スタッフの人材確保等を総合的に検討した結果、現状の中で新たに禁煙外来を設置することは不可能との方向づけをしたところであります。このことから、引き続き禁煙外来を設置しております他の医療期間を紹介させていただくよう努めてまいります。

なお、受動喫煙防止に係る施設改修に対する助成につきましては、令和2年4月から原則屋内禁煙が義務化されますが、基本的に施設における受動喫煙防止対策は、それぞれ事業主が対応するものと理解をしておりますことから、町独自の助成施策につきましては想定しておりませんが、都道府県労働局が窓口となり対象となる事業所に対し、受動喫煙防止のために職場環境改善策に対する費用の一部助成や税額控除、特別償却の制度もありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの食品ロスの取り組みについての御質問にお答えいたします。

現在、社会が抱える問題として、食品ロス問題が大きく取り上げられておりますことは、佐川議員と認識を共有するものであります。私も食料生産にかかわってきた１人といいたしましても、食品ロスの解消や規格外農産物の廃棄など、農畜産物の有効活用を強く望んでところであります。

御質問のありました食品ロスに対応した防災用備蓄品の取り扱いにつきましましては、これまでも議会等において説明させていただいておりますが、平成２７年度から計画的に備蓄を進めており、保存食に関しては５，０００食、飲料水は１万本を確保する計画とし、これまで年次的に備蓄を行ってきております。

これら備蓄品の多くは保存期限が約５年となっており、令和２年から賞味期限を迎える備蓄品が出てきますことから、このうち保存食につきましては期限切れによる廃棄とならないよう、今年度から出前講座や住民会自主防災組織の防災訓練、防災に関する学習機会等での活用を図り、防災備蓄に対する理解を深めていただく一助にするとともに、防災意識の高揚につながるよう、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、粉ミルクにつきましましては、保存期限が約１年半のため、毎年更新しており、これまでも乳幼児相談等の機会を通じて必要な世帯に提供を行ってきております。

このように、当町の防災用備蓄品につきましましては、廃棄することのないよう有効的に活用を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） ３番佐川議員の３項目めのいじめ防止についての御質問にお答えいたします。

初めに、各学校のいじめ防止の現状であります。児童生徒へのアンケート調査や教育相談などを実施し、児童生徒には「いじめは、いかなる理由があろうと、人間として絶対許されない」という認識に立ち、道徳教育等を進めております。これらにより、未然防止とともに早期発見、早期解消に努めているところです。

さて、いじめを初めとする児童生徒の人権侵害事案の発生防止と早期解決のために、国において、学校と法務省の人権擁護機関との連携強化の通知があったところであります。教育委員会においても道徳教育や人権教育の充実等が重要と考えております。

人権教育に関しましては、道徳を含め学校の教育

活動全体を通じた指導を行っているところです。また、発達段階に応じて人権に対する正しい知識を深めるよう、人権擁護機関と連携した「人権教室」などを実施しております。

本年度につきましても、人権擁護機関との連携により道徳の時間などに「人権教室」の開催を計画しております。児童生徒一人一人が誰に対しても分け隔てせず、公正・公平な態度で接し、自他を尊重する態度を育成し、いじめを根絶する取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君） 再質問させていただきます。

保健福祉課の対応というのが少しずつ減ってきているということがわかりましたので、それについては本当に頑張ってくれているなというふうには理解はしております。

ただ、受動喫煙防止するに当たって、例えば吸っている人がいたときに、近くにいますと、私たちというのはなかなかノーと言いつらいのですよね。だから、そこをこれからどういうふうにしてそういう権利をみんなに言えるような、そういうことをするためにどういうふうにして保健福祉課で対応していただけるのかなということを伺いたいの、まず第一です。お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ３番佐川議員の喫煙に関する御質問にまずお答えさせていただきますが、喫煙が制限されておりますエリアにおいては、先ほどお答えさせていただいたように、今後の対応につきましてもしっかりと分煙化されるように取り組んでまいります。通常の生活の中において、まださほど規制が厳しくない、例えば飲食店の場所だとか、そういったところ、しゃくし定規に申し上げるつもりはございませんけれども、吸われる方も迷惑を顧みず吸っていると思いませんけれども、どうしても副流煙なんかを吸う場面がありますけれども、それを町として、公共の場所以外のところにおける喫煙については、町として何か指導できるというようなものもございませんので、ただ、健康増進を図る上において極力、そういう配慮をお互いにしましょうという啓蒙はできますので、そういう取り組みをまずすることが大切かというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） ３番佐川典子君。

○３番（佐川典子君） もう一つ、本年度の７月１日から健康増進法が改正されますけれども、これの中に地方公共団体の責務というのがあると思うので

すけれども、これについて、今までは受動喫煙ということに関してはマナーという言葉で置きかえておりました。しかし、これからはルールが設定されたということになりますよね。マナーからルールになったということです。

それで、今後、町の動きも町民の皆様方に理解していただくための推進法に対する施策等々は考えていただけるものかなというふうに思っておりますけれども、まずは身近で考えていきたいのは、例えば庁舎は敷地内禁煙ということになりますと、先ほどのお答えでもありましたけれども、裏玄関のちょっと端のほうに灰皿が置いてありますけれども、ああいったものは今後どういうふうになっていくのか、ちょっと具体的に聞きたいと思いますので教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の喫煙に関する御質問にお答えさせていただきます。

新たな健康増進法に基づきまして、当然私ども自治体は、議員おっしゃるとおりマナーからルールという、まさしくそういうふうに変わります。そういった観点から、具体的にお示ししていただきました庁舎の裏玄関等におけるああいう姿は排除されることとなりますので、平たく申し上げますと、庁舎を訪れる方が普通に庁舎の中を歩いておられる中で、ここは煙草が吸える場所なのかなというように感じとれるような仕組みは持たないということを基本にしたいのと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当に、それは法にのっとってということがあります。前回の質問でもさせていただきましたが、喫煙をしたら約5分以上と聞いていますが、体内にニコチンが入ったままで、そして呼気として排出すると。ですから、下でタバコを吸った場合、上の3階とか2階に来ている間に、そんなに5分もかかっていない。とすると、ニコチンを持ったまま移動するという形になるのですよね。そういったことも受動喫煙の今回の新法ではよくないということの判断だというふうに感じておりました。

今回は、情報として皆さんとも共有していきたいものですから質問させていただきましても、最近、水たばこというのがふえてきておりますけれども、これについてはどういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

水たばここというのですか、電子たばことは違う…。（発言する者あり）のことですか。あれも扱いは同じだというふうに聞いておりますので。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今回の改正法の中に、違反者への罰則があるというふうに聞いておりますけれども、これについてはどのような罰則規定が盛り込まれているのか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（西村昭教君） 罰則のほうについては後で調べて答弁いただくことで、それでは、会議を再開して続けます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） やはりこれだけ病気になる確率、がん等もそうですけれども、脳梗塞だとか肺炎だとか、そういった病気になる確率が絶対高くなっているというのが本当にわかっておりますので、1人でもできれば多くの人を病気から救ってあげたい。「健康づくり推進のまち」として、そういう思いがあるものですから、私は今回質問をさせていただいておりますけれども、美唄市で受動喫煙防止の条例をつくっております。それでこの間、旭川医科大学の教授とともに発表されたそうなのですが、それは北海道新聞の記事にも載っておりますけれども、確実に急性心疾患だとか脳卒中が16%近く減ってきているというデータが出てあります。それで町長、どうでしょうか。今回こういう地方自治体にも推進法によってこういうことを計画するということが盛り込まれておりますし、今後においてはこういう条例等についても検討していくのが私は「健康づくり推進のまち」として有効ではないかなというふうに今考えております。それで、それについてちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

「健康づくりを推進するまち」として、そういった喫煙に対する影響、要するに禁煙対策について充実させていくということは大きな柱であると。また禁煙をすることによる健康増進というのはデータ上もう既に立証されておりますので、今後、健康づくり推進をさらに確実なものにしていく上において、そういったルール化が有効であるというふうな判断

をした場合はしっかりとそういったことも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当に皆さんで健康をつくっていくという町をもっと進めたいなというふうに自覚しております。先ほどこちょっと言わせていただきましたけれども、パーセンテージが受動喫煙によって高くなるということでございましたけれども、私も調べてみたのですけれども、食道がんというのは3.5倍にも高くなっているということもありました。ぜひ、町として進めていただければいいなと。

吸われていた方も、やっぱり私としては同じ町内で禁煙外来があればなという思いがあったものですから、今回も再度質問させていただきました。本当に町立病院の患者数もすごく多いというのもデータでわかっておりますし、対応が難しいという部分もございますが、しかし今後においては、もう少し何かきっかけがあって町立病院と介護施設の編成だとかいろいろな動きがあった中で、そういった部分で解消できるのであれば、呼気検査の装置等の金額と皆さんの健康とどっちが大事かと、費用対の部分ではあわせられないような、そういった部分もあると思いますので、そこら辺についても重要性についてもう一度最後に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の受動喫煙に関します御質問にお答えさせていただきます。

町立病院での禁煙外来の対応につきましては、設置されていることは非常に望ましいということは私も重々理解をしているところでございますが、先ほど申し上げました一酸化炭素の測定、そういった整備は大してハードルとなるわけでございせんが、やはりドクターの確保だとか、スタッフの確保というのはなかなかこれは現状においては難しいということでございまして、それは御理解いただきたいと思います。

また、あわせて、私も知りませんでしたけれども、昨年大変苦しめられました病気は、それほど影響しているのだとは思いませんでした。ありがとうございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 次に、食品ロス削減……。

○議長（西村昭教君） 済みません。受動喫煙の関係の先ほどの質問の答弁をいたさせます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の改

正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、町に対しまして責務がございまして、喫煙禁止場所における喫煙が見受けられた場合は、まずその方に対して中止を求めるよう指導いたします。それでも改善が見られない場合は、町は北海道に対して、これは近隣にある保健所が窓口になるかと思われませんが、そちらのほうに通報をさせていただきます。北海道におきましては、その方に対して命令及び勧告等がされまして、もしそれでもなおかつその事例が解消されない場合については、罰則の適用ということで過料が求められるということになっております。ただ、それにつきましては、都道府県が地方裁判所においての手続が必要となっておりますことが私どもの今の情報の中では確認をしているところでございます。

町としましては、禁止場所における喫煙並びに紛らわしい表示の掲示だとか、二十歳未満の方を喫煙室に立ち寄らせないような、そのようなきちっとした対応は、今後、町の責務として負うことになるというふうに確認をしております。

以上です。

○議長（西村昭教君） それでは、再質問どうぞ。3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ありがとうございます。

食品ロスの削減推進計画を策定するということが義務づけられておりますけれども、本町の策定に当たった計画書というのですか、その流れについて、いつ、どのように進めていくのか、そういうものをちょっと伺いたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の食品ロスの件に関しましてお答えさせていただきますが、国のほうで法律案の概要は示されております。しかしながら、そういった政令等にまで結びつくようなものがまだ示されておられませんので、町でどういうふうに食品ロスをなくしていくような計画を持てばいいのかということは、ちょっとイメージできません。申しわけございませんがよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 実は、質問を今しようとしていたのですけれども、北海道や国からの指示があったのかどうかというのを先に伺いたかったと思ったのですが、前後してしまいました。ありがとうございます。

それで、町独自でかかわれるものがあるとした場合に、備蓄食を期限がありますので、ことしから徐々にということだったものですから、答弁でいただいたのは防災関係のそういったものに関して参加

された方々にということをお答えをいただきました。

食品ロスの世界的な動きとして、それがなされるべきだという意見のもととは、国連が掲げる17項目の持続可能な開発目標というのがありまして、それはSDGs（エスディージーズ）という言葉であらわすそうなのですけれども、これの達成に向けた取り組みであるというふうに私は理解をしております、世界の食糧廃棄を半減するという日本での目標もありますし、北海道として、また上富良野町として、町全体でもこれから進めていかなければならないというふうには思っているのですよね。もったいないのコンセプトというか、そういう精神の主導になる町としての町長の考えを伺いたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

もともとこういった食品ロスについての削減が大きな社会的なテーマとなってきた背景には、議員のお話しにありましたSDGsの17項目のそういったことが大きく作用しているというふうに思います。

また一方では、与えられるべきところに食品が届かないで一方では廃棄しているというような世界的なアンバランスをなくそうということも背景にあるように思います。

そういった中で、我が町としてどういうようにこれらに取り組むかということに関しましては、まず私は子どもたちに対する食べ物に対する教育、食育というのはまず基本にあるべきであると。現在も食育には取り組んでおりますが、さらにこういった観点からも食育問題というものを子どもたちにぜひ伝えていきたいなというふうに考えております。

また一方では、現実のテーマといたしまして、先ほど私も少し触れさせていただきましたけれども、例えば規格外のものを加工品に、例えば当町で生産されるものについては加工業務に向けるとか、無駄を発生しないような、そういう工夫にもう少し我々も感心を持つべきだと。そしてトータルとして食品ロスをなくす。

また、私個人的にいつも申し上げておりますけれども、宴会のときに私流に2010運動を起こしましょうということで、宴会のときにはまず20分間は席を立たずにしっかりと食べましょうと。そして、お開きの10分前に席に戻ってしっかりと腹ごしらえをしましょうという、そういうこともロスにつながるのではないかなというふうに思います。地道ですけれども、そんなことも心がけてまいりたい

と考えております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当に町長のそういった思いが私も同じ感覚でいるなということで、今回感させていただきました。

今、防災備品の備蓄の件で最初に質問をさせていただいておりますけれども、現在、防災備蓄に関するものであるから防災の担当の方たちがそれに参加された方に配付されているような、そういうお答えをいただいたのですけれども、先ほども言いましたけれども、世界的な動きの中から考えていきますと、私はぜひ、福祉やそういった施設利用者、またはそういう個人でできるだけ少しでも生活苦を埋めることができるのであれば、町としての決まりがないのであれば、逆にそういった防災だけに使うのではなく、福祉のほうに回していただけると、もともとコンセプトがありますので、そういったことは満たされていくのかなというふうに考えているのですけれども、それについては町長はどういうふうにお考えでしょうか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

発想としては非常にいい発想だなというふうに思います。ただ、事の性格上、防災用の備蓄品でございますので、福祉的な活用というものを少し想定しますと、例えば調理の仕方だとか味つけだとか、そういったことで、果たしておいしいと喜んで食べていただけるかというような、そういうものかどうかということで、また少し課題もありますので、ただそういう活用も排除するものではないということだけは申し上げたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当に少しでもペットボトルのお水とかは、各家庭で絶対あるし使用しますので、そこら辺も含めて、少しでもそういった根底にあるものを生かして、防災のそういった訓練に参加する人たちだけではなく、もっと広い意味での使われ方をするということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、利用を計画しております防災にかかわります関係について循環使用していくということで、仮に余裕があったり、あるいは今、議員から御発言ありましたような分野で強くそういったことで供給されることを望んでおられるような部分があるとすれば、それはまた重要なことでございますので、少し

これからの実際の動きの中で検討させてください。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3 番佐川典子君。

○3 番（佐川典子君） それについても、これから検討していただくというお答えをいただきました。

次に、いじめについての質問をさせていただきます。

平成 17 年度に起きた自殺等の問題行動が過去にありました。本当に人権の教育の重要性がクローズアップされてまいりました。私も第 1 回の定例会でも質問させていただきました。

道徳の時間で、お答えの中でありましたけれども、人権に関する授業をされているということだったので安心はしたところなのですが、これはどのぐらいの時間を道徳の時間で人権教育をされているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

人権擁護委員たちがお見えになって人権教室を開いて部分は 1 こま、いわゆる授業の 1 時間を使って、ここ 3 年ほど実施をしているところです。

○議長（西村昭教君） 3 番佐川典子君。

○3 番（佐川典子君） 道徳の時間というのは、年 35 こまあるというふうに調べさせていただいておりますけれども、そうすると 1 週間に 1 こま程度というふうに思っています。その中で、人権擁護委員の人たちがかわかって人権教育をしているのは、過去のどのぐらいの回数があるのか教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番佐川議員の御質問にお答えいたします。

年間、各学年によりましては、例えば 3 学年であれば 1 年に 1 回ということで、3 年間やっていると 3 回というようになります。

○議長（西村昭教君） 3 番佐川典子君。

○3 番（佐川典子君） 私が伺った中では、例えば西小なんかでは、6 回から 7 回ぐらいということと全部いたということを伺っておりましたけれども、今回、人権教育の人権擁護の方たちのサポートをいただきながら進めた授業で、何か変わったこととか、生徒の皆さんたちから、例えばアンケート等をとった場合に何か変化があったようなことはありましたでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番佐川議員の御質問に

お答えしたいと思います。

残念ながら、変化などについて私のほうで把握はしておりません。今回の人権教室、人権擁護委員のほうでやっていた部分の 35 こまの話、先ほど出ていましたけれども、道徳、そして道徳以外の教科も含めて全ての授業を通して人権教育というものを進めております。その中の 1 こまとして対応させていただいていると。それぐらい人権という部分を身につけていくというのは、1 時間や 35 時間やったからつくものではなく、学校にいる間の時間全ての機会を利用して子どもたちにしっかり身につけていってもらいたいということで学校のほうでは対応をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3 番佐川典子君。

○3 番（佐川典子君） 今、教育長の答弁を聞いて、本当に安心をさせていただきました。本当にいじめをなくすから、いじめ防止の法をつくったから、それでなくなるというものではございませんし、人権に対する時間をつくったからなくなるというものでもございません。本当に一番大切なのは、そういう雰囲気をつくる、目に見えない隠れたカリキュラムというのが一番大事だというふうにも私が調べた文書の中にも書いてありました。

いじめはよくないという知的理解だけでは不十分である。実際にいじめを許さない雰囲気が浸透する学校や学級で生活することを通じて、児童生徒は初めていじめを許さないという人権感覚を身につけることができるというふうに本当に書いてありました。

これからも引き続き、いじめの被害者が出ないような、そして、それぞれの人権を守り育てる、そういう教育にしていきたいなというふうに思っております。

あと、といいながら、実は私の知っているお子さんが中学校にいます。それで、そのお父さんから「うちの娘、ちょっと今いじめられているみたいなんだ」というような言葉を聞きました。それが継続することで、本当に苦しい思いをさせないように、ちょっとぐらいのふざけぐらいで終わらせるような話であればいいのですが、今後もそういう言葉にできない生徒やそういう気持ちというのを抱えている人も中にいるかもしれませんので、教育長、引き続きアンケート等も含めて、ぜひ根絶に向けた決意というものを、絶対許さないというような内容の決意をもう一度お聞かせ願って、質問を終わらせたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3 番佐川議員の御質問にお答えいたします。

いじめについては、今、例を挙げられましたけれども、けんかをして、言葉で相手をなじむとか、そういうことがあっても、相手がいじめと思えば全ていじめになります。そういう部分を教員が学校の中で、素早く発見とか、雰囲気を読み取る。そして読み取った中で早期発見、そして早期対応、継続した事案にしないということを学校側にも十分注意をするように指導も継続的にする中で、うちの町で大きな事件とならないように徹底した予防に心がけていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時55分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 6 月 1 9 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 中 澤 良 隆

署 名 議 員 岡 本 康 裕

令和元年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和元年 6 月 2 0 日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第 1 号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)
第 4 議案第 2 号 平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第 5 議案第 3 号 平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第 6 議案第 4 号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
第 7 議案第 5 号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)
第 8 議案第 6 号 平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
第 9 議案第 7 号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第10 議案第 8 号 平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)
第11 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第10号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
第14 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
第15 議案第13号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
第16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
第17 発議案第1号 議員派遣について
第18 閉会中の継続調査申し出について
-

○出席議員（13名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長谷川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	7 番	北 條 隆 男 君
8 番	竹 山 正 一 君	9 番	荒 生 博 一 君
10 番	高 松 克 年 君	11 番	米 沢 義 英 君
12 番	中 瀬 実 君	13 番	村 上 和 子 君
14 番	西 村 昭 教 君		

○遅参議員（1名）

6 番 金 子 益 三 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	農業委員会会長	青 地 修 君
会 計 管 理 者	林 敬 永 君	総 務 課 長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	辻 剛 君	町民生活課長	北 越 克 彦 君
保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君	農業振興課長	狩 野 寿 志 君
建設水道課長	佐 藤 清 君	農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
教育振興課長	及 川 光 一 君	ラベンダーハイツ所長	北 川 和 宏 君
町立病院事務長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名、遅参1名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和元年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は後ほどお配りしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

また、金子議員から、本日の定例会に遅参する旨報告されておりますので、御報告いたします。

以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について、きのうに引き続き質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5点について質問させていただきます。

1点目については、「泥流地帯」の映画化についてお伺いいたします。

「泥流地帯」の映画化については、まちと映画化

を進める会、企画を担っている会社との連携で進められているという状況にあります。

映画配信の企画を担っている会社が、報道では経営が困難に陥った、民事再生法の適用申請をしたという報道があります。そういう意味では、映画化に向けての不安材料があると考えています。今後の資金を含めた映画作成などに大きな影響があるのではと考えます。

その点で、次の項目についてお伺いいたします。

1点目については、企画会社の状況と今後の対応についてお伺いいたします。

2点目には、映画の配信が困難だとすれば、会とも協議して、再検討をすべきではと考えておりますが、この点をお伺いいたします。

3点目には、映画の制作費を企業に求め、あるいは個人にも求めています。現況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

次に、富良野線の維持、存続の問題についてお伺いいたします。

鉄路の維持、存続というのは、地域にとっても道内にとっても大きな問題であります。

今、道、JRにおいては、経営困難という状況の中で、地方自治体に支援を求めるという状況になっております。

しかし、当然、地方自治体だけでは賄いきれないという状況がありますから、当然、国、道の支援がなければ、鉄路の維持というのは当然あり得ないと考えます。

振り返ってみますと、この赤字の要因は何だったのかということで、これは分割民営化に始まりまして、国策による分割民営化、経営安定基盤運営基金の不足、新幹線の赤字、いずれも国策が失敗という状況に私はなっているような気がします。

今、新幹線に至っては100億円の赤字が計上されております。

また、同時に、今後、鉄路の維持に必要な金額として、50億円の修理費用がかかるという状況になっております。

また、問題は、今後、札幌まで延伸することになれば、ほぼ100億円規模の赤字が続くというような報道も一部にされております。

そういった状況の中で、地方自治体に負担を求めるというのは、私はいかがなものかというふうに思います。

また、黒字化に向けて、いろいろな道JRにおいては施策を考えているようですが、料金改定も含めて施策を考えているようですが、その全貌についてはなかなか実態が見えないという状況にあります。

そういう状況の中で、まちも富良野線維持のために自治体の負担は、この間、あり得ないとしてきましたが、しかし、報道によれば、一部負担を了承したということが流れてきています。

以上を述べまして、次の項目についてお伺いいたします。

1 点目について、負担を了承した経緯と、各自治体の負担総額についてお伺いいたします。

2 点目に、J R 北海道の改善策というのが示されているのかどうか、この点をお伺いいたします。

3 点目には、まちは費用負担をしないかわりに、利用客などをふやす取り組みも必要とするというようなことを言ってきましたが、この点についてどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

次に、3 点目に、まごころサービスについてお伺いいたします。

この事業は、介護認定者、障害高齢者の方を対象とし、安心して日常生活を営むことができるように、家事を支援するものとされています。

利用実績が伸び悩んでいる状況には、利用料金が高いという問題があるような気がします。例えば、30 分利用した場合は 750 円と、高くなります。時間がふえればふえるほど、利用料が当然高くなるという状況にあります。

また、利用が伸びないという内容の中には、その事業内容が知られていないということもあるのではないかと考えています。

また、福祉協議会では、この事業を、今後、介護対象者以外の方にも、通院介助、買い物支援などに利用できるようなサービスとして提供できるようにしたいと考えております。

当然、独自の、確かに委託事業でそれぞれ事業はしておりますが、まちの支援がなければできないというのも考えられます。今後、この点についてのまちの対応についてお伺いいたします。

4 点目に、補聴器の購入についてお伺いいたします。

人は誰もが加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなるとされており、70 歳以上の半数に難聴があるとされており、現在、補聴器の購入補助は、障害者の手帳を持つ重度の難聴者に限られているという状況があります。

しかし、この補助がなければ、当然、購入費用は数万円から数十万円と、購入費も高い状況にあります。年金で暮らしている人については、当然、手が届かないという状況があるのではないのでしょうか。

例えば、この間、難聴高齢の方にお会いしてお話を聞きました。そうしますと、次のようなことを

語っていました。

なかなか音が聞こえにくくなると、外出もためらうという状況になって、人中に入ることすら嫌になるというような話を伺うことができました。これは本当に非常に深刻な問題であります。

人は社会とのかかわりの中で、自分の生きる存在意義などを見出すものでありますから、当然、そういう人たちに対して何らかの支援策というのは当然あつてしかるべきかというふうに思います。難聴に苦しむ人たちへの公的支援をきっちりとすべきだと考えます。

また同時に、これは地方自治体独自の問題でもありませんから、国、道に対しても、支援を行いながら、率先してまち独自で支援策を行うという、この二つの両面から支援策をきっちり行うことが求められていると考えます。この点、町長にお伺いいたします。

次に、奨学金制度についてお伺いいたします。

文部科学省によりますと、大学の進学率は前年度を 0.7 ポイント上回る 53.3%、大学、短大、専門学校への進学率は 81.5% となり、過去最高との調査発表がありました。

まちにおいても、子どもさんが大学や専門学校に進学しているという話を聞きます。しかし、学費などの負担、奨学金の返済もなかなか悩みの種だという声が共通して保護者から出されているというのも実態であります。

私は、この点で、お金の心配なく誰もが学び、子育てができるようにすることが、今、こういう環境づくりが国や地方自治体にも求められていると考えます。

また、国においては、授業料などの軽減策を実施、あるいは奨学金の貸し付けなどの実施策を進めようとしておりますが、しかし、極めて限定的なものであります。

そういう意味では、まち独自の奨学金制度の検討を行い、誰もが安心して学べるような環境づくりのためにも、まちとしてもきっちりと支援すべきだと考えますが、この点について、教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

1 番米沢議員の 5 項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1 項目めの「泥流地帯」の映画化に関する 3 点の御質問にお答えします。

御質問にありますように、「泥流地帯」映画制作に関しまして、まちと協力関係にありました映像制作会社が、先月 15 日、資金繰りの悪化によりまし

て、民事再生法の適用を申請したとの報道がなされました。

この報道を受けまして、直ちに同社幹部に状況を確認いたしましたところ、既に同業他社によります資金援助により事業継続が見込まれているとのことではありましたが、脚本家の選定段階にありました「泥流地帯」の映画制作につきましては、現段階で見通しを示すことが難しいとのことでありました。

また、実際、制作に着手もしておらず、同社との関係におきまして、一切の債務債権等は存在しておらず、まちとして同社の民事再生法の適用に関し、特段の対応は要しない状況であることを御理解願いたいと思います。

また、今後の対応についてであります、本事業についての住民の皆様の期待の高さは非常に高いと思われ、引き続き映画化に向けた取り組みを進めるべきと考えており、内閣府によるクールジャパン戦略や、観光庁が提唱するロケツーリズム事業を受託しておりますロケツーリズム協議会と連携を図り、既に映画制作について、新たな事業者の選定について協議を進めておりますことから、当初の計画が遅延することはないものと考えております。

次に、2点目の再検討についての御質問であります、御質問にあります映画の配信、制作に支障を来すのではという点に関しましては、1点目の御質問でもお答えさせていただきましたように、映画化の実現に向けた条件整理も進んでおり、「泥流地帯」映画化を進める会におきましても、6月11日に開催された総会におきまして、経過説明や今後の対応について協議がなされ、引き続き機運醸成活動を初め映画化の実現に向けた活動継続が確認されており、再協議が必要な状況にはないことから、現計画に基づき、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3点目の映画化に伴う制作費についてありますが、既に御案内のとおり、映画制作に係る費用につきましては、あくまでも制作を行う事業者が負担することとしており、まちにつきましては、町内ロケに対する支援や地域交流イベント等に関する費用を賄うこととしており、これらの財源となります企業版ふるさと納税につきましては、まちが進める映画化事業の取り組みへの御理解、御協力をいただくため、企業訪問活動等によりPRを行っているところであります。

現在、企業版ふるさと納税としての御寄附額は5件で400万円、映画化を用途目的にいただいた御寄附額につきましては9名と1企業で238万円、合計では638万円となっております。

御協力をいただいた皆様の方にもお応えできる

よう、映画化の実現に向けて一層の取り組みを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの富良野線の維持存続に関する3点の御質問にお答えいたします。

平成28年、JR北海道による単独では維持困難な線区が公表され、昨年7月には、本年度から来年度の2年間における国による400億円台の財政支援を柱とするJR北海道の経営改善について、いわゆる監督命令が発出される中、持続的な鉄道網の確立に向けて、国や道、市長会、町村会など、各関係機関及び当該線区の関係自治体間において協議を重ねられてきたところであります。

まず、1点目の負担を了承した経緯と各自自治体の負担総額についてであります、平成30年12月24日、国、道、市長会、町村会、JR北海道、JR貨物によるJR北海道の事業範囲の見直しに係る関係者協議において、地域支援の方向性について、平成31年度からの2年間において、維持困難線区における定時性、利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うべく、速やかに協議を行う旨が確認され、北海道より当該線区の協議会に対し、負担方法に関する提案がなされ、全線区の協議会において、過日、同意が得られたところであります。

富良野線におきましても、5月28日に行われましたJR富良野線連絡会議において、沿線各自自治体の支援、負担について同意がなされました。

このことを受けまして、道におきましては、JR北海道の支援に関する予算計上が行われ、その内容といたしましては、単年度の支援総額が2億円で、北海道が7割の1億4,000万円、沿線市町村が3割の6,000万円を負担するというもので、対象市町村は八つの維持困難線区の駅があります40自治体となっております。

負担金額の算出につきましては、均等割、人口割、財政力指数割により算定し、富良野線全体での負担は690万円、そのうち本町の負担につきましては130万円となっており、本年度分の予算計上につきましては、第3回定例町議会での上程を予定しているところであります。

次に、2点目のJR北海道の改善策は示されたのかとの点についてであります、既に報道されておりますように、本年の10月1日に運賃、料金の改定を予定しているほか、グループ全体の長期経営ビジョン、中期経営計画を策定し、鉄道事業における輸送サービスの向上やホテル事業の拡大等による増収策、また、業務の合理化、効率化によるコスト削減策が示されております。

また、8線区につきましては、存続に向けた具体

の取り組みを定めた路線ごとの事業計画、アクションプランが作成されたところであります。

最後に、3点目の利用客をふやす対策についてですが、単独での取り組みだけでは効果が限定的になりますことから、JR北海道が定めた富良野線アクションプランへの積極的なかわりを初め、JR、各自治体、JR富良野線連絡会議、それぞれが互いに協調しながら、乗車イベントの実施や観光拠点としての駅の利活用拡大など、利用促進に向け取り組んでまいります。

なお、JR支援に係る負担のあり方についての考え方ではありますが、以前から申し上げておりますが、単なるJR北海道の赤字補填に対する負担はすべきではないと考えておりますが、住民の皆様や利用者に対する利便性の向上、観光客の増につながるような利用促進への支援については理解できるものであることから、これらを総合的に判断しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めのまごころサービスについての御質問にお答えいたします。

まごころサービスは、上富良野町社会福祉協議会が高齢者及び障害者に対して、介護保険サービスや障害福祉サービスに該当しない、入院の準備、粗大ごみの片づけ、買い物支援等について、有料によりケアサポートする事業であり、まごころサービスの対象者は、介護認定区分1から5、障害程度区分1から6に認定された方のみとなっております。

しかし、昨年度、社会福祉協議会が独居老人の昼食会などを通じて新たなニーズについて調査し、それに伴い、本年度からは65歳以上の方で援助を必要としたときに利用できるほっとサービスも開始されたと同っており、今年度策定されました第3次地域福祉実践計画に基づき、地域福祉の推進に向けた新たな取り組みと認識しております。料金の設定につきましても、利用者の状況を見きわめた上で、適正に設定されているものと理解をしているところであります。

まちといたしましては、第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の2年目となることから、社会福祉協議会に委託しておりますまち独自の在宅福祉サービスや、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するための高齢者等への支援施策につきましては、支援内容や利用ニーズの把握に努め、実態に即した事業となるよう、今後とも関係機関と連携し、推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの補聴器の購入補助についての御質問にお答えいたします。

難聴に苦しむ方への公的支援についてであります

が、現在、まちにおきましては、4月1日現在、聴覚障害により身体障害者手帳を交付されておられる方が80名おられ、そのうち70歳以上の方が65名であります。障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、活用をいただいているところであります。

また、難聴につきましては、一般的に補聴器で改善される難聴と、そうでない難聴とがあり、難聴について相談に来られる方に対しましては、必要な診断を受け、医師と十分相談の上、障害者手帳の該当となる場合には障害者手帳の交付申請を行っていた、補聴器の使用についても補助を受けられる旨、制度の周知をさせていただいており、引き続き相談や制度周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、国、道に対する公的支援の要請につきましては、現状を検討の上、必要に応じ、町村会等を通じて意見を述べてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

また、まち独自の補装具購入に対する補助につきましては、難しいものと考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の、5項目めの奨学金制度についての御質問にお答えいたします。

大学などの高等教育の経済的な負担の軽減を図るために、これまで各大学の授業料免除制度や、日本学生支援機構などによる公的な修学資金の貸し付け制度が設けられており、平成29年度からは、生活保護受給世帯や社会的擁護を必要とする方に給付型の奨学金制度が採用されてきております。

国では、令和2年度から、進学する学生を対象に、本年10月に予定される消費税率引き上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針を決定し、低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することとしております。

対象となる学生は、住民税非課税世帯に加えて、支援の崖、谷間が生じないよう、それに準ずる世帯として、具体的な目安になりますが、年収380万円未満の世帯に対して、段階的に授業料等の減免、給付型の奨学金の支援が講じられるところであります。

このようなことから、国の新たな支援制度に注目するとともに、まちにおきましては、大学や専門学校などの高等教育支援制度を広く紹介するほか、個別相談や問い合わせに丁寧に対応してまいりますの

で、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 1点目の映画化についてお伺いいたします。

進めてきた会社が民事再生法の適用となったということで、今後は観光庁等が進めるロケツーリズム事業者に受託してもらうという形の方向の説明がありました。

まずお伺いいたしますが、この観光庁のいわゆる受託ロケツーリズムの協議会というのは、現状ではどこまでどういう話が映画化に向けて進められているのか、まずこの点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 11番米沢議員のほうよりただいま御質問いただきました、映画制作に係るロケツーリズム協議会との現在の作業の進捗状況ということでございますけれども、まず、ロケツーリズム協議会が映画制作を受託するというのではなくて、ロケツーリズム協議会を介しまして、いろいろと映画制作にかかわります企業、事業者と接点を持たせていただいているということになってございます。

現在のところ、複数社の事業者と、「泥流地帯」の映画制作にかかわるそういう条件等のやりとりを今現在行っているところでございまして、その中でも、やはりかなり前向きに、現地調査も来るという事業者もいるところで、今後、そういう制作に向けた細かい調整をするような、そういう状況に至っているということで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 全てが今後という形という話であります。

一番の危惧するのは、やはりまちのかかわりとしては支援のかかわりだということで、企業版のふるさと納税だとか、個人も含めて、そういったものを支援費に充てたいというような内容の話であります。

そうしますと、現在、なかなかこの映画化というのは非常に難しい側面があるのではないかなというふうに思います。

この間、地方自治体で映画化に取り組んだ、内容はそれぞれ違いますが、必ずしも観光に結びついていないというような状況もあります。

本来、行政というのは、私は何回も言いますが、それよりも、身近な、やっぱり地域の福祉や、そういったところにやはりもっと積極的に、財源だとか

も含めて、やはり支援すべきでないかというふうに思っております。

この映画化の協議会との話し合いの中で、実りあるものも私は出てきたのだろうというふうに思います。紙芝居だとか、地域を歩いて、「泥流地帯」のフットパスだとかという形の、いろいろな取り組みもされてきているというふうに思います。

そういうことを考えれば、そういう大きな題材よりも、やはりそういうものを通じて三浦文学を浮き彫りにして、もっと上富良野を、ジオパークも含めて、あの地域のあの地形も知ってもらうというような、そういう取り組みをして、残すとすれば、CGだとかいろいろありますから、そういうやり方の中で、この「泥流地帯」を町民の中にも意識としてやはり受け取ってもらえるような、そういう対策というのが必要ではないかというふうに思いますが、この点、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の「泥流地帯」の映画化に関します御質問にお答えさせていただきます。

今日までの経過については、先ほど課長のほうからお答えさせていただきましたとおりでございますが、現在、映画づくりを応援していただく協議会の中におきまして、議員からただいま御説明ありましたような、個々の事業も行われている実態も承知しておりますし、非常に熱心に取り組まれている実態もでございます。それはとりもなおさず、この「泥流地帯」を映画に結びつけようという流れの中で、大目標に向かって進む一環の事業として、それらを支える事業として推進されているものと理解しております。やはり皆さんが目的を共有することができているからこそなし得ているものというふうに考えておりますので、ぜひそういった機運醸成については私どももしっかりと協力していく必要があると認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私、そういうものも含めて、協議会と今後どうすべきかということでは、もう既に映画化の取り組みについて一緒にやりたいというような話の内容で進められているというふうに思いますが、また、自治体の立場として、やはり異なる地域の題材を、福祉や暮らしの問題でも、そういったところに対する支援を行うなど、協議会と、また別な角度から、「泥流地帯」に対する、上富良野町だとか、やはり地域の資源を有効的に生かす、そういった取り組みを着実に進めたほうがより効果があるのではないかというふうに思いますが、そう

いった点では、今後、そういった映画化についてはするということで、見直しは考えていないという形でしょうか。私は、当然、見直してもしかるべきだというふうに思いますが、この点、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、大きな視点から述べておられます、まち全体の事業の持ち方、あるいは予算の使い道等については、それはそれぞれ、もちろん福祉分野も大切でありますし、産業分野も、あるいは地域振興も大切であるということから、全体のバランスを図った中で、こういった行政運営がなされているということについては御理解いただけるものと思います。

さらに、現在進めております映画化事業につきましては、私どもが町民の皆さん方の熱い思いを受けまして、議会の皆さんにも御提案申し上げ、十分御議論いただいた上、方向づけを最終的に議会の皆さん方、議会の皆さんはとりもなおさず町民の代表、町民の声というふうに私ども受けとめておりますが、それと私ども行政執行を預かる側と、思いを共有させていただいて、事業に向けて、現在、汗をかいているところでございます。

これに限らず、さまざまな事業を進める中におきまして、やはり想定しなかったようなアクシデントも起きることもあるわけでございまして、そういったものをしっかりと乗り越えて、皆様方から負託された事業を完遂することに向けて取り組むことが私としての責務だというふうに考えておりまして、この実現に向けて取り組むことが、私どもの果たす役割だというふうに考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひいろいろな角度から見直していただきたいというふうに思います。

次に、富良野線の維持存続について伺いたいします。

道においても、この間の道議会の中でも、約500億円の道JRは黒字化に向けた対策という形の中でしたいということの、その根拠はなかなか示されなかったということで、今は状況は変わっているかというふうに思いますが、この間、まちはJRと協議した中で、料金改定も含めてそうなのですが、地域のアクションプランという形の中で、グローバル化の長期の経営再建の増収対策という形の説明を聞かれたというふうな答弁に書かれておりますが、まず印象として、私、直接行っておりませんのでわかりませんが、これならば黒字化に向けての対策とい

うのが納得できるなというような詳細の説明というのはあったのかどうか、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢委員のJR北海道に関する問題についての御質問に御答弁させていただきますと思いますが、JR北海道の長期の経営ビジョン等について、詳細にわたった説明を我々が逐一逐一受けているわけではないのは御理解いただけたと思いますけれども、概要の説明等については、それぞれ各協議会の中の会議の中でも、JRはオブザーバーでも参加しておりますので、JR北海道としては今こういう計画を持っているというような御説明は受けております。

そういう中で、JR北海道という単体の中では大きな赤字を抱えておりますので、グループ全体を通した中で、最終的な、今、プランを考えているという中で、北海道新幹線の2032年札幌延伸の時期に、何とかグループ全体で黒字化に向けるような、そういう戦略を持っているという説明を受けておりますし、ただ、国鉄の清算事業団の法律に基づいた支援が19年、20年で終わりますので、それ以降、法律改正が必要になりますので、これらについては北海道全体を通じても国のほうに働きかけをして、法律改正に力を入れていかなければならないというふうに思っておりますが、JR北海道の戦略プランの中でも、法律改正があつて、国の支援が、今、19年、20年と同規模程度の支援が受けられることを前提にしたプランになっておりますので、我々としては、国においてそういうこともしっかりと対応していただけるような要請も引き続きしていかなければならないのかなというふうに受けとめているところであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたしますが、必ずしもJR北海道のアクションプランの詳細については、まだ計画詳細の内容というのはまだわからない部分が多岐にあるというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、JR北海道の中期の経営計画につきましては、4月19日にJR北海道が公表しておりますので、それらにつきましては私どもも同様の、公表されている資料については持ち合わせているところでありますし、それから、富良野線のアクションプランにつきましては、これはJRが原案をつくりまして、富良野線の協議会の中で議論した中で、前期2年間のアクションプランを立てておりますので、それにつきましては、詳細のもの

は、こういうこともやろう、こういうこともやろうと、基本的には、このアクションプランにつきましては、利用促進と経費の節減との2本立てのプランになっておりますので、これらの詳細の部分については、JRとともにつくったというふうに我々は認識しています。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そのアクションプランというのが、まちに掲げています、同僚議員の質問に対して、詳細、載っておりますが、JR子ども見学ツアー、富良野線マップ作成、配布等、あるいは2次交通における町内をめぐる利便性を図るバスツアーなのかどうか分かりませんが、そういうものも含めて、これはまちのほうであります、それでは、JRではこの富良野沿線、もしくは、どうか分かりませんが、他の沿線、困難路線も含めたアクションプランという形で出されているというふうに思いますが、その詳細というのは似たようなものなのですか。その詳細というのはわかっているのですか、押さえているのですか。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、アクションプランにつきましては、それぞれ8線区の路線ごとに策定しておりますので、基本的には、各路線とも利用の促進策と、あとは経費の節減策というものが大きな二本立てになっておりますけれども、なかなか経費の節減策を具体のプランとしてできるものというのが少ないものですから、まずは地域においては利用促進策に努力していこうということで、アクションプランの、多分、どこの路線も7割、8割方が利用促進に向けたいろいろな具体のものを持っているということで、それぞれの路線区ごとのアクションプランについては、我々は概要という形でJRの経営戦略の中でお聞きしているのみでありまして、富良野線につきましては、それぞれ1項目、1項目ずつ、こんなことをやろう、こんなことをやろう、各自治体ではこんなことをやろう、JRはこういうことをやろうというようなことについては、富良野線のアクションプランでそれは示しておりますけれども、その他の路線については、詳細なものを我々は持っているわけではございません。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、今後、まちが、恐らくまちの実施主体のウエートが高いのかなというふうに思っておりますが、まちが示したプランというのはいつごろから実施の方向で進められるかどうか、この点、確認しておきたいと思います、利用促進のですね。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢委員の御質問にお答えいたしますが、19年、20年の2カ年でありますので、今既にもう計画期間ということになってございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） なかなかその詳細が見受けられないのです、自治体独自の、何をやろうとするのかということで、初めてこういったものが出てきて、まちはこういうことをやるのだなということでもわかったような状態で、やはり今後、そうであるとすれば、町民にも当然呼びかけなければならないですし、そういう立場から、やはりまちの計画と同時に、あわせて町民の方も巻き込んだ、やはりこういったプランを立てなければ、少なくとも利用促進というふうには結びつかないのではないかというふうに思いますが、この点、どういうお考えなのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、JRの利用促進についてのまちとしての対応についての御質問にお答えさせていただきますが、当初のお答えでも申し上げましたように、JRの利用促進につきましては、1町村で取り組むことに対しましては非常に限定的になりますことから、これは申し上げましたように、富良野沿線のJRの協議会全体の中での事業として私ども押さえておりますので、町民に対する利用促進、あるいは上富良野の駅を中心としますイベント等についての取り組みはまちが積極的にかかわりますが、全体の促進等については、地域全体としての取り組みの中でのかかわりというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） なかなかまちの取り組みをしようとする方向性はおぼろげながらも見えましたが、まだまだやはりそういった点で、やはり住民に周知するという点でも不安定要素があるのかなというふうに思います。

このなかなか先が見えない根底には、やはり膨大なJR北海道の赤字がやっぱり根本的にあるわけですね。

そこでお伺いしたいのは、31年度から2年間はこういった、あくまでも赤字補填ではないと、利用促進のための支援策で、2年間だけはこういう方向ですが、その後についてはわからないような、書かれておりませんから、ないというふうに判断しますが、この点、2年間ということで、今後、もしも赤字、あるいはそういう状況で求められた場合、利用促進ですよということで求められる可能性という

のもあるというふうに思います。利用促進は表向きで、裏はやはり赤字補填だと私は思うわけですが、そういう場合、大変失礼なのですが、見えないものを見えるようにするということはなかなかできないと思いますが、可能性として、当然、自治体の負担を求めてくる可能性があるというふうに思いますが、この点、そうなったときにはどういう対応をされるのか、伺っておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のJR問題についての御質問にお答えさせていただきますが、今年度、来年度については、具体的に数字も含めて示されておりますので、対応をさせていただきたいと思っておりますが、以降につきましては、全く今のところは、国の動きがまず見えないという状況でございます。3年目からどういうものが示されてくるかということは全く見通せない中で、お答えすることは大変困難でございますが、ただ、私の思いといたしましては、JR、これは民間企業でございますので、それに対する経営を支える支援というのは、これは想定もしておりませんし、あるべきではないとも思っております。ただ、利用される住民の方々の、あるいは観光に来られる方も含めまして、例えば私ども、既に現在、JRと毎年協議をしておりますが、使いやすいようなダイヤの改正だとか、車両の編成だとか、そういったことは、直接私ども財政支援はしませんが、利用客、利用の促進につながるようになりますので、そういうかわりは今後も続けていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今後の方向性については、きっちりと負担をするともしないとも述べられておりませんが、私はこういった点で、やはり基本は、国がしっかりと財政支援を行うということであります。当然、道もかかわってくると思いますが、それなくして、この問題の解決というのはないというふうに、ちょっと大きな話になりますが、ないと思います。やはり地方自治体は、巨額な、今でも財政が大変な状況の中で、新たな財政負担を求められたとしても、それはどのぐらいの金額にもよりますが、やはり当然、応えられない状況もあるというふうに私は思っております。そういう意味では、引き続き国や道に対して、あるいは赤字新幹線、年間約100億円出るといような状況の試算も見受けられますので、そういったものも、本当に道民のニーズと要求に合っているのかということも含めて、考え直すべきだというふうに私は考えておりますが、いずれにしても、地方自治体のできることは

限度があります。ですから、私は国、道に対してもきっちりと、こういった問題に対してもまちとして提言すべきだというふうに思います。

例えばJRのこの間の列車を増発してほしいという問題でも、列車がないというのですよ、JRは。この間、道とも、道議団と国会議員団とも連携しましたし、そういう問題もあります。だけど、地域にしたら、利便性を確保してほしいというようなやっぱり状況があります。

もう一つは、やっぱり多言語化で、ほかの、美瑛などは案内なども駅案内でありますし、そういった利用者にサービスを提供すると言っておきながら、地域に入ったらそういったサービスの提供がなかなかされていないということを含めて、私は国に対してもきっちりとした財政支援を求めると同時に、まちも町民に対して、やはり富良野沿線あわせて、利用客をふやすための対策をしっかり示すべきだというふうに思いますが、この点、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、前段の、今後のJRに対するさまざまな国に向けての御意見でございますが、全く議員が今御発言になったと同じような、私ども、動きをしております。基本的には、やはり国がしっかりと支えることが、私どもは欠かせない要件だというふうに思っております。

一方、身近な線区に対します利便性の向上等についても、議員がただいま御発言ありましたような回答を私どもも受けているところでございまして、それらについても粘り強く改善していただくように声を出していきたいと思っております。

一方、住民の皆さん方に対します利用促進については、これはまち独自として工夫の余地がある部分については工夫して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次、まごころサービスについてお伺いいたします。

今後、当然、事業を社会福祉協議会に委託しておりますが、その範囲でやるということが基本的な原則なのかなというふうに思いますが、同時に、今、高齢化という状況の中で、介護認定、あるいは障害者の方でなくても、日常生活にやはり困るといような、そういう傾向の人が見受けられます。

そうしますと、もう既に実施している部分もありますが、やはりこういった日常のごみ出しだとか含めて、日常の部屋の清掃だとかも含めて、やはり結構求める方が多いわけですね。そういったところに対して、やはり料金が、当然、2時間、3時間になる

と割高になりますから、そういったところに対してきっちりとした支援を行って、やはり認知症にならない、引きこもりにならない、そういう側面からも、このまごころサービスというのは非常にやっぱり効果的な要素があるものだというふうに考えております。

そういう意味で、こういった部分に対する利用促進も含めた割高感を軽減するためのやはり対策というのが必要だというふうに思いますが、今後、こういった点で、十分協議しながらまちとしても進めるべきだというふうに思いますが、この点、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のまごころサービスに関連いたします御質問にお答えさせていただきますが、まごころサービス並びに新たなほっとサービスですか、これらについての料金設定につきましては、これは社会福祉協議会がさまざまな観点から勘案して設定した料金というふうに理解しておりますので、これについては、私は適正に設定されているものと理解をしておりますが、そういった高齢化等に伴います、あるいは障害者等に対しますまち全体としての支え方については、これは常に検証していかなければならないというふうに考えておりますし、社会が常に変化しておりますので、それらに立ちおくることがないように、目配りもしていくことも大切だと考えておりますので、これは社会福祉協議会等、関連する団体、組織等通じまして、常に情報交換させていただく中で、最善の支援を私どもも求めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 介護認定、要支援等を受けていれば1割で済むわけですね。利用されている方の、富良野の施設等、そういった清掃だとか、1時間百何ぼだったと、ちょっと正確ではありませんが、そのぐらいなのです。そうすると、こちらのほうはそれ以上、倍だとか、数倍高いわけで、そういった格差を私はなくしてほしいということ言っているわけですので、この実態をきちっととらえて、その対策を早急にすべきだというふうに思います。確かに福祉協議会独自の計画に基づいてやっているということではありますが、確かに財源、そう裕福なところではありませんから、そういうものも含めて、再検討、ちょっとそこを確認しておきたいとします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のほっとサービス、まごころサービス等についての料金につ

いての御質問かと思いますが、これらについて、現在、私といたしまして、社会福祉協議会に対して検討が必要ではないかというような趣旨の意見は申し上げる予定はしておりませんが、社会福祉協議会全体の運営に対しましての私どもとしての支援の仕方、これらについては日ごろから情報交換しておりますので、その中で、そういったことに触れる部分がありましたら、また意見交換の一つの材料となることはあり得るかもしれませんが、今のところその部分だけを取り上げてということは想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そういうものも含めて、福祉協議会や訪問介護等、一連の社会を、上富良野町のそういったものを担っているわけですね、福祉の向上だとか。そういう意味で、画一的にだめだというふうな話にはなりませんので、ぜひそういった部分をしっかりと協議していただきたいということを言っておきたいとします。

補聴器の購入の問題であります、やはり今、社会問題になってきています、これは。実際、やはり上富良野町内の方でも、一部そういう、いわゆる外に出るのが嫌だというような方が実際にいます。購入した場合でも、数万円から数十万円、格差があります。それぞれの機能によって当然違うわけで、やっぱりそういうことを考えたときに、まちは、やっぱり国だけの問題にしておくことなく、そういった人たちの社会参加を促す、促進するという立場からも、補聴器に関する補助政策を持って、そういった人たちがもっと社会参加できるような、そういったかわりというものも必要ではないかというふうに思いますが、この点、いろいろな取り組みもされておりますが、その一部として、補聴器の購入に対する補助政策をやはり実現すべきだというふうに思いますが、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の難聴者に対します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、難聴によって御不自由を感じておられる方に対しましては、冒頭申し上げましたように、相談を通じまして、障害者手帳の適用になるかならないかを診断していただいて、そしてそういった認定が受けられる見通しに至ったときには、スムーズに申請をしていただいて、補装具等、補聴器等の準備ができるようにお勧めをしているところでございます。

難聴によらず、今、当然、さまざまな事情によって身体に支障を来す方、あるいは高齢によって支障

を来す方、目がだんだん見えづらくなってくるとか、あるいは膝関節が痛くて外へ出るのが億劫になるとか、さまざまなものが社会の中にはあります。そういった全体の中で、当然、難聴も含めまして、どういうふうにそれぞれ社会に積極的に、健常者と同等に社会参加ができるような仕組みが必要かということ、これは行政全体で、あるいは国としても、これからの高齢化時代に向けて、取り組んでいく大きな課題だというふうに認識しておりますので、まちといたしましても、そういったさまざまなハンデを克服できるような環境づくりというものはしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） おはようございます。

私は、さきに通告しております2項目について、町長にお伺いいたします。

まず、1項目め、観光振興策についてお伺いいたします。

上富良野町における近年の観光入込客数は、富良野・美瑛広域エリア内の他市町村と比較すると、残念ながら満足のいくものではなく、横ばいの傾向にあります。

この間、まちでは、平成25年度から6カ年の第1次上富良野町観光振興計画を策定し、ソフト面では、観光資源の発掘や観光人材の育成、ニューツーリズムのプログラム化や、特産品の開発、また、ツイッターやフェイスブックなど、SNSによる情報発信などを行っております。

そして、ハード面では、日の出公園ラベンダー園、そして十勝岳ラベンダーロードの再生や、かみふらの八景、深山峠ラベンダーテラスの設置、またなかにぎわいテントの設置、観光拠点である日の出公園の整備については、山頂までのアクセス道路の拡充、駐車場の整備、トイレの洋式化、案内看板設置など、さまざまな取り組みを行ってきております。

本年度より第2次観光振興計画がスタートし、当町の観光、交流活動をより一層加速させ、地域の活性化につながることを期待し、下記3点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目、長い間、活用されていなかったかみふらの八景の誘客を近年進めてきた中で、観光客の方々が、町内観光スポットを周遊するようになってきたが、農地に隣接する景観スポットには駐車場がなく、路肩にとめざるを得なく、地権者の方々への迷惑と、交通事故対策が心配されます。早急に整備

の必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、平成27年以降、当町においても訪日外国人客の数が多く伸びてきておりますが、中国、韓国、台湾、香港を合わせた東アジアからの宿泊客が全体の7割を占めており、大半が公共交通機関の利用となっております。

そのような中、JR、路線バスのアクセスは必ずしもよいとは言えず、レンタカーを使用しなければ、効率よく景観スポットやその他の観光施設などを回る手段がありません。

近隣市町村では、JR駅を発着ポイントとし、2次交通の確保をすることで不便さを解消し、複数の観光スポットをめぐることができ、少しでも長くお客様に滞在していただけるような仕組みづくりに努めております。

当町の観光振興においても、2次交通の確保をすることで、さらなる集客につながると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、十勝岳線のバスの運行に関しては、6月から9月の登山シーズンには、決して利用しやすい運行がなされておられません。近年、増加傾向にある登山客の利便性を考慮し、朝1便の増便対応が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、2項目め、キャッシュレス化と地域カード導入について。

商品購入の支払いをクレジットカードや電子マネーなど、現金以外で行う、いわゆるキャッシュレス決済は、海外で急速に進展しております。

日本では、現在、2割ほどにとどまっているキャッシュレス決済比率を、経済産業省では、将来的な目標を80%とした中で、2025年の大阪万博に向けて、キャッシュレス決済率を40%まで引き上げることを中間目標的な位置づけとしております。

現在、国では、本年10月の消費税増税に伴う消費喚起の政策として、キャッシュレス決済による買い物に対して、消費税増税後9カ月間、購入額の2%から5%を還元することとしております。

このような中、まちでは、今年度からスタートした第2次上富良野町商工業振興計画の施策展開において、消費者の利便性の向上、再来店の促進、顧客の囲い込みなどの効果をもたらす地域カードの導入を初め、決済の効率性を高めるキャッシュレス化普及推進への取り組みについて、現在、関係団体と事業化に向けた検討、協議を行っている聞き及んでおります。

観光振興の観点からも、近年の訪日外国人観光客の増加を考えると、キャッシュレス化の推進はイン

バウンドによる消費拡大など、地域活性化への効果が大きいと期待されます。

また、地域カードの導入は、単なる町内消費拡大だけではなく、行政と連携することで、高齢化社会における見守り機能（一定期間カードの使用がない場合、家族に安否確認のメールが届く）を加えるなど、さまざまな活用法が考えられます。

10月からの消費税増税のタイミングで、社会は確実に早いスピードでキャッシュレス化に進んでいくと予想されるため、当町でも事業展開もスピード感を持って着手が必要と考えるが、町長はキャッシュレス化の推進と地域カード導入についてどのようにお考えなのか、お伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の観光振興策に関する3点の御質問にお答えします。

本年は、第2次上富良野町観光振興計画のスタートの年であり、本計画の策定に当たっては、前計画を統括する中から、課題の解決や新たな取り組みによって、交流あふれ、活力のある観光地づくりを目指すものとして策定し、計画に基づき、着実な実践に努めてまいりたいと考えているところであります。

まず、1点目の観光スポットの整備についてであります。八景スタンプラリー等の取り組みや、多様な媒体による情報発信により、かみふらの八景など、町内景勝ポイントへの観光客がふえている一方で、周辺での路上駐車による交通障害や交通事故、農地への侵入など、懸念される状況が発生していることも承知しているところであります。

農地等への侵入につきましては、既にパンフレットでの啓蒙やマナー看板を設置して対応しているところですが、景勝ポイント付近への駐車場設置など、多額の費用を要する整備につきましては、進んでいないのが現状であります。

八景など、景勝ポイント周辺の安全性の確保や周辺環境整備は、観光ポイントとしての魅力向上につながりますことから、必要な改善について総合的に検討してまいります。

また、本年度におきましては、ジェットコースターの路において、ライブカメラによる現況調査も行っており、これらも活用し、今後の対応につないでまいります。

次に、2点目の2次交通の確保についてですが、本町を訪れる観光客の移動手段として、多くは自家用車やレンタカーが大半を占めております

が、外国人観光客につきましては、まだまだ公共交通機関を利用されている実態にあります。

また、地域内の観光施設を周遊する巡回バスや周遊バスのような取り組みが誘客促進の一助となる可能性も理解するところであります。

昨今の観光ニーズの傾向につきましては、個人旅行者の目的地化や広域エリアでの周遊化が増加傾向にあり、範囲の限られた町村単位での2次交通事業につきましては、その効果や採算性を考えると、大変難しいものと考えられますが、2次交通による誘客効果も期待できることから、今後、これらの課題について、観光事業者や交通事業者等、関係機関の皆様とともに検討、協議をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の十勝岳線バスの増便についてありますが、年々、登山愛好者の数は増加傾向にあり、本町を登山口とした十勝岳本峰や富良野岳への登山ルートにつきましては、所要時間に六、七時間を要しますことから、早い時間帯より入山される方が多いと承知をしており、議員御発言にあります、朝1便の増便につきましては、現在は車両数に限りがあることや、運行委託事業者の事情等から、現状においては難しい状況にありますが、十勝岳観光を目玉とするまちとして、登山愛好者等に応えることも大切なことから、季節ごとの入山状況等を把握した上で、改善策について、関係者も交え、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のキャッシュレス化と地域カード導入についての御質問にお答えします。

国においては、少子高齢化や人口減少が進展する中、生産性の維持、向上につなげるため、キャッシュレス化を推し進めており、さらには、本年10月からの消費税増税に伴う経済対策として、端末機の無償貸与や決済手数料の低額化など、普及に向けた取り組みが進められているところであります。

まちにおきましても、キャッシュレス化が消費者、事業者それぞれに利便性やサービス向上につながるものと理解をしているところであります。

また、地域カードによるポイントの付加によって、域内消費の増加、商業振興、発展についても期待できることから、第2次商工業振興計画において、導入について検討することといたしております。

既に商工会よりキャッシュレスカード導入にあわせた地域カード導入についての支援の要望をいただいております。今後、本事業で期待される経済的効果や、事業者の皆様の取り組みの広がりなどを商工会とともに総合的に研究、検討を行った上、具体的な

支援策を探ってまいります。

また、福祉分野など、副次的効果につきまして、情報収集等を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩をしたいと思います。

再開を10時半といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの荒生博一君の再質問を許します。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） まず、観光振興策の1点目め、こちら、景観地の駐車場等々の整備に関しての再質問させていただきます。

ただいまの御答弁におかれましては、やはりそういった農地侵入を防ぐ啓蒙の看板設置等々、近年、スピード感を持って対処していただいているのは大変感謝しているところでございます。

そのような中、第2次観光振興計画の中で、こういった景勝地の駐車場整備ということにおかれましては、本年度を検討期間と位置づけ、次年度、令和2年度以降から実施ということでは書かれておりますが、先ほどの答弁の中にありました、ジェットコースターの路のライブカメラ等々による実態把握というところの中身なのですけれども、どのような形で行われるのか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 9番荒生議員からのジェットコースターの路で行います実態調査の内容につきまして御質問にお答えさせていただきます。

あちらのほう、ライブカメラを設置してございますので、その中で、来訪者数はもちろんなのですが、そこに訪れるお客さんがどういう行動をするか、例えば駐車して山を眺めるのか、道路自体も結構景観ポイントになっていますので、道路の写真を撮るのか、そういうような来訪者の方々の行動パターンもそこで把握をして、後々、例えば整備するときには、その行動パターンによった整備の仕方というのもございますので、そういう観点で実態調査を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、観光客の方々の、例えばジェットコースターの路でしたら、道路の真ん中から下りにかけての写真を撮るとか、ま

た、車はどのあたりにとめてごらんになれるのかというような、そういう交通的なものの配慮とかということを含めて調査、研究を行い、次年度以降の整備につなげるという考えでよろしかったでしょうか。もう一度確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 9番荒生議員からのただいまの御質問でございますが、そういうことで、今後のそういう施策に生かすために行うということの御理解で結構かと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、この1点目、御答弁の中で、やはりこういった受け入れ環境の整備等々については、多額な費用を要するということで、現在、未着手であるということでの御答弁でございました。

ここ数カ月、いろいろなこのような観光客受け入れに際して、北海道及び沿線自治体等々でも、環境整備の財源の確保策として、今いろいろと宿泊税の導入等々が新聞紙面の報道で確認されます。もちろん財源確保という意味では、このような形で、少しでも受け入れ体制の整備の一助となればすばらしい施策であると思うのですけれども、町長がこの施策に関する必要性、どのようにお考えかというのは確認できますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、ただいま御質問にあります観光スポットにつきましての訪れていただく方々に対するサービス向上につながるような施策の必要性というのは非常に重要なこととまず認識していることを、冒頭、お伝えさせていただきたいと思いますが、これまでも議員の皆さん方から、そういった景観ポイントに対するさらなる整備の必要性というものを御質問いただいているところでございますが、いかんせん、ものによっては非常に投資額が多額になることが想定される部分もございまして、なかなか実施に踏み切れていないのが現実でございます。

しかし、放置しておけないというのも一方で現実でございますので、先ほど課長からお答えさせていただきましたように、どういう術を持って解決していく方法があるかという一助に、今取り組んでいるところでございますが、その財源について今お尋ねでございますが、財源をどこに求めるかということ、一般的にはまちの限られた財源の中でどういふふうに分配するかということから始まるかと思いますが、他方に財源を求めて事業を行うということも

今では一般化してきております。

特に今、御質問に出ておりました宿泊税等については、非常に今、話題になっておりますが、これらについて北海道も取り組むということが示されておりますが、具体的には非常に定義づけするのが、何によらず、宿泊税に限らず、まず上富良野町にとって、私の今お聞きした印象で申し上げますと、宿泊税ということになりますと、宿泊のパイも小さい、あるいは宿泊者も仕事で来られているのか観光で来られているのか、これもまたなかなか選別が難しいような、交通にしても、お土産品の購買にしても、さまざまな客体が想定されますけれども、非常に制度上、まだまだ難しいものがあると思いますけれども、まずそういったものにエネルギーを費やすことも大事ですけれども、第一義的には、まちの予算の中で対応できるところはどこまでかなというような検討を優先的に進めることが必要だと考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいまの町長のお考えは十分理解した上で、現在、当町の国内の観光宿泊の延べ数が9万3,000人、海外、訪日外国人の宿泊者延べ数が約1万7,000人。これらを合わせ、仮に1泊につき100円の宿泊税をいただいたような計算に基づきますと、1年間で約1,600万円強の財源確保ということが試算されます。また、今後におかれましても、オリンピック等々で観光のお客様の伸びを期待する中で、一定程度、5年、6年という長いスパンで考えましたら、億になるのか、8,000万円になるのかかわからないですけれども、そういった形の観光整備の一助になるような施策でもとらえられますので、この件に関しましては、現段階での町長の御答弁では、まずは一般的な財源をもってできる範囲からやるということでしたので、これに関しては検討いただくということで閉じさせていただきますして、続きまして、2点目の2次交通確保に関しての再質問に移ります。

現在、近隣の市町村では、富良野市ではくるバス、それから、美瑛町では美しいに遊ぶで美遊バス、そういったバスをJRの駅を発着ポイントとし、以前は1時間に1本のダイヤでぐるぐるぐると回るような試みをしていたのですが、最近では、長い時間、いろいろな観光スポットをめぐるということを重きに置き、10時半ぐらいから、ターミナート、終着を5時前後ぐらいにあわせた1日がかりのそういったツアーというのが2次交通の確保策として近隣の市町村では試みております。

また、うちの観光の入込数を近隣市町村の美瑛広

域エリア内で比較しますと、平成29年度は63万人、当町の63万人に対して、富良野市では189万人、美瑛町では167万人と、潜在的にこのエリアを訪れる方のパイというのはこれぐらいいらっしゃるのです。

そのような中、宿泊ということにおきましては、それぞれの観光ポイントを見た後にお泊まりいただくということで、うちのまちに来る以前に、いろいろな景観、観光ポイントをごらんいただいて、宿泊ということにはつながっているのですが、もしこのようなプログラムを構築することによって、やはり夕方5時まで当町にお客様がじっくりとお時間をかけて観光していただくことによって、では、このような遅い時間なので、あとは夕食を食べて、ここに泊まりましょうという、もしかしたらもう1泊という宿泊につながる可能性も十分踏まえております。

そのような中、現在、御答弁では、十分また関係機関と協力をして、調査を行うということでの御答弁でしたけれども、この2次交通の重要性というのを、もう一度町長の考えを確認させていただきま

す。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2次交通についての御質問にお答えさせていただきます。

2次交通が観光の誘客、あるいは観光のサービス向上につながるという、そういう効果については私も認識を共有できるところでございますが、これを実際、運行に結びつけたというような中で、それがどの程度実効性を発揮できるかということについては、これは私の思いといたしましては、ほかの自治体の取り組みもお話しされておりましたが、上富良野町という限られた地域の中で、最近の観光客の動向等を勘案しますと、非常に効果が限定的になるというようなことで、将来、もしそういうことに取り組むという前提で組み立てるとすれば、やはりこれは広域的な運行というものが、利用される方も望ましい姿だと思いますし、今後、広域観光圏の中で、そういったことも検討テーマにすることはやぶさかでございますので、ぜひそういう意味での、一方ではやはり効果、そして採算、そういったものを両立することが望ましい形でございますので、過去にまち単独で試みたことがありましたけれども、なかなか実現にはほど遠い状況であったということも踏まえて、研究させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ぜひここはやはり、月末ぐらいからインバウンドのお客様もJR上富良野駅から日の出公園まで、ゆっくりと、大きな荷物を持っ

て、やはり観光拠点である日の出公園を目指して歩かれている方も結構多いです。

そんな中、実際、今は情報発信が優れていますので、日の出公園にもライブカメラを設置して、現、花の状況というのは、今、スマホで見ることができますけれども、そういったアクセスができない方も含めて、せっかく20分、30分かけて足を運んだのに、残念ながらということで、折り返している方々も結構見受けられます。そのような方に対して、やはり10時半ですとか11時ぐらいから、当町の景観の八景である、そういったビューポイント、ただ景色を見てバスをおりということだけではなく、現在、ジオパーク等々でも進めております観光ガイドの育成を行っている中、そういったガイドさんという生の言葉を添えることによって、そういったデイツアーも十分今後検討いただけるのではないかと思いますけれども、もう一度その可能性に関して伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2次交通についての御質問にお答えさせていただきますが、今、議員からお話ありましたような、もし潜在的なニーズがあると仮定すれば、第一義的には、これはやっぱり民間事業者の皆さん方がビジネスチャンスとしてとらえていただくということがまず前提にあるべきだというふうに思います。そういった中で、行政として補完的に支援をする術があるとするれば、それは大いに検討してまいります、まずそういった状況が潜在しているとすれば、それは民間事業者もビジネスチャンスとしてとらえられると思いますので、そういった方々との協議も必要となってまいりますので、少し広い意味で検討が必要かというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 一つ前の答弁では、当町単独ではなく、広域的な考えをもとに、そういったプログラミングの可能性もあるということでしたので、ぜひ今後、富良野・美瑛の広域エリア等々でも、当町の有数の観光スポット等をその中に踏まえていただき、また、そういった将来的にバスが運行されることを期待し、次の質問にいかせていただきます。

3点目、登山客のシーズンの1便の増便に関してのお話でございます。

先般、16日に、第41回十勝岳山開きが開催されまして、残念ながら悪天候のため、8時からの記念登山は中止と相りましたが、多くの登山客が、臨時便である6時半発の朝便で、十勝岳温泉凌雲閣前に7時10分に到着しまして、今回、悪天候のた

め、安全祈願祭をとり行いまして、これから山のシーズンに向けた安全を皆で祈願したのですが、遠くは福岡県から、この山開きを楽しみに訪れていただいたお客様がいらっしゃいました。

現在、十勝岳は日本百名山に、御存じのとおり位置づけられている中で、ここ近年、非常に登山ツアーというのもふえております。

そのような中、一度十勝岳に登った方は、今度は個人で、もしくはお友達同士ということで、そんなにレベル的に、中級ぐらいのクラスであるということで、後に訪れるときには、インディビジュアルと申しますか、個人で十分登っていただけるというような山でございますので、やはり利用に際しては、レンタカーであったり、公共交通機関であったりという方々が半分半分ぐらいなのか、多いことは十分察知できます。

そのような中、現在はバスの車両の問題であるとか、非常に人の問題であるとか、厳しいことは十分承知の上で、この6月、もう山が開いていまして、登山シーズンが始まっていますので、来年に向けて、例えば本便を運行するのではなく、1便を増便した場合、これぐらい登山客、利用がいるよというような実績を調べていただくためにも、試行的にぜひこういった1便をふやすというような試験をしていただくような御検討はできないのか、伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の十勝岳線のバスの増便についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭お答えさせていただきましたように、私も非常に十勝岳を大きな観光の目玉としているまちでございます、それらを考えますと、特に本峰を目指したり富良野岳を目指したりする方々は、やっぱり一定程度の時間が必要でございますので、やはり早朝の入山ということを考えますと、今のダイヤの中では非常に困難でございます。

そういうことから考えると、これはやはり改善の必要性は十分検討しなければならないという認識に立っておりますので、まちが直営でということは、なかなかこれは今の仕組み上、難しいかと思いますが、事業者の皆さん方、あるいは車両の運行のローテーション等々あわせて、今、議員から御発言にありましたように、季節的に、今、どのような入山の動向かということを押さえた中で、季節運行ということも方法としては想定できますので、いろいろ多角的に、多角的に検討させていただきまして、どうやったら実現できるかというようなことをまず目標に掲げて検討させていただきたいと思っております。

で、少しの間、時間をいただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9 番荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） それでは、ただいまの答弁、やはりうちのまちは十勝岳を核とした観光の推進ということで、今の御答弁では、しっかりと調査、研究を重ね、答えを出していただくということで理解させていただき、続きまして、2 項目めの再質問に移らせていただきます。

キャッシュレス化については、スマホ決済であるとか、いろいろな多岐にわたり、カードの形態も変わり、どんどんどんどん国の施策というのが我々末端にも日々伝わってきております。

きょうも、朝、ラジオを聞きましたら、毎月ゼロのつく日、現金を使わない、現金ゼロ化、いわゆるキャッシュレス化ということで、ゼロがつく日はキャッシュレスの日などというのも、朝、ラジオで耳にするぐらい、潜在的に国民をキャッシュレス化に向けて、国が主導となり、牽引しているのが報道等々でも、自身、感じることができます。

現在、御答弁いただいた商工会、それからまちが中心となり、どのような事業形態ができるかということで、地域カードの導入は現在進行形であり、検討しております。また、その中には、福祉的要素も踏まえた上で、行政ポイントの付与であるとか、そういった研究も、御答弁の中ではしっかりとこれから協議し、検討し、行ってまいりますといった答弁をいただきましたので、これからの未来の事業です、一つだけ、大きく、総じて町長の見解を伺いますが、まずこの事業、開始の目途は大体いつぐらいをめどに、関係事業者との協議が進められる予定なのか。そして、その中には、行政として、やはり新規事業でありますので、この地域カードが導入された場合、やはり町民の 8 割、9 割、本当は 10 割、皆さんが持っていただければそれにこしたことはないのですけれども、多くの町民の方に、カード導入時にカードをお持ちいただくためには、やはり通常の消費のポイント以外に、行政からいろいろな付与ポイントを行うことで、所持率というのが必ず高まると信じております。

そのような中、町長、今の大きな二つに関してですけれども、どのような思いでこの事業に臨んでいらっしゃるのかお伺いし、質問を終了させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番荒生議員のキャッシュレス化に対応する考え方についてお答えさせていただきます。

私も出張機会が大変多ございますけれども、首都

圏等へ出張の際には、交通系のカードでございますけれども、ほとんど現金は使わなくて行って帰ってこれます。それぐらい、今、利便性が高まっていることは体感しております。

そういったことが、消費税増税に伴います国の事業と連動いたしまして、本町においてもキャッシュレス化が進むことは、これは大変望ましいことでございます。

現在、商工会の皆さん方と、商工会におきましては 10 月 1 日の制度以降、即座に導入できることを目指して取り組んでおります。それらに対します行政としての支援も当然私どもは積極的にさせていただきます。

加えて、さらにその効果を高めるための地域カードの導入、あるいは副次的な効果にまでどうやって及ぼすか、あるいは行政の中でのポイント付与をどうしていくかということは、まず商工会の皆さん方と共有しておりますのは、導入する事業者を拡大することがまず前提であろうと。また、我々行政といたしましても、そういったことに伴う生活のしやすさ、そういったことも一方では私ども PR もしていかなければならない。そういったものをあわせて、この地域、キャッシュレス化が進むはずみにしたいというふうに考えておりますので、一つ一つ段階を経て、商工会の皆さん方としっかりと連携をとって、実現することを目指してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9 番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、8 番竹山正一君の発言を許します。

○8 番（竹山正一君） さきに 2 項目、7 点について通告してありますことについて質問いたしたいと思います。

まず最初、第 1 項目め、J R 富良野線の利用促進について。

J R 富良野線（富良野―旭川間）は、通学、通勤、通院等の生活の中で重要な交通手段であり、また、各本線に接続することからも、富良野・美瑛圏域観光のインバウンド、国内旅行客の重要な移動手段であるが、J R 北海道より、平成 28 年 11 月、単独では維持困難な路線と発表されました。

この公表を受けて、関係 5 市町で富良野線連絡協議会を発足し、協議されてきましたが、令和元年 5 月 28 日、北海道の負担 1 億 4,000 万円と、あとの 6,000 万円の利用促進費の地元負担が異論なく了承されたと報道されました。

今後の利用促進について、次の 4 点について伺いたいと思います。

1、地元負担の始まりとなっていく2019年度の金額と、積算根拠について伺います。

2番目、JRの利用促進の町民に対する呼びかけとあるが、企画立案について伺います。

3番目、町として、職員の出張時における取り組みや対応を伺います。

4番目、駅周辺にはハイヤー、自転車等がありますが、不足しておる状況であります。駅を利用する観光客の方々の移動手段が限られ、不便を来している現状であります。

再度、巡回バス（低料金で）の運行を検討して、JRの利用促進につなげる考えはないのか、伺いたと思います。

2項目め、第2次上富良野町商工業振興計画の事業の取り組みについて（地域振興について）でございます。

第1次計画の3年間で実施できていないサービス面、ソフト面が、第2次計画に含まれている事業が少なく、これはまことに残念であります。

1番目、（1）計画の中で、買い物弱者への対応はどのようにまちとして商工会と連携していくのか、伺います。

2番目、利便性向上につなげる地域のキャッシュレス化（電子マネー）普及推進のため、地域カード等導入の検討と計画にあります、現状について伺います。

3番目、以前、複合的拠点施設の整備等を通じて市街地の活性化につなげていきたいと考えていると答弁がありました。現在、どのように検討されているのか、伺いたいです。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのJR富良野線の利用促進に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の令和元年度の地元負担額と算出根拠についてであります、道及び単独維持困難線区の沿線自治体によるJR北海道への緊急的かつ臨時的な支援を決めた経緯と積算根拠につきましては、さきの米沢議員への御質問でもお答えさせていただいておりますが、単年度の支援総額は2億円で、道が1億4,000万円、沿線市町村が6,000万円、本町の負担額は1,300万円と示されたところであります。

積算根拠につきましては、均等割、人口割、財政力指数割の三つの要素により算定されたところであります。

次に、2点目の利用促進への呼びかけについてで

ありますが、まち独自による利用促進にかかわる計画は持ち合わせておりませんが、JR富良野線連絡会議やJR北海道が策定した富良野線アクションプランと協調して、さまざまな取り組みを行うこととしております。

本年度におきましては、まちの広報活動を通じた利用の呼びかけや、JR子ども見学ツアー、富良野沿線マップの作成、配布等を予定しているところであります。

次に、3点目の町職員の出張時における取り組みや対応についてであります、職員の出張につきましては、既にJR利用を優先としているところでありますが、複数人数での用務、近郊やJRの利便性がよくない業務先につきましては、公用車による出張が実態となっております。

合理性、効率性の観点から、全ての出張をJR利用にはできませんが、職員に対しましては、公務での出張を初めプライベートでの利用のほか、地域や各種団体等の行事に際し、JRの利用促進について、声かけするよう指示をしているところであります。

最後に、4点目の観光客に対する巡回バスの運行についてであります、本町におきましても、平成17年に周遊観光バスの試行運行を実施いたしましたが、利用実態が極めて低く、採算性の観点から、本運行とはならなかった経緯にあります。

さきの荒生議員の2次交通に関する御質問でもお答えさせていただいておりますが、2次交通の利便性の向上がJRの利用促進につながる期待もあることから、広域的な観点から、関係機関、事業者の皆様とともに、検討、協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの第2次上富良野町商工業振興計画の事業の取り組みに関する3点の御質問にお答えします。

昨年度末、本年度を開始年度とする第2次商工業振興計画を策定し、商工会を初め事業者の皆様と連携し、計画に基づく施策、事業の展開をスタートさせたところであります。

本計画の策定に当たりましては、1次計画を総括し、実施に至ったもの、至らなかったもの、全てにおいて再検討を加え、1次計画と2次計画の整合性、連続性についても十分加味し、さらに、新たな取り組みについても協議を行い、本計画への反映に努めたところであります。

まず、1点目の買い物弱者への対応に関する商工会との連携についてであります、本町においても高齢化が進む中、今後、これらに対応したまちづくりが求められてくるものと思います。

商業活動において、顧客の確保は何よりも大切なことであり、今後ますますふえることが予想される高齢者層の顧客確保は、経営安定上も重要な要素であり、第2次商工業振興計画におきましても、快適な買い物環境を整える観点から、買い物弱者への対応についても盛り込んだところであり、商工会はもとより、福祉分野との連携も図りながら、ニーズ調査等を行い、必要な取り組みについて検討し、誰もが安心な暮らしができるよう取り組んでまいります。

次に、2点目のキャッシュレス化を進めるための地域カードの導入検討に係る現況についてであります。商工会と共有しておりますのは、まず、キャッシュレス化事業の導入に取り組み、さらに、その付加価値として地域カードの導入、活用を通じて、消費行動の活発化や地域商工業の発展、振興につなげようとの認識でありますことを御理解賜りたいと存じます。

また、導入検討に係る作業の現況であります。商工会との協議とあわせ、商工会におきましても、町内事業者アンケートを行い、導入意向の把握とともに、端末機の無償貸与の制度説明など、システム導入を前提とした作業が行われているところであります。それらを踏まえ、今後、さらに両者での協議を詰めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の複合拠点施設と市街地活性化の関連性についてであります。拠点施設の整備に当たっては、町内外へのさまざまな地域情報等の発信力向上を重視しており、町内の商工、観光、農業、暮らしにかかわる情報など、まちのゲートウェイとしての役割を担い、拠点施設を核として、さまざまな情報をもとに、町内各所への誘導につなげること、また、産業連携や6次化推進の拠点としての機能も備え、地元原料を活用した商品開発を促し、それらが町内商店街の販売、消費拡大、売り上げ増加に貢献できるような仕組みづくりも必要と考えており、多業種が連携し、本拠点が商工業事業において新たな事業発展への好機として活用されることを目指すものであります。

これまで各方面や住民の皆様から寄せられる声、また、議員も御案内のように、昨年度行いました第6次上富良野町総合計画策定における町民アンケートで際立って多かった、まちの活性化に関する観光、商工業に対する思いの高さを直視するとき、本事業の必要性を改めて認識するものであり、さらには、町民の皆様の新たな交流拠点として機能させることにより、まち全体の活性化に結びつけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 同僚議員の、初めのほうのJRに関して質問がありましたので、なるべくかぶらないように質問していきたいと思っております。

JR北海道への緊急的かつ臨時的な支援ということで、今回、当町の負担額は130万円と先ほど言われました。

この中での根拠として、均等割、人口割、財政力指数割という内容がありますけれども、この辺の最初のウエートなのですけれども、均等割というのはどれぐらいで始まっているのですか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 8番竹山議員のJRの地域負担の割合でございますけれども、地域割が50％でございます。（発言する者あり）済みません、均等割が50％でございます。それと、人口割、財政力指数割がともに25％という算出でございます。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 内容はわかりました。先ほど同僚議員も質問されていましてけれども、今回の負担が赤字の補填に対するものではないという判断で支出を組むということですが、これが始まりとして、今言われた均等割、人口割、財政力割という、これが今後のいろいろな金額の算出のもとになる基礎の％割合ととらえてよろしいのでしょうか。また、そのときによってはまた変わるというものになるものなのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員のJRに対する支援策についての御質問にお答えさせていただきますが、ただいま御説明させていただきました支援策につきましては、今年度、来年度、2カ年間に限ったものでございまして、米沢議員の御質問にお答えさせていただきましたが、今後のJRに対します北海道、我々も含めまして、どのようなJRの維持困難路線についての対応については、全く先を想定する材料がございませんので、お答えしようもございませんが、利用促進については、今後も想定されることかなというふうに漠然とイメージしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 次に、利用促進への呼びかけということで、町民に対して、過日の広報の中に載っていました。その言葉は、単純なる呼びかけという内容でとらえたのですけれども、これらについて、今後、回数をふやすのか、目につく広報の仕方

をしていくのか、その辺のまず取り組みについてお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 8番竹山議員のJ Rの町民の皆さんに対します利用促進のPR、情報の発信の仕方という御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員から御質問ありましたように、御発言の中にありましたように、J R富良野線の利用の内容については4月25日のまち広報で町民の皆さんにお知らせをしたところでございますが、先ほどから町長も述べていますように、沿線でのさまざまな取り組み、そういうものも都度、都度、広報、あるいはホームページを通じて、そういうイベント等の開催についてお知らせをするともに、参加の促進につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） そういうPRなのですけども、先ほど同僚の質問の中で、まちとしては促進に対する取り組みというのとはするということに町長は発言されたと思ったのですけれども、私の今の回答には、しない、取り組まないという、それが聞き間違いだったのか、広域という中での、富良野沿線会議ですか、その中での取り組みだったのか、ちょっと聞き間違いだったのか、その辺、ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員の御質問にお答えさせていただきます。

J Rの利用促進に対します取り組みといたしましては、富良野線のアクションプランの中でも、まちとして取り組む必要のあるもの、多くはこの協議会を通じた広域的な取り組みを想定しておりますが、まち独自として、上富良野駅ということを想定した取り組みも幾つか盛り込まれておりますので、その辺は両立できるように、上富良野町としての取り組みも含まれているということで御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） では次に、3点目の職員の方々の出張なのですけども、既にJ Rを優先しているところであるということで回答いただいたのですけれども、これはこういう問題が出てからですか、それとも、出張はJ R、国鉄という、その時代からの流れなのでしょうか、その辺、ちょっと確認です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番竹山議員からあり

ました、職員の出張に關しますJ Rの利用促進の關係でございますが、職員の出張につきましては、基本、特に札幌に關しましては、公用車で行くかJ Rかという部分がございますが、公用車も台数が少なくなってきたことと、職員の出張中の安全確保もありますので、従前から、基本、札幌につきましてはJ R利用ということで、予算のほうにつきましてもそのように汽車賃をとるということで予算立てをしているところでございますので、今回改めてということではなくて、既に行っていたということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 本来からということであれば、やはりJ Rの、その次にあります合理性、効率性の観点から云々ということで書かれていますけれども、やはりJ Rで行って、次の2次交通なり、そういうのを使って会場まで入るとかということになりますと、初めから公用車での出張という、それが当たり前というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番竹山議員からありました、職員の出張に関するものでございます。

こちらに書いています効率性という部分につきましては、基本、今も札幌についてはJ Rを利用して行ってくださいということでしておりますが、ただ、上富からのJ R利用で行きますと、行ける時間帯が限られた中で、他の用務もございますので、なかなか汽車の時間にあわせきれないような場合もございますし、また、効率性につきましては、同一の会議に職員が1名でしたらJ Rのほうがいいのですが、これが3名、4名というふうになりますと、こちらは今度予算の関係にもなりますが、そこまで必要数の旅費をとっていなかった等々ありますと、乗り合わせで公用車で行くということもございましてはJ Rを優先するということについては変わっていないところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） なるほど、わかりました。ということは、J Rが時間帯などでいっても、やはり不便であるという、言葉に変えればそういう言い方になるのかと思うのですけれども、そういう中で利用促進を町民の方に促していくというのは、何か施策というか、新たな切り口で向かっていくというか、知らせる、周知する、PRするという、何かそういう方法は役場のほうで考えていることになる

のでしょうか。それとも、ＪＲ富良野線の会議のほうで考えるという、何か話は出ているのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 8番竹山議員の、ただいまの町民へのＪＲ利用促進について、具体的なそういう方策を考えているかというようなお話でございますけれども、先ほどから答弁の中に出てきますＪＲ富良野線アクションプランですとか、乗車を直接促すという方法もあるのですが、例えばそれでいけば、列車に乗って旭川に行ってイベントがある、そういうような行事を紹介するののも一つでございまして、そういう列車に乗せる、そういう利用の促し方もありますけれども、要するに來られるお客様に対しての利用促進を促す意味での、駅での利用勝手のよさとか、そういうサービスの提供ですとか、そういう部分を広く含まれてくると思います。

ただ、今後、具体的に町民の方をいかに列車に乗っていただくかということが、余り強制もできませんので、現行、行っているいろいろな皆さんの活動の中に入り込むような、そういうような状況が生じれば、そういうところに何とか乗っていただくような促進策みたいものは見出していきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 今出ました富良野線アクションプランですか、この中で、基本方針とか取り組み、詳細出ていましたけれども、内容が五つ、六つ出ていました。観光資源の積極的な活用、これは当町でもなろうかと思えます。その内容として、鉄道フォトコンテスト、写生コンクール、具体的な内容ですね。地域のお祭りやイベントなどを活用し、鉄道利用の促進、駅舎内及び駅前広場のイベント活用によるにぎわいの創出、これは先ほど町長も言われていた内容かと思えます。イベント時の駅からの無料シャトルバスの運行、これは接続関係というか、町内の観光に結びつく会場との連絡のことだと思います。あとは、ここではやっていないのですが、地域自治会などに駅舎、待ち合いの管理を委託するという、これはほかでもあろうかと思えます。事実、私、南富良野にいたときは、駅のトイレですか、商工会で請け負ってやっていたというのはあります。多分そういうことを想定しているのだと思います。駅舎のバリアフリー化に向けての検討、協議ですか、これについては駅舎自体のことになりますから、ちょっと何とも言えませんけれども、今上げた上位のほうの上がっていた内容は、協議会でこのアクションプランを受けたときに、これはやれ

るという内容として感じられたものですか。実際、この内容を上げたら、今までと何も変わらない、富良野線のアクションプランではないのかなと。いつか、前に見たような事業の内容で、最後の一、二項目が、何か取り上げられたのだなという、小さな上げ方ですけども、そんなふうに感じたのですけれども、それらについては、協議会としてはどんなふうに受けとめられていたのか、お聞きしたいです。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 8番竹山議員からの、ＪＲ富良野線のアクションプランの実効性という観点からの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

あくまでもこのアクションプランにつきましては、ＪＲが主体で立てるものであります。そういう中で、沿線自治体、あるいはＪＲ富良野線連絡協議会の中の事業で、それをどう織り込むか、そういうことを集約した計画になっております。それで、ＪＲ富良野線連絡協議会ですとか、各自治体が主となって取り組む、そういう項目については、それぞれ取り組む主体となる団体が既に行っているもの、もしくは予算づけをして、できるものというものを掲載してございますので、御発言にありました個々の事業について、スケジュールですとか実現の可能性というのは、ちょっと説明するのは難しいのですが、そういうものをＪＲの沿線の連絡協議会、あるいは各沿線自治体からの計画の積み上げでできているものということで御理解をいただきたいのと、要するにできないものは載せていませんので、ある程度そういう実効性を踏まえた上での計画ということで御理解をいただければいいと思えます。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 別な形になるのですけれども、同じアクションプランの報告書の中で、一番最後のページに、今後20年間云々という文言で表が入っていたのですけれども、これらについては、先ほど2年後、3年目以降については何とも言えないというのはわかりますけれども、そこで見込額として28億円総額の富良野線に係る橋梁ですか、鉄橋関係の保守、維持、そういうもので出っていたのですけれども、それらについては事前に、今、20年の間という中では、3年先、5年先と、これから期間を分割していくと思うのですけれども、そういう内容については、やっぱり役場のほうでは頭の中に入れておかなければならない、今後の協議の対象の詳細にいかなければならないものだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員の御質問、JRに対します将来に対する見方についての御質問にお答えさせていただきますが、ただいま議員から御質問がございました、将来の線区を維持するためのハードの部分につきましては、全く私どもとしては想定しておりませんし、私どもがそこに関心を寄せる事項ではないというような判断をしているところでございます。。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） それでは、2項目めの第2次上富良野町商工業振興計画の取り組みということでお聞きしていきたいと思います。

今現在、町の予算づけで、商工業の振興については、新規開業等補助金、商工業等持続化補助金、そして商店街活性化支援制度、そして町の融資制度と、支援策をたくさん網羅されていて、これらの資金の活用、商工会員の資金の活用についてはもう十分にされていて、昨年度は新規会員ですか、14企業、そして自然の退会というのも当然出てきます。それを差し引いて、期末の状況では会員数がプラスになったという数字をいただいております。それについては、265の当初のものが、先ほど言いました新規の14、マイナスとを差し引いて268ということで、3件、会員数がふえているという実情、それらの内容は、皆さん、今言われた補助金なり制度資金、そういうものはやっぱりうまく活用されて、そして事業を始められたというのがあります。

たまたま商工会に行っていたときには、若い男の人だったですけども、新規開業で相談しているというのがありました。やはりこれらについては、振興策としてはよかった、いいものだということで、今後続けていただきたいと思います。

そういう中で、同僚議員も質問がありました、地域カード等の、今、準備というか、決済制度ですか、それらをやっているというのを質問がありました。それらにつきましても、設備投資の部分は業者から無償で提供されて貸与される。これが一番大きな金額になろうかと思ったのですが、それは無償だということで、ただ、あと、実施、運営に当たってはいろいろな経費がやっぱり発生してくる。当然、商店のほう、事業所のほうでも、販売に伴う手数料、それらについてもやっぱり発生してくるということをお聞きしてきました。でも、やはり先ほど町長も言われたとおり、今ですと、やっぱり若い世代の人から、幅広く、お財布を持たないで、携帯の中に入れて、そして決済をしているというのは、まちなかのスーパーやお店の中ではやっております。そのお店の中でも、高額の商品でも、やはり一度で決済できるような形で、そういうふうによって

おります。だけれども、やっぱり会員さんをまとめるということについては、商工会のほうも大変苦労というか、皆さんとも意思の疎通、まとめるという中では、相当今、接触されている状況で、アンケートの結果ももう間もなく出てくるかと思うのですけれども、それらについて、町長のほうは前向きに考えていただけるということで先ほど聞き取ったわけですが、それらについて、もし考えていただけて、進めるのであれば、決断を早くして、早く会員の皆さんに知らせてあげられるような形で取り組んでほしいと思うのです。商工会からの報告を待つよりも、こちらからも商工会の担当者と密に情報交換をしながら、できるだけこの機運を高めているこの時期、タイミングを逃さないようにして判断いただければと思うのですけれども、町長のお考え、さらにちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員のキャッシュレス化に伴います諸事業に対します取り組みについての御質問にお答えさせていただきますが、まず、確認をさせていただきたいと思いますが、キャッシュレス化に向けてのハード整備につきましては、これは商工事業者みずからが取り組むことでございまして、これは10月1日の新しい消費税導入に向けて着々と準備がなされていると思います。まちといたしまして、その事業化についての御意見を申し上げる立場にはございませんので、これは商工会として淡々と進めていただけるものと思います。

もう一方で、御質問にありました、地域カード等をどういうふうに取り組むかということにつきましても、やはりそういったキャッシュレス化の整備によります、その効率と申しましょうか効果を高めようとするれば、やはりそういったキャッシュレス化のハード整備の広がり、商工事業者の中で、それをまず確保していくということにぜひ御努力いただいて、それらが広がりを持ちますと、あわせて地域カード等の導入についても効果が高くなってくるというふうに連動しておりますので、まずはハード整備、それらを1件でも多くの事業者が参加されるようなことを、まちとして具体的に支援はできませんが、応援はしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 再質問、よろしいですか。

以上をもちまして、8番竹山正一君の一般質問を終了いたします。

これにて、まちの一般行政についての質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号平成

31年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成30年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、3億2,399万円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた2億6,399万円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など、五つの特別会計において、翌年度への繰り越し手続きをすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として一般会計で繰り戻しを受けるため、各特別会計繰入金の補正をするものであります。

2点目は、本年10月に予定されている消費税引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券発行事業を行うことから、所要の補正を行うものであります。

3点目は、障害者総合支援法、児童福祉法の平成31年度法改正によって、消費税引き上げに伴う報酬単価改正、就学前児童の発達支援無償化が導入されたことに伴い、現在運用しております障害者福祉システムについて、改修する必要があることから、所要の補正を行うものであります。

4点目は、幼児教育・保育の無償化実施に当たり、その事務を円滑に行うための準備を進めるとともに、現在運用しております子ども・子育て支援システムについても改修する必要があることから、所要の補正を行うものであります。

5点目は、前年度の教育・保育給付に係る国庫負担金の精算に伴い、国への返還金について所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、地域センター病院の産婦人科医療体制確保事業について、2次医療圏内5市町村において協議が整ったことから、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、収益向上作物生産振興補助事業について、4月の作付面積調査とあわせて実施しました当該補助事業実施要望調査の結果、新規導入分及び更新分ともに当初予算を上回る事業費となったことから、その不足する費用について追加の補正をお願いするものであります。

8点目は、新規開業、特産品開発事業補助について、昨年度末から本年度当初にかけ、新たな新規事業計画が提出され、いずれも年度内での事業完了を予定しており、当初予算を大きく上回る事業費となることが見込まれることから、その不足する費用について追加の補正をお願いするものであります。

9点目は、ロケツーリズム協議会負担金について、上富良野町地域再生計画に基づき取り組んでおります映画化プロジェクトに関連し、ロケツーリズム協議会に参加してきておりますが、今年度から新たに当該協議会に参加するためには負担金が生じることとなったことから、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、3月補正予算に計上したものの以降に、これまでまちに寄せられました寄附について、歳入に計上するとともに、寄附者の意向に添いまして、それぞれ目的基金への積み立て等、歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、一部事業内容の変更に伴う補正を行い、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、財政調整基金及び公共施設整備基金に積み立てるとともに、一定額を予備費に留保することで、補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

平成31年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,942万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、2,525万4,000円。

15款道支出金、109万6,000円。

17款寄附金、21万円。

18款繰入金、847万4,000円。

19款繰越金、2億6,399万円。

20款諸収入、220万円

歳入合計、3億122万4,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費、1億3,003万円。

3款民生費、7,154万5,000円。

4款衛生費、264万円。

6款農林業費、105万5,000円。

7款商工費、450万円。

8款土木費、300万円の減。

9款教育費、186万4,000円。

11款給与費、0円。

12款予備費、9,259万円。

歳出合計、3億122万4,000円。

第2表、債務負担行為の補正についてですが、保健福祉総合センター電話交換器等更新事業については、今年度、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による取得を予定しており、取得後の償還に関し、債務負担行為が必要となることから、その期間及び限度額を追加するものであります。

以上で、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) まず、23ページの委託料のところで、低所得者、いわゆるプレミアム付商品券の配布事業という形になっております。

これは消費税にかかわった負担感を軽減するという目的、景気の喚起をするということの話だったかというふうに思いますが、まずお伺いしたいのは、システムの改修という形でなっておりますが、これは新たに端末等の導入があるのかどうか、現在のいわゆる改修を行って済むのか、その点、確認したいと思います。

二つ目にお聞きしたいのは、このプレミアム付商品券というのは、消費税の増税分にかかわって、軽減策という形になっておりますが、この点で、いわ

ゆるこれは短期の、いわゆる1回きりのものだというふうに思います。そうしますと、1回きりで終わるということであれば、さらに消費税がずっと導入されるわけでありますから、新たな、当然、負担というのは、これ以上に、当然、軽減された以上に伴う状況になると思いますが、この点、国とのかかわりで、地方自治体においても非常に大きな影響が出てくる部分であります、一時的に喚起があったとしても、しかし、それは一時的であって、将来的には新たな負担が伴うという点で、問題があるのではないか、どういう認識なのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、25ページのところであります。ここに、児童福祉総務費で23番ですが、ここで前年度教育・保育給付費の負担金の返還金という形、4,300万円になっております。これは計算間違いというような話が聞かれておりますが、なぜこの4,300万円、返還せざるを得なくなったのか、この点、確認しておきたいというふうに思います。

もう1点、その上の委託料で、これもシステム改修という形になっておりますが、この内容も、新たな端末等が設置されるのかどうか含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

もしもこれが導入されるということになれば、上富良野町、将来的に、現在、3歳から5歳児までの人たちは無償化になるという形で、0歳から3歳未満でしょうか、それは非課税世帯のみが無償化の対象になるという形になっているかというふうに思いますが、もう既にひとり親家庭の場合は無償化になっているかというふうに思いますが、そういう意味では、これも当然、格差が生じる話になるのかなというふうに思いますが、この端末機の改修とあわせて、どのような現状になるのか、そういう格差が生じないのか、確認しておきたいと思います。

それと、31ページの商工振興費の19ページのかみふらの産業賑わい協議会ということで、映画をつくる際に当たって、新たな負担金が生じるという形の話になりました。この点、なぜ負担金が生じるに発生するのかというところを確認したいのと、もう1点は、やはりこういう映画をつくって活性化というふうには必ずしもならないというふうに私自身、考えております。町民の中にも、こういった問題に対して、やはり映画化によって観光そのものが潤うという話でもないし、それだったら、お金を、もっと別な財源を使いながら、やっぱり観光振興のきちとした計画に基づいて産業の手当を行うかどうか、そういったほうがよりお金の使い方としていいのではないかなというような声もありますし、私自身

もそのように考えておりますし、当然、こういった部分に対する問題点があるのかなというふうに思いますが、これらの点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の2事業、5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、23ページの、今回、プレミアム付商品券の委託料にかかわる御質問2点についてでございますが、まず、1点目のシステム改修費につきましては、これはシステム導入費でございます。端末機を購入するものではなくて、既存のあるパソコン等に、新たにプレミアム付商品券の事業におきますシステムを導入するという事で予算を計上させていただいております。これは全国どのまちも同じ形で国からの補助金の、導入にかかわる費用というふうになってございます。

2点目の、米沢議員から御質問ありました、消費税、10月に引き上げによる今回のプレミアム付商品券の事業につきまして、消費税が上がれば、今年度のみならず、次年度以降にも生活についてはその影響額が懸念されるところでございますが、この事業につきましては国策で行っている事業でございますので、まち自体としての単独での考え方は、今現在、持ち合わせてはおりません。まず国が行う事業につきまして、まちもこの事業について、町民の皆様にかちと説明をし、皆様の下支えをするような仕組みということで事業展開していきたいと考えております。議員御質問のとおり、一時的なものではないかという御質問ですが、これについては、国策としましては、今年度に対する事業というふうにまちとしてもとらえております。

次に、25ページの教育・保育給付にかかわる3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の償還金でございますが、実はこの償還金につきましては、30年度の国費の補助申請につきまして、申請誤りが判明したため、直ちに変更手続きをしたところ、道費につきましてはその手続きを完了することができましたが、国費につきましては、既にまちに対する支払い手続きが完了したため、まず30年度分でこの4,300万円の歳入を受けたところでございます。直ちに変更申請の準備を整えまして、今年度、31年度におきまして返還をするという手続になったことから、今回の補正となったところでございます。

今回の手続におきましての過ちにつきましては、今後、このようなことがないよう、私ども、事務管理監督については徹底してまいりますことを御報告申し上げます。

2点目の、教育・保育費にかかわる13節システム改修業務につきましても、既に保育業務については、このシステムについて導入しておりますので、その改修ということで、この改修費用を見込んでございます。新たに端末を導入するものではございません。

3点目の、3歳から5歳までの無償化並びに0歳から3歳については非課税世帯ということでの対策でございますが、既にひとり親については、保育料については無償化されておりますけれども、その考え方につきましては、これにつきましても、国が教育・保育の無償化について、今、制度について政令並びに省令等で公布されてまいります。まずは各自治体における行政手続のシステムを、今回、準備をするような指示のもとで、今回、予算を補正しておりますので、教育・保育費の給付につきましては、9月の段階で上程をするような考え方のスケジュールになろうかと思っておりますので、これからまちのほうも、教育・保育施設も含めまして、利用者の負担につきましては、多少、給食費等の自己負担化についても表記がされておりますので、それについては十分協議、検討しまして、まちとしても今後の対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 11番米沢議員からの、賑わい協議会の負担20万円についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、なぜ負担がことしから発生するのかという御質問でございますが、そもそもこのロケツーリズム協議会に参加をするという部分につきましては、先ほど総務課長の補正の説明の中にもありました。

ただ、「泥流地帯」の映画化にももちろん関連はするのですが、今後、ますます映像といいですか、いろいろなドラマでありますとか、ほかの映画、また、コマーシャル等で、やはり景勝がいいということで、いろいろとそういうロケの御相談を受ける機会が多くなってまいりました。

そこで、そういう映像を活用した観光振興なり、それが地域経済への波及ということを目的に、将来的にはロケフィルムコミッション的な、そういうような組織も立ち上げることを見据えながら、今回、こちらのほうのロケツーリズム協議会に参加をして活動を進めたいというふうに思っておりますが、こちらの協議会、昨年までは、将来的には自立というものを条件として、運営費に対しては観光庁のほうから全て運営費が賄われていた実態にあります。それで、ことしから自立で運営するという事になってございますので、今までそちらのほうの協議会に

参加して、いろいろ研修したりとか、いろいろ映像の権利関係について勉強してきました日本各地のそういうフィルムコミッション等のそういう団体の方、そちらの方からの会費をもってことしから運営するということになりました。今回、当町におきましても、そこに引き続き参加するということで、この負担金の20万円については、入会金、会費として、産業賑わい協議会を通しまして、そこに参画していくということで、負担をさせていただくということになりました。

議員から御指摘ありました、映像、映画なりがなかなか地域活性化につながらない、そういう事例については私どももしっかりと認識をしているところでございます。私どもといたしましては、このロケツーリズム協議会に参加する中で、いかに映像を活用した地域づくりでありますとか、経済波及に結びつけていくか、そういうところをきちんと学ぶ、習得する、そういう機会でもありますので、そういう機会に参画する中で、これらをまちの地域振興に必ずつなげていきたいという気持ちで行っているところでございますので、議員から御指摘あったことは重々わかっておりますので、そちらのほうについては肝に銘じて、しっかりと地域振興につながるような、そういう取り組みを展開していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 商品券のところではありますが、町長にお伺いいたしますが、確かに国の制度の問題ですから、それを受けざるを得ないというような現状はあるかというふうに思います。ただ、これが将来、町民の皆さん方にとって新たな負担が発生するという形で、いわゆる消費税と引きかえに、一時的においしいものがあったとしても、それがさらに後々、喚起が冷え込むということが、私は喚起するということは否定しませんが、それが消費税と引きかえというところに、大きな国策としても問題があるというふうに思いますが、この点、町長自身は、将来的に、こういった一時的なものであったとしても、これが去った場合、さらに喚起が後退する懸念は感じていらっしゃるのか、この点、まず確認いたします。

次に、保育給付費の返還という形になっておりますが、これは単なる、聞きましたら、本来、保育料をいただいているということで、それを差し引いた中で、今度、当然、返還しなければならないという状況があったにもかかわらず、しかし、その保育料をも含めて、結局、受け取ってしまったという形の内容であったかというふうに思います。これは初歩

的な事務の、やっぱり勉強のちょっと足りなさなのかなというふうに思います。本来であれば、こういったものというのは、制度を熟知していればすぐわかるわけです。保育料を受け取って、その残額を返還しなければならないのにもかかわらず、それを含めて受け取ってしまったというような状況、内容なのかなというふうに思いますが、この点、どのような状況の中でこういったいきさつになったのか。また、それに対する行政側のチェック体制というのはどのように、今後改善するに当たって検証されたのか、この点をまず確認しておきたいというふうに思います。

もう一つは、フィルムコミッショナーということで、映画に関してであります。これについて、確かにこういう事業を行いながら、地域の観光発生を喚起するというのも一つの方法かもしれませんが、確認いたしますが、これは今後、この事業所ですか、これは大体どのぐらい、全国からこういうかわる費用というのは負担してもらうようになっているのか、それに対して上富良野町は20万円という形になる、総体的な費用というのはどういうふうになっているのか、この点、確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の、まず最初の、消費税率が上がることによる諸対応、その後のことについての御質問でございましたけれども、これは国におきまして、消費税が増加することによりまず一時的な経済の落ち込み、そういったものを緩和させるために、激変緩和措置ということで、今回予定をしている、プレミアム事業についてはそういう性格を持ったものでございます。

そういった事業が経過後につきましては、プレミアムにつきましても低所得者対策ということで限定的でございますので、これは国民の総意として、高福祉時代を応分の負担をもって支え合おうということが法律の精神でございますので、これはそういった応分の負担を国民がこぞってすることによって高福祉時代を支えていこうという仕組みの問題でございますので、これについて私が一自治体としてコメントするという立場ではございませんので、肅々と安定した福祉が充実した国になることを私どもも期待をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢委員の2項目めにありました、前年度の教育・保育の給付費の返還金の関係につきまして、私のほうから答弁させていただきますと思いますが、返還等の経緯等につきましては、先ほど保健福祉課長が答弁したとおりで

あります。また、議員の御質問にありましたように、このように至った経過につきましては、極めて初歩的な、事務的なミスということを私どものほうも確認をしたところであります。

そのようなことから、今年度において、昨年度、既にもう国のほうは交付の手続が終わっているので、30年度につきましては、所要額調査に基づいたものについて交付をするので、次年度にそれは返還として対応していただきたいということになった経過になっているところであります。

そのようなことで、極めて事務的な、不正確なといえますか、そういう事務でありましたので、これらにつきましては、まちの職員の処分にかかわる規定に基づいた中で、それらについて検証しながら、職員等につきましては、それらに基づいた適正な対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、このようなことがないように、直属の上司含め、チェック体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 11番米沢議員の再質問の3点目のロケツーリズム協議会の加入状況なのですが、いろいろと会費の設定でありますとか、ずっと年度に入ってからいろいろ調整してまして、いろいろ見込みを立てた上での設定だったのですが、今回、20万円ということで、6月から会員の募集が始まっているということで、どれぐらいの数の構成があるのかというのは、現段階では把握していない状況であります。先ほど議員がおっしゃっていましたように、フィルムコミッションでありますとか、映画業界、制作会社、そういうような構成団体ということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 返納金、償還金ですか、返還金なのですが、町長、黙っていらっしゃいますが、副町長に答弁させているのですが、町長自身、どのように考えているのか。私、こういった点で、全く町長の監督不行き届きになるのではないかとこのように考えているわけですよ。こういった本当に初歩的な問題がなされないということであれば、全ての事務にそういった懸念が心配されるわけで、やはりその制度を熟知するかどうか、プロの専門家ですよ、そこら辺は。町長、自身で、みずからに厳しい問い掛けなどはしているのかどうか、この点、確認しておきたいというふうに思っております。

このフィルムコミッションという形で、いろいろあるのですが、本当にこれ、先の見えない話

だと思うのです。こういったところに本当にお金を出して、それが実りあるものになるのかどうか。それよりも、もっと違う次元での、やっぱり産業や観光振興だとか、いろいろな立場からのお金の使い方をきっちりやるべきだというふうに思いますが、この点、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員の執務に対します能力、あるいはしっかりと間違いの起こさないような仕事への取り組み、これについては、日々、当然、私を先頭に、全職員が町民の皆さん方に信頼をいただくように執務をしているということは変わりございません。しかし、残念ながらそういう中にありましても、ときにはやはり失念をしたり、あるいはチェックが十分でなかったりして、こういったことに至るケースも現実には起きているところでございますが、常に職場のモラルを高く持っていくということについては、常に365日、職員と私も共有をしているところでございます。

さらに、残念ながらこういう結果に至ったことに対しまして、内部牽制がきくように、あるいは内部の規律がしっかりと保たれるようなことにも厳正に対処しているというふうに理解しておりますので、町民から引き続きしっかりと信頼をいただけるような職場の姿というものをこれからもつくり上げていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点のお尋ねでございますが、賑わい協議会の負担等に関しましてのお尋ねでございますが、これらにつきましても、第6次総合計画、あるいはそれ以前からも、上富良野町の知名度、あるいは上富良野の存在、あるいは観光資源のPR、そういったまちの活性化につながることにしっかりと取り組んでほしい、チャレンジしてほしいという強い町民の声などを受けまして、こういった具体的な事業に取り組むということでございますので、どうかこれは、先ほどの一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、町民みんなが同じ方向へ向かっていこうということで向かっている事業でございますので、そういった事業をしっかりと完成させることが私どもの使命だというふうに受けとめておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開を1時15分とします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北越克彦君) ただいま上程いただきました、議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成30年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成30年度決算に伴う一般会計繰出金について、所要の補正をするものであります。

3点目は、国民健康保険制度改修に伴う電算システム改修費用について、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の1億2,878万9,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成31年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,222万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,129万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰越金、1億3,222万4,000円。

歳入合計は、1億3,222万4,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、69万3,000円。

8款諸支出金、274万2,000円。

9款予備費、1億2,878万9,000円。

歳出合計は、1億3,222万4,000円であります。

以上で、議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第2号平成31年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北越克彦君) ただいま上程いた

だきました、議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成30年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成30年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰出金の額について、所要の補正をするものであります。

3点目は、平成31年度保険基盤安定負担金について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成31年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,628万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、13万7,000円。

4款繰越金、18万5,000円。

歳入合計は、32万2,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、28万9,000円。

3款諸支出金、3万3,000円。

歳出合計は、32万2,000円であります。

以上で、議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第3号平成31年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきまして、1点目は、本特別会計平成30年度分決算確定により、繰越額が確定したことから、既決予算に3,599万6,000円を追加するものであります。

2点目は、介護保険料の軽減につきまして、対象者を低所得者階層に拡大することから、介護保険料は394万3,000円を減額し、同額を一般会計から繰り入れするものであります。

歳出につきまして、1点目は、介護保険料の財源より介護サービス給付費の財源の組みかえを行うものであります。

2点目は、平成30年度一般会計から繰り入れた介護給付費及び職員給与費、事務費等の精算により確定した153万7,000円を一般会計に繰り出すものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に3,445万9,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成31年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,088万9,000

0円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料、394万3,000円の減。

7款繰入金、394万3,000円。

8款繰越金、3,599万6,000円。

歳入合計は、3,599万6,000円であります。

2、歳出。

2款保険給付費、補正額は0円です。

6款諸支出金、153万7,000円。

7款予備費、3,445万9,000円。

歳出合計は、3,599万6,000円であります。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第4号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、寄附採納に伴う繰入金の補正及び平成30年度会計決算に伴う繰越金の補正であります。

次に、歳入につきまして、繰入金をサービス事業費へ財源充当し、その財源組みかえ分及び繰越金分について、今後の財政需要に備えるため、予備費に計上するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

平成31年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,351万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金、15万円。

7款繰越金、65万6,000円。

歳入合計、80万6,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費、0円。

6款予備費、80万6,000円。

歳出合計は80万6,000円であります。

以上で、議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第5号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました、議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成30年度会計決算に伴います収支の精算余剰分を平成31年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものとなっております。

内訳につきましては、歳入では、主に水道使用料の増額を主要因とする収入合計31万8,000円の増額と、歳出では、一般管理費及び事業費等の執行残を主要因とする支出合計88万円を合わせますと119万8,000円となり、既存予算の1,000円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成31年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,368万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金、119万8,000円。

歳入合計、119万8,000円となります。

2、歳出。

3款繰出金、119万8,000円。

歳出合計、119万8,000円となります。

2ページ以降の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第6号平成31年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第7号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました、議案第7号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、下水道事業債借入額の変更に伴います町債と、一般会計繰越金の財源組みかえと、平成30年度会計決算に伴います収支の精算余剰分を平成31年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものとなっております。

内訳につきましては、歳入では、下水道事業債の借入額の変更に伴います町債300万円の増額と、一般会計繰入金300万円の減額の財源組みかえとなっております。

次に、前年度決算に伴います繰越金として、下水道使用料の増額と、国庫補助金及び下水道事業債の減額及び下水道管理費及び下水道事業費、公債費の

額の確定によります繰入金 296 万 4,000 円となり、既存予算の 1,000 円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

以下、議案を朗読し、説明とかえさせていただきます。

議案第 7 号平成 31 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)。

平成 31 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 296 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,575 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算の補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4 款繰入金、300 万円の減。

5 款繰越金、296 万 4,000 円。

7 款町債、300 万円。

歳入合計、296 万 4,000 円となります。

2、歳出。

2 款公債費、増減はゼロでございます。

3 款繰出金、296 万 4,000 円。

歳出合計、296 万 4,000 円となります。

第 2 表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、公共下水道事業（資本費平準化分）。

限度額、補正前、6,760 万円、補正後、7,060 万円となり、300 万円の増となります。

2 ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上、議決項目のみ御説明を申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより議案第 7 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第 7 号平成 31 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 8 号

○議長（西村昭教君） 日程第 10 議案第 8 号平成 31 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました、議案第 8 号平成 31 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 1 号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の内容ですが、まず 1 点目につきましては、看護師奨学金貸付金の中止によりまして、返還金及び出資金の補正です。

その内容につきましては、看護師の人材確保を目的としまして、奨学金の貸し付けを行っていましたが、先般、平成 29 年 4 月より貸し付けを行っていました 1 名の方から、御本人の都合によりまして、本貸付金を中止し、返還の申し出がありましたので、資金的収支及び支出に関係する予算を計上するとともに、本年度予算につきましても不要となる貸付金の予算についても減額補正をするものでございます。

今後につきましても、看護師等医療スタッフの確保につきましては、適時、不足が生じないよう努めてまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、2 点目は、ラベンダーの里ふるさと応援寄附を 6 件の方、41 万円を賜りましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 8 号平成 31 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 1 号)。

総則。

第 1 条、平成 31 年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、資本的収入、141万円。

第1項、出資金、79万円の減。

第4項、奨学金貸付金返還金、220万円。

支出。

第1款、資本的支出、141万円。

第2項、建設改良費、41万円。

第3項、奨学資金貸付金、120万円の減。

第4項、出資金返還金、220万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第8号平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

各選挙執行時における期日前投票所を含む各投票

所の投票管理者及び投票立会人等の報酬については、日額報酬として規定しているところですが、今後の選挙執行時において、短時間のみ開設する期日前投票所を追加で開設した際など、従事した時間に応じた支給額となるよう、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第9号をごらんください。

議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、その改正点を説明させていただきます。

別表中、選挙執行における非常勤特別職の職員として規定しております期日前投票所及び投票所に関する職員にあつては、現行の規定文に「又は従事した時間あたりをもって定める場合にあつては町長が定める額」を追加するものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第12 議案第10号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第１０号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

条例改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定時に関する政令の一部を改正する政令（平成３１年政令第１１８号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成３１年厚生労働省令第５４号）が本年３月２９日に公布、同年４月１日から施行されましたことから、今年度の介護保険料につきまして、低所得者に対する保険料の軽減を強化し、軽減対象者を拡充するため、条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、１点目、元号改正に伴う所要の改正と、第１号被保険者の介護保険料の軽減であります。

介護保険料の保険料率は、所得階層区分に応じ１０段階を設定しておりますが、特に低所得者階層である第１段階から第３段階について軽減するものであり、第１段階の現在「２万６,４００円」を「２万２,０００円」、第２段階の「３万８,２００円」を「３万６,７００円」に、第３段階の「４万４,１００円」を「４万２,６００円」に改正するものであります。

なお、第４段階から第１０段階の保険料につきましては変更はございません。

本条例の施行期日は、公布の日から施行とし、平成３１年４月１日から適用するものでございます。

以上、議案第１０号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第１０号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１１号

◎日程第１４ 議案第１２号

◎日程第１５ 議案第１３号

○議長（西村昭教君） 日程第１３ 議案第１１号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第１４ 議案第１２号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第１５ 議案第１３号北海道市町村総合事務組合理約の変更については関連がございますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いただきました、議案第１１号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第１２号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第１３号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体におきまして、平成３０年３月３１日付をもって十勝環境複合事務組合が解散、脱退したこと、また、当該３組合の構成団体において、平成３１年３月３１日付をもって北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の３団体が解散、脱退となったことに伴い、それぞれの組合理約別表中、解散、脱退した団体の名称を削る改正を行うことについての協議を行うため、本議案を提出するものであります。

以上で、議案第１１号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第１２号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第１３号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号について、一括して質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに議案ごとに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

最初に、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、議案第13号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第16 諮問第1号

○議長(西村昭教君) 日程第16 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただいま上程いただきました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員といたしまして御活躍いただいております西川秋雄氏が、本年9月30日に1期の任期満了を迎えることとなっております。

西川秋雄氏につきましては、人格識見ともに優れたお方であり、平成28年10月1日から人権擁護委員として、人権擁護活動や、その普及活動に積極的に取り組んでおられ、本年10月以降も引き続きその任を務めていただきたく、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣へ推薦するに当たりまして、

議会の意見を求めるものであります。

以下、議案の朗読をもちまして提案の説明とさせていただきます。

諮問第1号。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■■■■■■。

氏名、西川秋雄。

■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

以上であります。なお、経歴につきましては、既に経歴書を御配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、御審議いただき、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

本件は、先例により、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり、選任に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり選任について同意することに決定をしました。

◎日程第17 発議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第17 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番(佐川典子君) ただいま上程されました発議案第1号については、以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年6月19日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員 佐川典子。
賛成者、上富良野町議会議員 岡本康裕、同じく
荒生博一。

議員派遣について。
次のとおり、地方自治法第100条第13項及び
会議規則第129条の規定により議員を派遣する。
記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び
先進地事例調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向
上に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、安平町。

(3)期間、令和元年6月25日から6月26日の
2日間。

(4)派遣議員、全議員、14名。

以上、発議案第1号議員派遣についての説明とさ
せていただきます。

お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上
げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説
明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は
御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案
のとおり可決されました。

◎日程第18 閉会中の継続調査申し出について

○議長(西村昭教君) 日程第18 閉会中の継続
調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規
則第75条の規定により、各委員会において、別紙
配付の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調
査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中
の継続調査とすることに決定しました。

ここで、本議会は現議会議員の最後の定例会であ

りますので、町長より御挨拶をいただきたいと思い
ます。

町長、向山富夫君、お願いいたします。

○町長(向山富夫君) ただいま議長の御指名によ
りまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げたいと思
います。

まず、令和元年第2回定例会に当たりましては、
提案させていただきました全ての議案につきまし
て、大変皆様方から温かい御理解を賜りまして、御
議決いただきましたこと、まず冒頭、お礼を申し上
げたいと思います。大変ありがとうございます。

思えば、4年前、皆様方とともに、この議場にお
きまして、新たな時代に向けたまちづくりをともに
歩みたいということで御挨拶を申し上げたことを思
い出している次第でございます。

この間、皆様方には、さまざまな行政課題に対し
まして、大変温かい御指導、あるいは御協力を賜
り、この4年間、皆さんとともにまちづくりにかか
わらせていただきましたこと、大変光栄に思うとと
もに、皆様方に感謝を申し上げる次第でございま
す。

御案内のように、平成時代が終わりまして、令和
という新しい時代を迎えました。行政課題は十指で
も足りないほど、本当に山積している状況でござい
ます。

そういう中で、このたび、皆様方におかれまして
は、改選期ということになります。それぞれ各自皆
様方におかれましては、それぞれの思いを持って今
後臨まれることと思います。

私といたしましては、またこういった姿で皆様と
ともにまちづくりをできることを心から願っている
ところでございます。

いずれにいたしましても、健康に十分留意され、
元気で御活躍されることを心から願うところでござ
います。

この4年間、議長を初め議会の皆さん方に本当に
温かい御協力を賜りましたこと、重ねて感謝申し上
げまして、皆様方の御活躍を御祈念申し上げ、御挨
拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。

○議長(西村昭教君) 私のほうからも一言お礼を
述べさせていただきます。

(演壇に移動)

○議長(西村昭教君) 議長席と思ったのですが、
4年、本当に皆さん方には大変お世話になりました
こと、厚くお礼申し上げたいと思います。

また、4年間、皆さん方と一緒に議会活動をでき
ましたことに改めて感謝を申し上げたいと思いま

す。

議会の権能を発揮しながら、それぞれ住民の代表者として、まちの発展と住民の福祉にそれぞれ御尽力された皆さん方に改めて敬意を表したいと思います。

また、4年間、議長として、欠点だらけの私ではありますが、事務局を初め支えていただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

特にこの4年間につきましては、全道の議長会の会長ということで、本当に地元の議会活動を後回しにしながらそっちのほうを優先したというようなことも経過としてありましたが、私としては本当に貴重な経験をさせていただきました。これも皆さん方の温かい御理解のもとだろうと、改めて感謝を申し上げる次第であります。

4年は長いようで非常に短いのでありますけれども、8月には一つのハードルが、議会議員の選挙があるということで、それぞれまた心を新たにしてみちづくりに立候補される方、また、違った視点からこのまちの発展にまた尽くそうとされる方、それぞれだろうと思いますが、それぞれ皆さん方の健闘を心からお祈りを申し上げる次第であります。

私にとりましては、この4年間、本当に貴重な経験をさせていただきました。本当に得がたい経験だったなと自分でも思っているところでありますが、議長を3期もやらせていただきました。副議長を入れると16年間、一般質問をしたことが1回もございません。そういう意味では、今度は一議員にかえて、うまくいけば、またこの議場に顔を出させていただいて、今度町長に質問をできるのかなと思っているところであります。

何はともあれ、議会の権能をしっかりと発揮しながら、うちのまちの発展のために、また、皆さん方の御活躍を心からお祈り申し上げますとともに、ひとつ御健闘されることを御祈念申し上げまして、甚だ手短でありますけれども、心からお礼を申し上げます、一言御挨拶にかえさせていただきます。

また、申し遅れましたが、この4年間、本当に理事者の皆さんを初め各所管の課長、職員の皆さん方には、大変丁寧なる対応をしていただきましたことに厚く感謝申し上げますとともに、またそれぞれの職場で、また議会といろいろな意見を交換しながら、よりよいものがまたつくり上げられていけばいいかなと祈念をしているところであります。改めて職員の皆さん方にも心から感謝申し上げます、一言お礼の挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

(議長席に移動)

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、令和元年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時28分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 6 月 2 0 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 佐 川 典 子

署 名 議 員 長 谷 川 徳 行